

変更前 (施設定期検査申請 (最終変更: 令和2年1月31日, 原子力発第19385号) 時の計画)	変更後	変更理由
<p>添付書類四 保守管理の実施に関する計画</p> <p>伊方発電所 第3号機 保全計画</p>	<p>添付書類三 施設管理実施計画</p> <p>伊方発電所 第3号機 保全計画</p>	<p>記載の適正化 (は改正に伴う記載の変更)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(施設定期検査申請 (最終変更: 令和2年1月31日, 原子力発電第19385号) 時の計画)</p> <p>1 保守管理の実施に関する計画の始期 (施設定期検査の開始する日をいう。) 及び閉期 (施設定期検査の適用期間) は、第15回施設定期検査の適用開始日から次の定期検査の実施日以前までの期間 (本申請書で計画している総合負荷性能検査の実施日以降13か月までの間 (※)) として、以降、この期間を第15回施設定期検査の実施日以降13か月までの間 (※2) として、以降、この期間内に次の定期検査を実施するために発電機を解列した場合には、その前日までの期間とする。</p> <p>※: この間を『実施期間』という。</p> <p>(変更前後比較のため、II 2. の記載を転記)</p> <p>2. 補修 取替え及び改修計画</p> <p>(1) 非常用ガスタービン発電機設置工事 (平成31年2月27日付 原子力発電第18295号にて工事計画認可申請済み)</p> <p>○工事概要</p> <p>非常用ガスタービン発電機は3号機の代替電源設備として、6,000kVAガスタービン発電機を高さ2mタンクヤードに設置する。</p> <p>非常用ガスタービン発電機は、頑丈な鉄筋コンクリート製建屋に設置するとともに、建屋については、地震時の建屋安定性確保のため、拡幅して地盤に深く埋め込んだ基礎の上に建設する。</p> <p>○予定時期</p> <p>第15回施設定期検査期間中 (原子炉停止中)</p>	<p>1 施設管理計画の始期 (定期事業者検査を開始する日をいう。) 及び閉期 (施設管理の実施に関する計画の適用期間) は、第15回施設定期検査 (※1) 開始日から次の定期事業者検査の実施日以前までの期間 (本申請書で計画している総合負荷性能検査の実施日以降13か月までの間 (※2)) として、以降、この期間を第15回施設定期検査の実施日以降13か月までの間 (※2) として、以降、この期間内に次の定期事業者検査を実施するために発電機を解列した場合には、その前日までの期間とする。</p> <p>なお、本保全サイクルにおいて1年以上プラントの運転を停止することから、設備の保管対策について特別な施設管理実施計画 (以下「特別な保全計画」という) を定める。</p> <p>※1: 令和2年4月1日改正施行前の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の15に基づき施設定期検査をいう。</p> <p>※2: この間を『実施期間』という。</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更) 特別な施設管理実施計画の策定の記載追加</p> <p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更) 申請実績の反映</p> <p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更) 記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更) 記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更) 記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>
<p>2. 高エネルギーアーク損傷 (HEAF) 対策工事 (平成30年10月19日付 原子力発電第18195号にて工事計画認可申請済み) (平成31年4月26日付 原子力発電第18305号にて工事計画認可補正申請済み) (令和元年7月18日付 原子力発電第19157号にて工事計画変更認可申請済み)</p> <p>○工事概要</p> <p>遮断器や開閉器などの通電された導体間、又は通電された部品とアースの間において、短絡時に発生するアークエネルギーが、実験に求められた火災発生時のアークエネルギーの閾値を下回るように保護レールの整定値の変更等を行い、適切に事故電流を遮断するよう設備の改造を実施する。</p> <p>○予定時期</p> <p>第15回施設定期検査期間中 (原子炉停止中)</p>	<p>II 非常用ガスタービン発電機設置工事 (平成31年2月27日付 原子力発電第18295号にて工事計画認可申請済み) (令和元年12月23日付 原子力発電第19333号にて工事計画認可補正申請済み) (令和2年1月10日付 原子力発電第19344号にて工事計画認可補正申請済み) (令和2年1月21日付 原子力発電第19364号にて工事計画認可補正申請済み) (令和2年3月11日付 原子力発電第19391号にて工事計画認可補正申請済み)</p> <p>○工事概要</p> <p>非常用ガスタービン発電機は3号機の代替電源設備として、6,000kVAガスタービン発電機を高さ2mタンクヤードに設置する。</p> <p>非常用ガスタービン発電機は、頑丈な鉄筋コンクリート製建屋に設置するとともに、建屋については、地震時の建屋安定性確保のため、拡幅して地盤に深く埋め込んだ基礎の上に建設する。</p> <p>○予定時期</p> <p>第15回施設定期検査期間中 (原子炉停止中)</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更) 記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更) 記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更) 記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更) 記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>
<p>(3) 4. 1wt%ステッピング2燃料導入 (平成29年7月7日付 原燃発第17-57号にて工事計画認可申請済み) (平成29年9月4日付 原燃発第17-72号にて工事計画認可補正申請済み) (平成29年9月13日付 原燃発第17-76号にて工事計画認可補正申請済み) (令和元年7月18日付 原子力発電第19158号にて工事計画変更認可申請済み)</p> <p>○工事概要</p> <p>現状の13ヵ月運転において燃料取扱体数を最少とするのに必要なウラン235濃縮度は、現行の約4.8wt%より若干低いことが分かっている。これを踏まえ、一部の燃料濃縮度の低い4.1wt%ステッピング2燃料に置き換えても、燃料取扱体数を増やすことなく炉心設計が可能となることから、ウラン資源の有効利用の観点から導入する。</p>	<p>3. 4. 1wt%ステッピング2燃料導入 (平成29年7月7日付 原燃発第17-57号にて工事計画認可申請済み) (平成29年9月4日付 原燃発第17-72号にて工事計画認可補正申請済み) (平成29年9月13日付 原燃発第17-76号にて工事計画認可補正申請済み) (令和元年7月18日付 原子力発電第19158号にて工事計画変更認可申請済み)</p> <p>○工事概要</p> <p>現状の13ヵ月運転において燃料取扱体数を最少とするのに必要なウラン235濃縮度は、現行の約4.8wt%より若干低いことが分かっている。これを踏まえ、一部の燃料濃縮度の低い4.1wt%ステッピング2燃料に置き換えても、燃料取扱体数を増やすことなく炉心設計が可能となることから、ウラン資源の有効利用の観点から導入する。</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更) 記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更) 記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更) 記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更) 記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(施設定期検査申請 (最終変更: 令和2年1月31日, 原子力発電第19385号) 時の計画)</p> <p>○予定時期 第15回施設定期検査期間中 (原子炉停止中)</p>	<p>○予定時期 第15回施設定期検査期間中 (原子炉停止中)</p> <p>4. 特定重大事故等対処施設設置工事</p> <p>&lt;第1回分割申請&gt;</p> <p>(平成29年12月7日付 原子力発電第17283号にて工事計画認可申請済み)</p> <p>(平成30年10月17日付 原子力発電第18209号にて工事計画認可補正申請済み)</p> <p>(平成30年12月7日付 原子力発電第18246号にて工事計画認可補正申請済み)</p> <p>(平成31年3月12日付 原子力発電第18325号にて工事計画認可補正申請済み)</p> <p>(令和元年7月18日付 原子力発電第19156号にて工事計画変更認可申請済み)</p> <p>&lt;第2回分割申請&gt;</p> <p>(平成30年3月16日付 原子力発電第17387号にて工事計画認可申請済み)</p> <p>(令和元年8月23日付 原子力発電第19188号にて工事計画認可補正申請済み)</p> <p>(令和元年10月16日付 原子力発電第19257号にて工事計画認可補正申請済み)</p> <p>(令和元年11月6日付 原子力発電第19279号にて工事計画認可補正申請済み)</p> <p>(令和元年12月13日付 原子力発電第19326号にて工事計画認可補正申請済み)</p> <p>&lt;第3回分割申請&gt;</p> <p>(平成30年5月11日付 原子力発電第18047号にて工事計画認可申請済み)</p> <p>(令和2年1月13日付 原子力発電第19394号にて工事計画認可補正申請済み)</p> <p>(令和2年3月16日付 原子力発電第19438号にて工事計画認可補正申請済み)</p> <p>&lt;第4回分割申請&gt;</p> <p>(平成30年8月13日付 原子力発電第18143号にて工事計画認可申請済み)</p> <p>(令和元年7月11日付 原子力発電第19151号にて工事計画認可補正申請済み)</p> <p>(令和元年9月13日付 原子力発電第19203号にて工事計画認可補正申請済み)</p> <p>(令和元年10月4日付 原子力発電第19236号にて工事計画認可補正申請済み)</p> <p>&lt;第5回分割申請&gt;</p> <p>(令和元年7月11日付 原子力発電第19152号にて工事計画認可申請済み)</p> <p>(令和2年2月13日付 原子力発電第19395号にて工事計画認可補正申請済み)</p> <p>(令和2年3月16日付 原子力発電第19439号にて工事計画認可補正申請済み)</p> <p>○工事概要</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第53条に規定される特定重大事故等対処施設及びその関連施設を設置する。</p> <p>○予定時期 第15回施設定期検査期間中 (原子炉停止中)</p>	<p>変更理由</p> <p>記載対象工事の追加 (長期停止に伴い原子炉停止中に実施することとなつた工事)</p>
	<p>5. 所内常設直流通電設備 (3系統目) 設置工事</p> <p>(平成31年2月27日付 原子力発電第18296号にて工事計画認可申請済み)</p> <p>(令和元年12月23日付 原子力発電第19334号にて工事計画認可補正申請済み)</p> <p>(令和2年8月4日付 原子力発電第20079号にて設計及び工事計画認可補正申請済み)</p> <p>○工事概要</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流通電力を供給することが可能である特高信頼性を有する所内常設直流通電設備 (3系統目) として、3,000Ahの容量を有する蓄電池 (3系統目) を非常用ガスタービン発電機建屋内に設置する。</p> <p>○予定時期 第15回施設定期検査期間中 (原子炉停止中)</p>	<p>記載対象工事の追加 (長期停止に伴い原子炉停止中に実施することとなつた工事)</p>
	<p>6. 非常用ディーゼル発電機に関する高エネルギーアーケ損傷 (HEAF) 対策工事</p> <p>(令和2年8月19日付 原子力発電第20163号にて設計及び工事計画認可申請済み)</p> <p>(令和2年11月19日付 原子力発電第20332号にて設計及び工事計画認可補正申請済み)</p> <p>○工事概要</p> <p>遮断器や開閉器などの通電された導体間、又は通電された部品とアースの間において、短絡時に発生するアーケエネルギーが、実験にて求められた火災発生時のアーケエネルギーの閾値を下回るように保護リレーの追加及び非常用ディーゼル発電機停止回路の追加を行い、適切に事</p>	<p>記載対象工事の追加 (長期停止に伴い原子炉停止中に実施することとなつた工事)</p>

変更前 (施設定期検査申請(最終変更:令和2年1月31日,原子力発第19385号)時の計画)	変更後	変更理由
<p>II 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査(定期事業者検査を含む。)及び補修等の方法、実施頻度及び時期</p> <p>1. 点検計画 施設定期検査中及びプラント運転中の点検について、予め保全方式を設定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を「伊方発電所保守内規」に従い策定した。点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画に基づく点検計画を別紙-1に記載する。 なお、附帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は、「伊方発電所施設管理内規」に規定している。点検計画を策定又は変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認すると共に、継続的に改善につなげている。 なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行った。 ・保全活動管理指標の監視結果</p>	<p>故電流を遮断するよう設備の改善を実施する。 ○予定時期 第1.5保全サイクル期間中(原子炉停止中)</p> <p>7. 安全保護系ロジック機取替工事 (令和2年9月10日付 原子力発第20194号にて設計及び工事計画認可申請済み) ○工事概要 使用開始から20年以上が経過している安全保護系ロジック機の取替を行う。取替に伴い、既設の安全保護系ロジック機における論理演算、安全保護系計器ラックのデジタル制御装置のソフトウェア及び安全保護系ロジック機の汎用的な補助リレーを用いて実現するよう変更を行う。 ○予定時期 第1.5保全サイクル期間中(原子炉停止中)</p> <p>8. 1次系配管取替工事 (令和2年11月19日付 原子力発第20325号にて設計及び工事計画認可申請済み、設計及び工事計画届出予定) ○工事概要 抽出ラインの配管並びにCループ低温側低圧注入ラインの配管及び弁の取替を実施する。抽出ラインの配管の取替にあたっては、一部の材料をSUS304材から耐腐食性に優れたSUS316材に変更する。Cループ低温側低圧注入ライン配管の取替にあたっては、硬化層が形成されない曲がり管又はエルボに取替えるとともに、当該ラインの逆止弁についても配管と一括して取替えを行う。 ○予定時期 第1.5保全サイクル期間中(原子炉停止中)</p> <p>9. 低圧タービン駆動取替工事 ○工事概要 低圧タービン駆動に生じる経年使用に伴うエロージョンに対する予防保全対策として、第1、第2低圧タービンの7段駆動の取替を実施する。 (使用前事業者検査対象) ○予定時期 第1.5保全サイクル期間中(原子炉停止中)</p> <p>10. 1.87kV伊方南幹線保護リレー取替(1、2、3号機共用) ○工事概要 伊方南幹線の保護継電装置更新工事を実施する。 (使用前事業者検査対象) ○予定時期 第1.5保全サイクル期間中(原子炉停止中)</p> <p>III 発電用原子炉施設の点検、検査等(以下「点検等」という)の方法、実施頻度及び時期</p> <p>1. 点検計画 定期事業者検査期間中及びプラント運転中の点検について、予め保全方式を設定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を「伊方発電所施設管理内規」に従い策定した。点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画に基づく点検計画を別紙-1に記載する。 なお、附帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は、「伊方発電所施設管理内規」に規定している。点検計画を策定又は変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認すると共に、継続的に改善につなげている。 なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行った。 ・保全活動管理指標の監視結果</p>	<p>記載対象工事の追加 (長期停止に伴い)原子炉停止中に実施することとなった工事)</p> <p>記載対象工事の追加 (長期停止に伴い)原子炉停止中に実施することとなった工事)</p> <p>記載対象工事の追加 (長期停止に伴い)原子炉停止中に実施することとなった工事)</p> <p>記載の適正化 (改正に伴う記載の変更)</p>

変更理由	変 更 後	変 更 前
	<p>(施設定期検査申請 (最終変更: 令和2年1月31日, 原子力発第19385号) 時の計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</li> <li>・トラブルなどの運転経緯</li> <li>・高齢年化技術評価及び安全性向上評価の結果</li> <li>・他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</li> <li>・リスク情報, 科学的知見</li> </ul> <p>更に, 設備の保全方式及び点検間隔は, 以下の観点を考慮し, 信頼性向上を目指した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状態監視による異常兆候の早期把握</li> </ul>	<p>(変更後は II 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期へ移動)</p> <p>2. 補修, 取替え及び改造計画</p> <p>(1) 非常用ガスタービン発電機設置工事 (平成31年2月27日付 原子力発第18295号にて工事計画認可申請済み)</p> <p>○工事概要</p> <p>非常用ガスタービン発電機は3号機の代替電源設備として, 6,000kVAガスタービン発電機を標高32mタンクヤードに設置する。</p> <p>非常用ガスタービン発電機は, 頑丈な鉄筋コンクリート製建屋に設置するとともに, 建屋については, 地震時の建屋安定性確保のため, 掘削して地盤に深く埋め込んだ基礎の上に建設する。</p> <p>○予定時期</p> <p>第15回施設定期検査期間中 (原子炉停止中)</p> <p>(2) 高エネルギーアーク損傷 (HEAF) 対策工事 (平成30年10月19日付 原子力発第18195号にて工事計画認可申請済み) (平成31年4月26日付 原子力発第18305号にて工事計画認可補正申請済み) (令和元年7月18日付 原子力発第19157号にて工事計画変更認可申請済み)</p> <p>○工事概要</p> <p>遮断器や開閉器などの通電された導体間, または通電された部品とアースの間において, 短絡時に発生するアークエネルギーが, 実験にて求められた火災発生のアークエネルギーの閾値を下回るように保護リレーの整定値の変更を行い, 適切に事故電流を遮断するよう設備の改造を実施する。</p> <p>○予定時期</p> <p>第15回施設定期検査期間中 (原子炉停止中)</p> <p>(3) 4. 1wt%ステップ2燃料導入 (平成29年7月7日付 原燃発第17-57号にて工事計画認可申請済み) (平成29年9月4日付 原燃発第17-72号にて工事計画認可補正申請済み) (平成29年9月13日付 原燃発第17-76号にて工事計画認可再補正申請済み) (令和元年7月18日付 原子力発第19158号にて工事計画変更認可申請済み)</p> <p>○工事概要</p> <p>現状の13ヵ月運転において燃料取扱体数を最少とするのに必要なウラン235濃縮度は, 現行の約4.8wt%より若干低いことが分かっている。これを踏まえ, 一部の燃料を濃縮度の低い4.1wt%ステップ2燃料に置き換えても, 燃料取扱体数を増やすことなく炉心設計が可能となることが確認できたことから, ウラン資源の有効利用の観点から導入する。</p> <p>○予定時期</p> <p>第15回施設定期検査期間中 (原子炉停止中)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</li> <li>・トラブルなどの運転経緯</li> <li>・高齢年化技術評価及び安全性向上評価の結果</li> <li>・他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</li> <li>・リスク情報, 科学的知見</li> </ul> <p>更に, 設備の保全方式及び点検間隔は, 以下の観点を考慮し, 信頼性向上を目指した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状態監視による異常兆候の早期把握</li> </ul>	<p>3. 保全に関する実施体制</p> <p>第15保安全ケルにおける保全については, 「伊方発電所原子炉施設保安規定」第4条 (保安に関する組織), 第5条 (保安に関する職務) に基づく事業者管理体制により実施する。</p> <p>また, 第15保安全ケルの保全の実施にあたり, 協力事業者に役割を譲渡する場合には, 当該点検及び工事に伴う作業経験等の技術的要件 (力量) も考慮のうえ, 「伊方発電所原子炉施設</p>
	<p>2. 保全に関する実施体制</p> <p>第15保安全ケルにおける保全については, 「伊方発電所原子炉施設保安規定」第4条 (保安に関する組織), 第5条 (保安に関する職務) に基づく事業者管理体制により実施する。</p> <p>また, 第15保安全ケルの保全の実施にあたり, 協力事業者に役割を譲渡する場合には, 当該点検及び工事に伴う作業経験等の技術的要件 (力量) も考慮のうえ, 「伊方発電所原子炉施設</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更) 記載対象工事の追加 (長期停止に伴い原子炉停止中に実施することとなつた工事)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(施設定期検査申請(最終変更:令和2年1月31日,原子力発第19385号)時の計画)</p> <p>保安規定]第1119条(保守管理計画)に基づき調査要求事項等を定める「原子力部 設計/調査管理標準」及び「伊方発電所調査管理内規」の規定に従い調査する。</p> <p>なお、第15保安サイクルにおいて、協力事業者から役務を調達する予定の主要な工事等を以下に示す。</p> <p>(調達予定の主要な工事等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉設備定期点検工事</li> <li>・タービン発電機定期点検工事</li> <li>・計装設備定期点検工事</li> <li>・非常用ガスタービン発電機設置工事</li> <li>・高エネルギーアーク損傷(HEAF)対策工事</li> <li>・4.1wt%スタテップ2燃料導入</li> </ul>	<p>保安規定]第1119条(施設管理計画)に基づき調査要求事項等を定める「原子力部 設計/調査管理標準」及び「伊方発電所調査管理内規」の規定に従い調査する。</p> <p>なお、第15保安サイクルにおいて、協力事業者から役務を調達する予定の主要な工事等を以下に示す。</p> <p>(調達予定の主要な工事等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉設備定期点検工事</li> <li>・タービン発電機定期点検工事</li> <li>・計装設備定期点検工事</li> <li>・非常用ガスタービン発電機設置工事</li> <li>・高エネルギーアーク損傷(HEAF)対策工事</li> <li>・4.1wt%スタテップ2燃料導入</li> <li>・特定重大事故等対処施設設置工事</li> <li>・所内常設直流通電設備(3系統目)設置工事</li> <li>・非常用ディーゼル発電機に関する高エネルギーアーク損傷(HEAF)対策工事</li> <li>・安全保護系ロジック奪取替工事</li> <li>・1次系配管取替工事</li> <li>・低圧タービン動翼取替工事</li> <li>・1.87kV伊方南館総保護リレー取替(1,2,3号機共用)</li> </ul>	<p>特別な施設管理実施計画(保安計画)の策定の記載追加</p>
<p>4. 特別な保安計画 なし</p>	<p>3. 特別な保安計画 第15保安サイクルにおいて、1年以上プラントの運転を停止するにあたり、以下のとおり特別な保安計画を策定した。</p> <p>(1) 特別な保安計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント停止中の系統・機器については、通常の停止状態又は待機状態で保管対策を行い、必要なパラメータ監視、巡回等を行う。主要設備の保管対策を別紙-2に示す。</li> <li>・点検計画を考慮の上、保管状態、停止期間に応じた追加保全の検討を行い、必要な追加保全を実施する。</li> <li>・保管状態、停止期間に応じた再起動による追加的な健全性確認の検討を行い、必要な健全性確認を実施する。</li> </ul> <p>(2) 特別な保安計画に係る実施体制 特別な保安計画に係る実施体制は、通常の保安と同様「2. 保全に関する実施体制」による。</p> <p>(3) 特別な保安計画に基づく点検等の結果の記録管理 特別な保安計画に基づく点検等の結果及び確認・評価の結果を記録する。当該記録の保存期間は発電用原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間とする。</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>
<p>III 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 施設定期検査停止時における、保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は、別図のとおり。</p>	<p>IV 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 定期検査停止時における、保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は、別図のとおり。</p>	

変更理由	変更後	変更前 (施設定期検査申請 (最終変更：令和2年1月31日, 原子力発第19385号) 時の計画)
(本ページ変更なし)	<p style="text-align: center;">別紙-1</p> <p style="text-align: center;">伊方発電所第3号機 点検計画 (第15保全サイクル)</p>	<p style="text-align: center;">別紙-1</p> <p style="text-align: center;">伊方発電所第3号機 点検計画 (第15保全サイクル)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(施設定期検査申請(最終変更：令和2年1月31日、原子力発第19385号)時の計画)</p> <p>点検計画の記載について</p> <p>1. 点検計画については以下の方針に従い記載している。</p> <p>(1) 記載している設備について</p> <p>点検計画には発電所設備の主要機器として以下の設備を対象に記載している。</p> <p>①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の14第1項に規定する技術基準が適用される設備</p> <p>a. 定期事業者検査の対象となる設備</p> <p>b. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則附表第2において工事計画書に記載が要求されている設備</p> <p>なお、工事計画書において仕様が記載されていない設備については、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ、取替が可能な下記のものについて除外する。</p> <p>(a) 防護用具、現地操作時に用いる工具類、固縛用ナイロンスリング類</p> <p>(b) 一般消耗品(電池類他)</p> <p>(c) 一般産業品(可搬型照明、電話・ファックス他)</p> <p>② 保全の重要度が高い設備</p> <p>(2) 記載している点検について</p> <p>点検計画には上記設備の主要な点検として以下を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期事業者検査に係る点検</li> <li>・施設定期検査の頻度性能維持のための措置を伴う点検</li> <li>・施設定期検査対象機器に係る点検のうち定期事業者検査に係る点検の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を伴う点検</li> <li>・記載対象設備において上記に該当する点検がない設備については主要な点検</li> </ul> <p>上記以外の点検(主要機器の上記条件以外の点検や附帯設備<sup>※1</sup>の点検等)については、「伊方発電所保守内規」に定めている。</p> <p>※1 附帯設備の例</p> <p>潤滑油、潤滑水、シール水、冷却設備、電源、制御回路、オリフィス、レデュース、サイトガラス等</p> <p>(3) 保全の重要度について</p> <p>機器レベルの保全の重要度は、「伊方発電所保守内規」により定義されているG1～G5の5段階で表記する。5段階のうち、G1、G2、G3は、保全重要度「高」、また、G4、G5は、保全重要度「低」として取り扱うこととする。</p> <p>ただし、構造物の保全の重要度については、系統レベルの影響度評価結果に基づき、「高」又は「低」と記載している。</p> <p>なお、保全重要度「高」の設備については保全方式として予防保全(時間基準保全、状態基準保全)を選定し、事後保全は選定していない。</p> <p>(4) 保全方式について</p> <p>保全方式については以下のとおり記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間基準保全を採用しているもの：点検頻度</li> <li>・状態基準保全を採用しているもの：CBM</li> <li>・事後保全を採用しているもの：BDM</li> </ul> <p>なお、休止設備については使用時に保全方式を決定するため「-」と表示している。</p>	<p>点検計画の記載について</p> <p>1. 点検計画については以下の方針に従い記載している。</p> <p>(1) 記載している設備について</p> <p>点検計画には発電所設備の主要機器として以下の設備を対象に記載している。</p> <p>①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の14第1項に規定する技術基準が適用される設備</p> <p>a. 定期事業者検査の対象となる設備</p> <p>b. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則附表第2において工事計画書に記載が要求されている設備</p> <p>なお、工事計画書において仕様が記載されていない設備については、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ、取替が可能な下記のものについて除外する。</p> <p>(a) 防護用具、現地操作時に用いる工具類、固縛用ナイロンスリング類</p> <p>(b) 一般消耗品(電池類他)</p> <p>(c) 一般産業品(可搬型照明、電話・ファックス他)</p> <p>② 保全の重要度が高い設備</p> <p>(2) 記載している点検について</p> <p>点検計画には上記設備の主要な点検として以下を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期事業者検査に係る点検</li> <li>・定期事業者検査の頻度性能維持のための措置を伴う点検</li> <li>・定期事業者検査対象機器に係る点検のうち定期事業者検査に係る点検の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を伴う点検</li> <li>・記載対象設備において上記に該当する点検がない設備については主要な点検</li> </ul> <p>上記以外の点検(主要機器の上記条件以外の点検や附帯設備<sup>※1</sup>の点検等)については、「伊方発電所保守内規」に定めている。</p> <p>※1 附帯設備の例</p> <p>潤滑油、潤滑水、シール水、冷却設備、電源、制御回路、オリフィス、レデュース、サイトガラス等</p> <p>(3) 保全の重要度について</p> <p>機器レベルの保全の重要度は、「伊方発電所保守内規」により定義されているG1～G5の5段階で表記する。5段階のうち、G1、G2、G3は、保全重要度「高」、また、G4、G5は、保全重要度「低」として取り扱うこととする。</p> <p>ただし、構造物の保全の重要度については、系統レベルの影響度評価結果に基づき、「高」又は「低」と記載している。</p> <p>なお、保全重要度「高」の設備については保全方式として予防保全(時間基準保全、状態基準保全)を選定し、事後保全は選定していない。</p> <p>(4) 保全方式について</p> <p>保全方式については以下のとおり記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間基準保全を採用しているもの：点検頻度</li> <li>・状態基準保全を採用しているもの：CBM</li> <li>・事後保全を採用しているもの：BDM</li> </ul> <p>なお、休止設備については使用時に保全方式を決定するため「-」と表示している。</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p> <p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>



変更前	変更後	変更理由
<p>(施設定期検査申請（最終変更：令和2年1月31日、原子力発第19385号）時の計画）</p> <p>(5) 点検頻度について 次の整理により「C」：保全サイクル、「M」：月、「Y」：年、「Y.P」：年、「B」：状態監視の結果で表記している。 ・施設定期検査中に実施する性能維持のための措置を伴う点検及びそれに伴い実施する点検については、「M」又は「Y.P」により表記している。 なお、「M」により表示された頻度は、原子炉の運転期間（総合負荷性能検査～解列に対応した値を示している） ・「供用期間中検査」や「蒸気タービン開放検査」のように施設定期検査中に実施するもので年度管理するものについては、「Y.P」により表記している。 ・換気空調設備のようにプラント運転中に点検を実施するもので年度管理するものについては、「Y」により表記している。 ・施設定期検査中に実施する性能維持のための措置を伴わない点検については、「C」*2により表記している。 また、「燃料取扱設備検査」のようにプラント運転中に実施しているものでも施設定期検査に合わせて実施しているものは「C」により表示している。 ・このほか肉厚管理指針に従い管理する肉厚測定は、検査箇所ごとの管理となるため、本表では、「2次配管肉厚検査計画による」と表記している。 ・状態監視の結果実施した機器の分解点検等の後に実施する機能・性能試験については、「B」により表記している。</p> <p>※2：「C」により表記している「機能・性能試験」、「漏えい試験」、「外観点検」等は、性能維持のための措置を予定していない点検であり、劣化進捗がごく軽微なため、分解、開放点検やプラント施設定期検査停止時期に合わせた実施管理が適しているものを対象としている。</p> <p>(6) 点検時期について 時間基準の点検については、“定検起動後”、“プラント運転中”の表現により、備考欄に実施時期を記載している。 なお、これらの記載のないものについては、定検停止中に実施することとしている。</p> <p>(7) 状態監視方法の記載について ・保全方式として状態基準保全を用いる機器については、経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法（状態監視技術、定例試験、巡視点検等）並びにその頻度を備考欄に記載している。 ・保全方式として時間基準保全を採用している機器については、保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。 ・状態監視の結果に基づき分解点検の実施時期を定め、分解点検に合わせて機能・性能試験を定期事業者検査として実施する場合には、技術基準適合判断を伴う状態監視の頻度を一定の期間として扱い、機能・性能試験の頻度を「B」により表記している。</p>	<p>(5) 点検頻度について 次の整理により「C」：保全サイクル、「M」：月、「Y」：年、「Y.P」：年、「B」：状態監視の結果で表記している。 ・定期事業者検査中に実施する性能維持のための措置を伴う点検及びそれに伴い実施する点検については、「M」又は「Y.P」により表記している。 なお、「M」により表示された頻度は、原子炉の運転期間（総合負荷性能検査～解列に対応した値を示している） ・「供用期間中検査」や「蒸気タービン開放検査」のように定期事業者検査中に実施するもので年度管理するものについては、「Y.P」により表記している。 ・換気空調設備のようにプラント運転中に点検を実施するもので年度管理するものについては、「Y」により表記している。 ・定期事業者検査中に実施する性能維持のための措置を伴わない点検については、「C」*2により表記している。 また、「燃料取扱設備検査」のようにプラント運転中に実施しているものでも定期事業者検査に合わせて実施しているものは「C」により表示している。 ・このほか肉厚管理指針に従い管理する肉厚測定は、検査箇所ごとの管理となるため、本表では、「2次配管肉厚検査計画による」と表記している。 ・状態監視の結果実施した機器の分解点検等の後に実施する機能・性能試験については、「B」により表記している。</p> <p>※2：「C」により表記している「機能・性能試験」、「漏えい試験」、「外観点検」等は、性能維持のための措置を予定していない点検であり、劣化進捗がごく軽微なため、分解、開放点検やプラント定期事業者検査停止時期に合わせた実施管理が適しているものを対象としている。</p> <p>(6) 点検時期について 時間基準の点検については、“定検起動後”、“プラント運転中”の表現により、備考欄に実施時期を記載している。 なお、これらの記載のないものについては、定検停止中に実施することとしている。</p> <p>(7) 状態監視方法の記載について ・保全方式として状態基準保全を用いる機器については、経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法（状態監視技術、定例試験、巡視点検等）並びにその頻度を備考欄に記載している。 ・保全方式として時間基準保全を採用している機器については、保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。 ・状態監視の結果に基づき分解点検の実施時期を定め、分解点検に合わせて機能・性能試験を定期事業者検査として実施する場合には、技術基準適合判断を伴う状態監視の頻度を一定の期間として扱い、機能・性能試験の頻度を「B」により表記している。</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(施設定期検査申請(最終変更:令和2年3月31日,原子力発電19385号)時の計画)</p> <p>別図</p> <p>伊方発電所第3号機</p> <p>第15回施設定期検査時の安全管理の計画</p> <p>記載例</p> <p><input type="checkbox"/> : 機能要求なし</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> : 機能要求あり</p> <p><input type="checkbox"/> △ : 機能要求あり(条件付)</p> <p>なお、上記においても要求除外となる場合がある。詳細は、伊方発電所原子炉施設保安規定を参照。</p>	<p>別図</p> <p>伊方発電所第3号機</p> <p>第15回定期検査検査時の安全管理の計画</p> <p>記載例</p> <p><input type="checkbox"/> : 機能要求なし</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> : 機能要求あり</p> <p><input type="checkbox"/> △ : 機能要求あり(条件付)</p> <p>なお、上記においても要求除外となる場合がある。詳細は、伊方発電所原子炉施設保安規定を参照。</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>









変更前 (施設定期検査申請(最終変更:令和2年1月31日,原子力発第19385号)時の計画)	変更後	変更理由
<p>参考資料-1</p> <p>計画期間中における点検の実施状況等</p> <p>「伊方発電所第3号機 点検計画(第15保全サイクル)」</p>	<p>参考資料-1</p> <p>計画期間中における点検の実施状況等</p> <p>「伊方発電所第3号機 点検計画(第15保全サイクル)」</p>	<p>(本ページ変更なし)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(施設定期検査申請(最終変更:令和2年1月31日,原子力発第19385号)時の計画)</p> <p>点検計画の記載について</p> <p>1. 点検計画については以下の方針に従い記載している。</p> <p>(1) 記載している設備について</p> <p>点検計画には発電所設備の主要機器として以下の設備を対象に記載している。</p> <p>①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の14第1項に規定する技術基準が適用される設備</p> <p>a. 定期事業者検査の対象となる設備</p> <p>b. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第2において工事計画書に記載が要求されている設備</p> <p>なお、工事計画書において仕様が記載されていない設備については、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ、取替が可能な下記のものについて除外する。</p> <p>(a) 防護用具、現地操作時に用いる工具類、固縛用ナイロンスリング類</p> <p>(b) 一般消耗品(電池類他)</p> <p>(c) 一般産業品(可搬型照明、電話・ファックス他)</p> <p>② 保全の重要度が高い設備</p> <p>(2) 記載している点検について</p> <p>点検計画には上記設備の主要な点検として以下を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期事業者検査に係る点検等</li> <li>・施設定期検査の駆逐性能維持のための措置を伴う点検</li> <li>・施設定期検査対象機器に係る点検のうち定期事業者検査に係る点検の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を伴う点検</li> <li>・記載対象設備において上記に該当する点検がない設備については主要な点検</li> </ul> <p>上記以外の点検(主要機器の上記条件以外の点検や附帯設備<sup>※1</sup>の点検等)については、「伊方発電所保守内規」に定めている。</p> <p>※1 附帯設備の例 潤滑油、潤滑水、シール水、冷却設備、電源、制御回路、オリフィス、レデュース、サイトグラス等</p> <p>(3) 保全の重要度について</p> <p>機器レベルの保全の重要度は、「伊方発電所保守内規」により定義されているG1～G5の5段階で表記する。5段階のうち、G1、G2、G3は、保全重要度「高」、G4、G5は、保全重要度「低」として取り扱うこととする。</p> <p>ただし、構造物の保全の重要度については、系統レベルの影響度評価結果に基づき、「高」又は「低」と記載している。</p> <p>なお、保全重要度「高」の設備については保全方式として予防保全(時間基準保全、状態基準保全)を選定し、事後保全は選定していない。</p> <p>(4) 保全方式について</p> <p>保全方式については以下のとおり記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間基準保全を採用しているもの:点検頻度</li> <li>・状態基準保全を採用しているもの:CBM</li> <li>・事後保全を採用しているもの:BDM</li> </ul> <p>なお、休止設備については使用時に保全方式を決定するため「-」と表示している。</p>	<p>点検計画の記載について</p> <p>1. 点検計画については以下の方針に従い記載している。</p> <p>(1) 記載している設備について</p> <p>点検計画には発電所設備の主要機器として以下の設備を対象に記載している。</p> <p>①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の14第1項に規定する技術基準が適用される設備</p> <p>a. 定期事業者検査の対象となる設備</p> <p>b. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第2において工事計画書に記載が要求されている設備</p> <p>なお、工事計画書において仕様が記載されていない設備については、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ、取替が可能な下記のものについて除外する。</p> <p>(a) 防護用具、現地操作時に用いる工具類、固縛用ナイロンスリング類</p> <p>(b) 一般消耗品(電池類他)</p> <p>(c) 一般産業品(可搬型照明、電話・ファックス他)</p> <p>② 保全の重要度が高い設備</p> <p>(2) 記載している点検について</p> <p>点検計画には上記設備の主要な点検として以下を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期事業者検査に係る点検等</li> <li>・定期事業者検査の駆逐性能維持のための措置を伴う点検等</li> <li>・定期事業者検査対象機器に係る点検のうち定期事業者検査に係る点検の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を伴う点検等</li> <li>・記載対象設備において上記に該当する点検がない設備については主要な点検</li> </ul> <p>上記以外の点検(主要機器の上記条件以外の点検や附帯設備<sup>※1</sup>の点検等)については、「伊方発電所保守内規」に定めている。</p> <p>※1 附帯設備の例 潤滑油、潤滑水、シール水、冷却設備、電源、制御回路、オリフィス、レデュース、サイトグラス等</p> <p>(3) 保全の重要度について</p> <p>機器レベルの保全の重要度は、「伊方発電所保守内規」により定義されているG1～G5の5段階で表記する。5段階のうち、G1、G2、G3は、保全重要度「高」、G4、G5は、保全重要度「低」として取り扱うこととする。</p> <p>ただし、構造物の保全の重要度については、系統レベルの影響度評価結果に基づき、「高」又は「低」と記載している。</p> <p>なお、保全重要度「高」の設備については保全方式として予防保全(時間基準保全、状態基準保全)を選定し、事後保全は選定していない。</p> <p>(4) 保全方式について</p> <p>保全方式については以下のとおり記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間基準保全を採用しているもの:点検頻度</li> <li>・状態基準保全を採用しているもの:CBM</li> <li>・事後保全を採用しているもの:BDM</li> </ul> <p>なお、休止設備については使用時に保全方式を決定するため「-」と表示している。</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p> <p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>



変更前	変更後	変更理由
<p>(施設定期検査申請（最終変更：令和2年1月31日、原子力発第19385号）時の計画）</p> <p>(5) 点検頻度について 次の整理により「C」：保全サイクル、「M」：月、「Y」：年、「Y.P」：年、「B」：状態監視の結果で表記している。 ・施設定期検査中に実施する性能維持のための措置を伴う点検及びそれに伴い実施する点検については、「M」又は「Y.P」により表記している。 なお、「M」により表示された頻度は、原子炉の運転期間（総合負荷性能検査～解列）に対応した値を示している。 ・「供用期間中検査」や「蒸気タービン開放検査」のように施設定期検査中に実施するもので年度管理するものについては、「Y.P」により表記している。 ・換気空調設備のようにプラント運転中に点検を実施するもので年度管理するものについては、「Y」により表記している。 ・施設定期検査中に実施する性能維持のための措置を伴わない点検については、「C」*2により表記している。 また、「燃料取扱設備検査」のようにプラント運転中に実施しているものでも施設定期検査に合わせて実施しているものは「C」により表示している。 ・このほか肉厚管理指針に従い管理する肉厚測定は、検査箇所ごとの管理となため、本表では、「2次配管肉厚検査計画による」と表記している。 ・状態監視の結果実施した機器の分解点検等の後に実施する機能・性能試験については、「B」により表記している。 ※2：「C」により表記している「機能・性能試験」、「漏えい試験」、「外観点検」等は、性能維持のための措置を予定していない点検であり、劣化進展がごく軽微なため、分解・開放点検やプラント施設定期検査停止時期に合わせた実施管理が適しているものを対象としている。</p> <p>(6) 点検時期について 時間基準保全の点検については、“定検起動後”、“プラント運転中”の表現により、備考欄に実施時期を記載している。 なお、これらの記載のないものについては、定検停止中に実施することとしている。</p> <p>(7) 状態監視方法の記載について ・保全方式として状態基準保全を用いる機器については、経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法（状態監視技術、定期試験、巡視点検等）並びにその頻度を備考欄に記載している。 ・保全方式として時間基準保全を採用している機器については、保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。 ・状態監視の結果に基づき分解点検の実施時期を定め、分解点検に合わせて機能・性能試験を定期事業者検査として実施する場合には、技術基準適合判断を伴う状態監視の頻度を一定の期間として扱い、機能・性能試験の頻度を「B」により表記している。</p> <p>(8) 今回の実施計画について 第15保全サイクル中に点検を計画するものに「O」を記載している。 なお、複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目にあつては、本保全サイクル中に1つでも点検の計画があれば「O」としている。</p> <p>(9) 前回実施時期について 当該点検の前回実績（実施時期）を記載。 なお、複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目にあつては、最新実績を記載している。</p>	<p>(5) 点検頻度について 次の整理により「C」：保全サイクル、「M」：月、「Y」：年、「Y.P」：年、「B」：状態監視の結果で表記している。 ・定期事業者検査中に実施する性能維持のための措置を伴う点検及びそれに伴い実施する点検については、「M」又は「Y.P」により表記している。 なお、「M」により表示された頻度は、原子炉の運転期間（総合負荷性能検査～解列）に対応した値を示している。 ・「供用期間中検査」や「蒸気タービン開放検査」のように定期事業者検査中に実施するもので年度管理するものについては、「Y.P」により表記している。 ・換気空調設備のようにプラント運転中に点検を実施するもので年度管理するものについては、「Y」により表記している。 ・定期事業者検査中に実施する性能維持のための措置を伴わない点検については、「C」*2により表記している。 また、「燃料取扱設備検査」のようにプラント運転中に実施しているものでも定期事業者検査に合わせて実施しているものは「C」により表示している。 ・このほか肉厚管理指針に従い管理する肉厚測定は、検査箇所ごとの管理となため、本表では、「2次配管肉厚検査計画による」と表記している。 ・状態監視の結果実施した機器の分解点検等の後に実施する機能・性能試験については、「B」により表記している。 ※2：「C」により表記している「機能・性能試験」、「漏えい試験」、「外観点検」等は、性能維持のための措置を予定していない点検であり、劣化進展がごく軽微なため、分解・開放点検やプラント定期事業者検査停止時期に合わせた実施管理が適しているものを対象としている。</p> <p>(6) 点検時期について 時間基準保全の点検については、“定検起動後”、“プラント運転中”の表現により、備考欄に実施時期を記載している。 なお、これらの記載のないものについては、定検停止中に実施することとしている。</p> <p>(7) 状態監視方法の記載について ・保全方式として状態基準保全を用いる機器については、経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法（状態監視技術、定期試験、巡視点検等）並びにその頻度を備考欄に記載している。 ・保全方式として時間基準保全を採用している機器については、保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。 ・状態監視の結果に基づき分解点検の実施時期を定め、分解点検に合わせて機能・性能試験を定期事業者検査として実施する場合には、技術基準適合判断を伴う状態監視の頻度を一定の期間として扱い、機能・性能試験の頻度を「B」により表記している。</p> <p>(8) 今回の実施計画について 第15保全サイクル中に点検を計画するものに「O」を記載している。 なお、複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目にあつては、本保全サイクル中に1つでも点検の計画があれば「O」としている。</p> <p>(9) 前回実施時期について 当該点検の前回実績（実施時期）を記載。 なお、複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目にあつては、最新実績を記載している。</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>

変更前 (施設定期検査申請 (最終変更: 令和2年1月31日, 原子力発第19385号) 時の計画)

機器又は系統名	実装数(機器名)	点検及び試験の項目	検査の重要度	検査方式又は頻度	今回の実施回数	前回実施回数(定例回数)	検査名	備考 [( )内は適用する 設備箇所技術]
原子炉冷却系循環 系気カビン (循環装置及び非常用 装置並びに調整装 置で制御される主要部)	低下第1カビン	機能・性能試験 開放点検	G1	IC 4YP	○	14回	5S 総合負荷性能検査 128 蒸気カビン開放検査	
	低下第2カビン	部分点検	G1	IC	○	14回	5S 総合負荷性能検査 128 蒸気カビン開放検査	
		機能・性能試験 開放点検						
	主蒸気止め弁3A	部分点検	G3	IC	○	13回	129 蒸気カビン性能検査(保安装置 置)	
		機能・性能試験 開放点検						
	主蒸気止め弁3B	部分点検	G3	IC	○	14回	128 蒸気カビン開放検査 129 蒸気カビン性能検査(保安装置 置)	
		機能・性能試験 開放点検						
	主蒸気止め弁3C	部分点検	G3	IC	○	14回	128 蒸気カビン開放検査 129 蒸気カビン性能検査(保安装置 置)	
		機能・性能試験 開放点検						
	主蒸気止め弁3D	部分点検	G3	IC	○	14回	128 蒸気カビン開放検査 129 蒸気カビン性能検査(保安装置 置)	
		機能・性能試験 開放点検						
	蒸気加減弁 第1弁	部分点検	G3	IC	○	14回	129 蒸気カビン性能検査(保安装置 置)	
機能・性能試験 開放点検								
蒸気加減弁 第2弁	部分点検	G3	IC	○	14回	128 蒸気カビン開放検査 129 蒸気カビン性能検査(保安装置 置)		
	機能・性能試験 開放点検							
蒸気加減弁 第3弁	部分点検	G3	IC	○	14回	128 蒸気カビン開放検査 129 蒸気カビン性能検査(保安装置 置)		
	機能・性能試験 開放点検							
蒸気加減弁 第4弁	部分点検	G3	IC	○	14回	128 蒸気カビン開放検査 129 蒸気カビン性能検査(保安装置 置)		
	機能・性能試験 開放点検							

変更後

変更理由

機器又は系統名	実施種(機器名)	点検及び試験の項目	点検の重要度	保安方針又は検定	今回の実施計画	前回点検時期(定検回数)	検査名	備考 〔( )内は適用する設備形番技術〕
原子炉冷却系統施設 蒸気タービン [調整装置及び非常置換装置並びに調整装置で制御される主要弁]	低圧蒸気タービン	機能・性能試験 開放点検 部分点検	G1	IC 4YP 28M	○ ○ -	14回 12回 14回	6S 総合負荷性能検査 128 蒸気タービン開放検査 128 蒸気タービン開放検査	
	低圧蒸気タービン	機能・性能試験 開放点検 部分点検	G1	IC 4YP 28M	○ ○ ○	14回 14回 13回	6S 総合負荷性能検査 128 蒸気タービン開放検査 128 蒸気タービン開放検査	
	主蒸気止め弁3A	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	○ -	14回 14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査) 128 蒸気タービン開放検査	
	主蒸気止め弁3B	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	○ ○	14回 12回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査) 128 蒸気タービン開放検査	
	主蒸気止め弁3C	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	○ ○	14回 12回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査) 128 蒸気タービン開放検査	
	主蒸気止め弁3D	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	○ -	14回 14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査) 128 蒸気タービン開放検査	
	蒸気加減弁 第1弁	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	○ -	14回 14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査) 128 蒸気タービン開放検査	
	蒸気加減弁 第2弁	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	○ ○	14回 14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査) 128 蒸気タービン開放検査	
	蒸気加減弁 第3弁	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	○ ○	14回 12回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査) 128 蒸気タービン開放検査	
	蒸気加減弁 第4弁	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	○ -	14回 14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査) 128 蒸気タービン開放検査	

低圧第2タービンの点検追加を反映

変更前  
(施設定期検査申請(最終変更:令和2年1月31日,原子力発第19385号)時の計画)

機器又は系統名	実装数(機器名)	点検及び試験の項目	検査の重要度	検査方式又は頻度	今回の実施回数	前回実施回数(定例)	検査名	備考 [( )内は適用する 設備箇所技術]
第1低圧給水加熱器3B		開放点検	G3	52M	-	14回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	-	14回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	-	14回	125 2次系熱交換器検査	
		開放点検		52M	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
第2低圧給水加熱器3B		開放点検	G3	52M	○	12回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	○	12回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	○	12回	125 2次系熱交換器検査	
		開放点検		52M	-	13回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	-	13回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	-	13回	125 2次系熱交換器検査	
第3低圧給水加熱器3A		開放点検	G3	52M	-	14回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	-	14回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	-	14回	125 2次系熱交換器検査	
		開放点検		52M	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
第4低圧給水加熱器3B		開放点検	G3	52M	-	12回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	-	12回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	-	12回	125 2次系熱交換器検査	
		開放点検		52M	-	12回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	-	12回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	-	12回	125 2次系熱交換器検査	

変更後

変更理由

機器又は系統名	実施種(機器名)	点検及び試験の項目	点検の重要度	点検方式又は頻度	今回の実施計画(年)	前回点検時期(定検回数)	検査名	備考 〔( )内は適用する設備形態技術〕
第1低圧給水加熱器3B	第1低圧給水加熱器3B	開放点検	G3	52M	-	14回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	-	14回	125 2次系熱交換器検査	
		濡えい試験		4C	-	14回	125 2次系熱交換器検査	
		開放点検		52M	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
		濡えい試験		4C	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
第2低圧給水加熱器3B	第2低圧給水加熱器3B	開放点検	G3	52M	○	12回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	○	12回	125 2次系熱交換器検査	
		濡えい試験		4C	○	12回	125 2次系熱交換器検査	
		開放点検		52M	○	13回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	○	13回	125 2次系熱交換器検査	
		濡えい試験		4C	○	13回	125 2次系熱交換器検査	
第3低圧給水加熱器3A	第3低圧給水加熱器3A	開放点検	G3	52M	○	14回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	○	14回	125 2次系熱交換器検査	
		濡えい試験		4C	○	14回	125 2次系熱交換器検査	
		開放点検		52M	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
		濡えい試験		4C	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
第4低圧給水加熱器3A	第4低圧給水加熱器3A	開放点検	G3	52M	○	12回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	○	12回	125 2次系熱交換器検査	
		濡えい試験		4C	○	12回	125 2次系熱交換器検査	
		開放点検		52M	○	12回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	○	12回	125 2次系熱交換器検査	
		濡えい試験		4C	○	12回	125 2次系熱交換器検査	

第3低圧給水加熱器3A、3B及び第4低圧加熱器3Bの点検追加を反映

変更前	変更後	変更理由
<p>(施設定期検査申請 (最終変更: 令和2年11月31日, 原子力発第19385号) 時の計画)</p> <p>参考資料-2</p> <p>保全に関する実施体制</p>	<p>参考資料-2</p> <p>保全に関する実施体制</p>	<p>(本ページ: 変更なし)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(施設定期検査申請(最終変更:令和2年1月31日,原子力発第19385号)時の計画)</p> <p>保全に関する実施体制</p> <p>1. 事業者の<u>保守</u>管理体制</p> <p>事業者の第15保全サイクルにおける<u>保守</u>管理体制を下図に示す。</p>	<p>保全に関する実施体制</p> <p>1. 事業者の<u>施設</u>管理体制</p> <p>事業者の第15保全サイクルにおける<u>施設</u>管理体制を下図に示す。</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更及び組織整備の反映)</p>

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前 (定期事業者検査報告(最終報告:令和2年11月24日,原子力発第20337号)時の計画)	変更後	変更理由
<p>添付書類三 施設管理実施計画</p> <p>伊方発電所 第3号機 保全計画</p>	<p>添付書類三 施設管理実施計画</p> <p>伊方発電所 第3号機 保全計画</p>	<p>本ページは変更なし</p>



3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>(定期事業者検査報告 (最終報告: 令和2年11月24日, 原子力発第20337号) 時の計画)</p> <p>I 施設管理実施計画の始期 (定期事業者検査を開始する日をいう。)及び期間            本施設管理の実施に関する計画の適用期間は、第15回施設定期検査(※1)開始日から次回の定期事業者検査を実施するために発電機を解列する日の前日までの期間(本申請書で計画している総合負荷性能検査の実施日以降13か月までの間(※2))とし、以降、この期間を第15保全サイクルという。ただし、この期間内に次回の定期事業者検査を実施するために発電機を解列した場合には、その前日までの期間とする。            なお、本保全サイクルにおいて1年以上プラントの運転を停止することから、設備の保管対策について特別な施設管理実施計画(以下「特別な保全計画」という)を定める。            ※1: 令和2年4月1日改正施行前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の15に基づく施設定期検査をいう。            ※2: この間を『実運転期間』という。</p> <p>II 発電用原子炉施設の工場の方法及び時期</p> <p>1. 非常用ガスタービン発電機設置工事            (平成31年2月27日付 原子力発第18295号にて工事計画認可申請済み)            (令和元年12月23日付 原子力発第19333号にて工事計画認可補正申請済み)            (令和2年11月10日付 原子力発第19344号にて工事計画認可補正申請済み)            (令和2年1月21日付 原子力発第19364号にて工事計画認可補正申請済み)            (令和2年3月11日付 原子力発第19391号にて工事計画認可補正申請済み)</p> <p>○工事概要            非常用ガスタービン発電機は3号機の代替電源設備として、6,000kVAガスタービン発電機を標高32mタンクヤードに設置する。            非常用ガスタービン発電機は、頑丈な鉄筋コンクリート製建屋に設置するとともに、建屋については、地震時の建屋安定性確保のため、拉幅して地盤に深く埋め込んだ基礎上に建設する。</p> <p>○予定時期            第15保全サイクル期間中(原子炉停止中)</p> <p>2. 高エネルギーアーク損傷(HEAF)対策工事            (平成30年10月19日付 原子力発第18195号にて工事計画認可申請済み)            (平成31年4月26日付 原子力発第18305号にて工事計画認可補正申請済み)            (令和元年7月18日付 原子力発第19157号にて工事計画変更認可申請済み)</p> <p>○工事概要            遮断器や開閉器などの通電された導体間、又は通電された部品とアースの間において、短絡時に発生するアークエネルギーが、実験にて求められた火災発生時のアークエネルギーの閾値を下回るように保護リレーの整定値の変更等を行い、適切に事故電流を遮断するよう設備の改造を実施する。</p> <p>○予定時期            第15保全サイクル期間中(原子炉停止中)</p> <p>3. 4. 1wt%ステップ2燃料導入            (平成29年7月7日付 原燃発第17-57号にて工事計画認可申請済み)            (平成29年9月4日付 原燃発第17-72号にて工事計画認可補正申請済み)            (平成29年9月13日付 原燃発第17-76号にて工事計画認可補正申請済み)            (令和元年7月18日付 原子力発第19158号にて工事計画変更認可申請済み)</p>	<p>I 施設管理実施計画の始期 (定期事業者検査を開始する日をいう。)及び期間            本施設管理の実施に関する計画の適用期間は、第15回施設定期検査(※1)開始日から次回の定期事業者検査を実施するために発電機を解列する日の前日までの期間(本申請書で計画している総合負荷性能検査の実施日以降13か月までの間(※2))とし、以降、この期間を第15保全サイクルという。ただし、この期間内に次回の定期事業者検査を実施するために発電機を解列した場合には、その前日までの期間とする。            なお、本保全サイクルにおいて1年以上プラントの運転を停止することから、設備の保管対策について特別な施設管理実施計画(以下「特別な保全計画」という)を定める。            ※1: 令和2年4月1日改正施行前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の15に基づく施設定期検査をいう。            ※2: この間を『実運転期間』という。</p> <p>II 発電用原子炉施設の工場の方法及び時期(※3)</p> <p>※3: 工事計画認可申請又は届出、並びに設計及び工事計画認可申請又は届出については、初回のみを記載。</p> <p>1. 非常用ガスタービン発電機設置工事            (平成31年2月27日付 原子力発第18295号にて工事計画認可申請済み)</p> <p>○工事概要            非常用ガスタービン発電機は3号機の代替電源設備として、6,000kVAガスタービン発電機を標高32mタンクヤードに設置する。            非常用ガスタービン発電機は、頑丈な鉄筋コンクリート製建屋に設置するとともに、建屋については、地震時の建屋安定性確保のため、拉幅して地盤に深く埋め込んだ基礎上に建設する。            (使用前検査対象)</p> <p>○予定時期            第15保全サイクル期間中(原子炉停止中)</p> <p>2. 高エネルギーアーク損傷(HEAF)対策工事            (平成30年10月19日付 原子力発第18195号にて工事計画認可申請済み)</p> <p>○工事概要            遮断器や開閉器などの通電された導体間、又は通電された部品とアースの間において、短絡時に発生するアークエネルギーが、実験にて求められた火災発生時のアークエネルギーの閾値を下回るように保護リレーの整定値の変更等を行い、適切に事故電流を遮断するよう設備の改造を実施する。            (使用前検査対象)</p> <p>○予定時期            第15保全サイクル期間中(原子炉停止中)</p> <p>3. 4. 1wt%ステップ2燃料導入            (平成29年7月7日付 原燃発第17-57号にて工事計画認可申請済み)</p>	<p>工事計画認可申請又は届出、並びに設計及び工事計画認可申請又は届出の記載を記載</p> <p>工事計画認可申請の記載を初回分のみに変更            工事に係る法定検査を明記</p> <p>工事計画認可申請の記載を初回分のみに変更            工事に係る法定検査を明記</p> <p>工事計画認可申請の記載を初回分のみに変更            工事に係る法定検査を明記</p>

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前	変更後	変更理由
<p>(定期事業者検査報告（最終報告：令和2年11月24日、原子力発第20337号）時の計画）</p> <p>変更前</p> <p>○工事概要 現状の13ヵ月運転において燃料取扱体数を最少とするのに必要なウラン235濃縮度は、現行の約4.8wt%より若干低いことが分かっている。これを踏まえ、一部の燃料を濃縮度の低い4.1wt%ステップ2燃料に置き換えても、燃料取扱体数を増やすことなく炉心設計が可能となることが確認できたことから、ウラン資源の有効利用の観点から導入する。</p> <p>○予定時期 第15保全サイクル期間中（原子炉停止中）</p> <p>4. 特定重大事故等対処施設設置工事 &lt;第1回分割申請&gt; (平成29年10月7日付 原子力発第17283号にて工事計画認可申請済み) (平成30年10月17日付 原子力発第18209号にて工事計画認可補正申請済み) (平成30年12月7日付 原子力発第18246号にて工事計画認可補正申請済み) (平成31年3月2日付 原子力発第18325号にて工事計画認可補正申請済み) (令和元年7月18日付 原子力発第19156号にて工事計画変更認可申請済み) &lt;第2回分割申請&gt; (平成30年3月16日付 原子力発第17387号にて工事計画認可申請済み) (令和元年8月23日付 原子力発第19188号にて工事計画認可補正申請済み) (令和元年10月16日付 原子力発第19257号にて工事計画認可補正申請済み) (令和元年11月6日付 原子力発第19279号にて工事計画認可補正申請済み) (令和元年12月13日付 原子力発第19326号にて工事計画認可補正申請済み) &lt;第3回分割申請&gt; (平成30年5月11日付 原子力発第18047号にて工事計画認可申請済み) (令和2年2月13日付 原子力発第19394号にて工事計画認可補正申請済み) (令和2年3月16日付 原子力発第19438号にて工事計画認可補正申請済み) &lt;第4回分割申請&gt; (平成30年8月13日付 原子力発第18143号にて工事計画認可申請済み) (令和元年7月11日付 原子力発第19151号にて工事計画認可補正申請済み) (令和元年9月13日付 原子力発第19203号にて工事計画認可補正申請済み) (令和元年10月4日付 原子力発第19236号にて工事計画認可補正申請済み) &lt;第5回分割申請&gt; (令和元年7月11日付 原子力発第19152号にて工事計画認可申請済み) (令和2年2月13日付 原子力発第19395号にて工事計画認可補正申請済み) (令和2年3月16日付 原子力発第19439号にて工事計画認可補正申請済み)</p> <p>○工事概要 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第53条に規定される特定重大事故等対処施設及びその関連施設を設置する。</p> <p>○予定時期 第15保全サイクル期間中（原子炉停止中）</p> <p>5. 所内常設直流通電設備（3系統目）設置工事 (平成31年2月27日付 原子力発第18296号にて工事計画認可申請済み) (令和元年12月23日付 原子力発第19334号にて工事計画認可補正申請済み) (令和2年8月4日付 原子力発第20079号にて設計及び工事計画認可補正申請済み)</p> <p>○工事概要 設計基準準事故対処設備の電源が喪失した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流通電力を供給することが可能である特に関心が高い信頼性を有する所内常設直流通電設備（3系統目）として、3,000Ahの容量を有する蓄電池（3系統目）を非常用ガスタービン発電機建屋内に設置する。</p>	<p>○工事概要 現状の13ヵ月運転において燃料取扱体数を最少とするのに必要なウラン235濃縮度は、現行の約4.8wt%より若干低いことが分かっている。これを踏まえ、一部の燃料を濃縮度の低い4.1wt%ステップ2燃料に置き換えても、燃料取扱体数を増やすことなく炉心設計が可能となることが確認できたことから、ウラン資源の有効利用の観点から導入する。</p> <p>○予定時期 第15保全サイクル期間中（原子炉停止中）</p> <p>4. 特定重大事故等対処施設設置工事 &lt;第1回分割申請&gt; (平成29年12月7日付 原子力発第17283号にて工事計画認可申請済み) &lt;第2回分割申請&gt; (平成30年3月16日付 原子力発第17387号にて工事計画認可申請済み) &lt;第3回分割申請&gt; (平成30年5月11日付 原子力発第18047号にて工事計画認可申請済み) &lt;第4回分割申請&gt; (平成30年8月13日付 原子力発第18143号にて工事計画認可申請済み) &lt;第5回分割申請&gt; (令和元年7月11日付 原子力発第19152号にて工事計画認可申請済み)</p> <p>○工事概要 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第53条に規定される特定重大事故等対処施設及びその関連施設を設置する。</p> <p>○予定時期 第15保全サイクル期間中（原子炉停止中）</p> <p>5. 所内常設直流通電設備（3系統目）設置工事 (平成31年2月27日付 原子力発第18296号にて工事計画認可申請済み)</p> <p>○工事概要 設計基準準事故対処設備の電源が喪失した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流通電力を供給することが可能である特に関心が高い信頼性を有する所内常設直流通電設備（3系統目）として、3,000Ahの容量を有する蓄電池（3系統目）を非常用ガスタービン発電機建屋内に設置する。</p>	<p>工事計画認可申請の記載を初回分のみに変更 工事に係る法定検査を明記</p> <p>工事計画認可申請並びに設計及び工事計画認可申請の記載を初回分のみに変更 設計及び工事に係る法定検査を明記</p>

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前 (定期事業者検査報告（最終報告：令和2年11月24日、原子力発第20337号）時の計画）	変更後	変更理由
<p>○予定時期 第15保全サイクル期間中（原子炉停止中）</p> <p>6. 非常用ディーゼル発電機に関する高エネルギーアーク損傷（HEAF）対策工事 (令和2年8月19日付 原子力発第20163号にて設計及び工事計画認可申請済み) (令和2年11月19日付 原子力発第20332号にて設計及び工事計画認可補正申請済み)</p> <p>○工事概要 遮断器や開閉器などの通電された導体間、又は通電された部品とアースの間において、短絡時に発生するアークエネルギーが、実験にて求められた火災発生時のアークエネルギーの閾値を下回るように保護リレーの追加及び非常用ディーゼル発電機停止回路の追加を行い、適切に事故電流を遮断するよう設備の改造を実施する。</p> <p>○予定時期 第15保全サイクル期間中（原子炉停止中）</p> <p>7. 安全保護系ロジック盤取替工事 (令和2年9月10日付 原子力発第20194号にて設計及び工事計画認可申請済み)</p> <p>○工事概要 使用開始から20年以上が経過している安全保護系ロジック盤の取替を行う。取替に伴い、既設の安全保護系ロジック盤における論理演算を、安全保護系計器ラックのデジタル制御装置のソフトウェア及び安全保護系ロジック盤の汎用的な補助リレーを用いて実現するよう変更を行う。</p> <p>○予定時期 第15保全サイクル期間中（原子炉停止中）</p> <p>8. 1次系配管取替工事 (令和2年11月19日付 原子力発第20325号にて設計及び工事計画認可申請済み、設計及び工事計画届出予定)</p> <p>○工事概要 抽出ラインの配管並びにCループ低温側低圧注入ラインの配管及び弁の取替を実施する。抽出ラインの配管の取替にあたっては、一部の材料をSUS304材から耐腐食性に優れたSUS316材に変更する。Cループ低温側低圧注入ライン配管の取替にあたっては、硬化層が形成されない曲げ管又はエルボに取替えるとともに、当該ラインの逆止弁についても配管と一括して取替を行う。</p> <p>○予定時期 第15保全サイクル期間中（原子炉停止中）</p> <p>9. 低圧タービン動機取替工事 ○工事概要 低圧タービン動機に生じる経年使用に伴うエロージョンに対する予防保全対策として、第1、第2低圧タービンの7段動機の取替を実施する。 (使用前事業者検査対象)</p>	<p>○予定時期 第15保全サイクル期間中（原子炉停止中）</p> <p>6. 非常用ディーゼル発電機に関する高エネルギーアーク損傷（HEAF）対策工事 (令和2年8月19日付 原子力発第20163号にて設計及び工事計画認可申請済み)</p> <p>○工事概要 遮断器や開閉器などの通電された導体間、又は通電された部品とアースの間において、短絡時に発生するアークエネルギーが、実験にて求められた火災発生時のアークエネルギーの閾値を下回るように保護リレーの追加及び非常用ディーゼル発電機停止回路の追加を行い、適切に事故電流を遮断するよう設備の改造を実施する。</p> <p>○予定時期 第15保全サイクル期間中（原子炉停止中）</p> <p>7. 安全保護系ロジック盤取替工事 (令和2年9月10日付 原子力発第20194号にて設計及び工事計画認可申請済み)</p> <p>○工事概要 使用開始から20年以上が経過している安全保護系ロジック盤の取替を行う。取替に伴い、既設の安全保護系ロジック盤における論理演算を、安全保護系計器ラックのデジタル制御装置のソフトウェア及び安全保護系ロジック盤の汎用的な補助リレーを用いて実現するよう変更を行う。</p> <p>○予定時期 第15保全サイクル期間中（原子炉停止中）</p> <p>8. 1次系配管取替工事 (令和2年11月19日付 原子力発第20325号にて設計及び工事計画認可申請済み、設計及び工事計画届出予定)</p> <p>○工事概要 抽出ラインの配管並びにCループ低温側低圧注入ラインの配管及び弁の取替を実施する。抽出ラインの配管の取替にあたっては、一部の材料をSUS304材から耐腐食性に優れたSUS316材に変更する。Cループ低温側低圧注入ライン配管の取替にあたっては、硬化層が形成されない曲げ管又はエルボに取替えるとともに、当該ラインの逆止弁についても配管と一括して取替を行う。</p> <p>○予定時期 第15保全サイクル期間中（原子炉停止中）</p> <p>9. 使用済燃料乾式貯蔵建屋等の設置工事及び使用済燃料乾式貯蔵容器15基の設置工事を実施する。 (令和3年1月8日付 原子力発第20373号にて設計及び工事計画認可申請済み)</p> <p>○工事概要 使用済燃料乾式貯蔵建屋等の設置工事及び使用済燃料乾式貯蔵容器15基の設置工事を実施する。</p> <p>○予定時期 第15保全サイクルから令和9年度まで（原子炉運転中及び停止中）</p> <p>10. 低圧タービン動機取替工事 ○工事概要 低圧タービン動機に生じる経年使用に伴うエロージョンに対する予防保全対策として、第1、第2低圧タービンの7段動機の取替を実施する。 (使用前事業者検査対象)</p>	<p>設計及び工事計画認可申請の記載を初回分のみに変更 設計及び工事に係る法定検査を明記</p> <p>設計及び工事に係る法定検査を明記</p> <p>設計及び工事に係る法定検査を明記</p> <p>保全サイクル中に新規発生した工事を追加</p> <p>記載の適正化</p>

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前 (定期事業者検査報告(最終報告:令和2年11月24日,原子力発第20337号)時の計画)	変更後	変更理由
<p>○予定時期 第15保全サイクル期間中(原子炉停止中)</p> <p>○工事概要 伊方南幹線の保護継電装置更新工事を実施する。 (使用前事業者検査対象)</p> <p>○予定時期 第15保全サイクル期間中(原子炉停止中)</p> <p>1.0. 187kV伊方南幹線保護リレー取替(1, 2, 3号機共用)</p> <p>○工事概要 伊方南幹線の保護継電装置更新工事を実施する。 (使用前事業者検査対象)</p> <p>○予定時期 第15保全サイクル期間中(原子炉停止中)</p> <p>1. 発電用原子炉施設の点検, 検査等(以下「点検等」という)の方法, 実施頻度及び時期</p> <p>1. 点検計画</p> <p>定期事業者検査期間中及びブランチ運転中の点検について, 予め保全方式を設定し, 点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を「伊方発電所施設管理内規」に従い策定した。点検計画のうち, 定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画に基づく点検計画を別紙-1に記載する。</p> <p>なお, 附帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は, 「伊方発電所施設管理内規」に規定している。</p> <p>点検計画を策定又は変更するにあたっては, 保全活動から得られた情報等から, 保全の有効性を評価し, 保全が有効に機能していることを確認すると共に, 継続的に改善につなげている。</p> <p>なお, 保全の有効性評価は, 以下の情報を適切に組み合わせて行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全活動管理指標の監視結果</li> <li>・保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</li> <li>・トラブルなどの運轉経験</li> <li>・高齢年化技術評価及び安全向上評価の結果</li> <li>・他ブランチのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</li> <li>・リスク情報, 科学的知見</li> </ul> <p>更に, 設備の保全方式及び点検間隔は, 以下の観点を考慮し, 信頼性向上を目指した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状態監視による異常兆候の早期把握</li> </ul> <p>2. 保全に関する実施体制</p> <p>第15保全サイクルにおける保全については, 「伊方発電所原子炉施設保安規定」第4条(保安に関する組織), 第5条(保安に関する職務)に基づく事業者管理体制により実施する。</p> <p>また, 第15保全サイクルの保全の実施にあたり, 協力事業者が役割を調達する場合には, 当該点検及び工事に関する作業経験等の技術的要件(力量)も考慮のうえ, 「伊方発電所原子炉施設保安規定」第119条(施設管理計画)に基づき調達要求事項等を定める「原子力部 設計/調達管理標準」及び「伊方発電所調達管理内規」の規定に従い調達する。</p> <p>なお, 第15保全サイクルにおいて, 協力事業者から役割を調達する予定の主要な工事等を以下に示す。</p>	<p>○予定時期 第15保全サイクル期間中(原子炉停止中)</p> <p>○工事概要 伊方南幹線の保護継電装置更新工事を実施する。 (使用前事業者検査対象)</p> <p>○予定時期 第15保全サイクル期間中(原子炉停止中)</p> <p>1.1. 187kV伊方南幹線保護リレー取替(1, 2, 3号機共用)</p> <p>○工事概要 伊方南幹線の保護継電装置更新工事を実施する。 (使用前事業者検査対象)</p> <p>○予定時期 第15保全サイクル期間中(原子炉停止中)</p> <p>1.2. 野外モニタ盤表示器取替</p> <p>○工事概要 野外モニタ盤の表示器取替えを実施する。 (使用前事業者検査対象)</p> <p>○予定時期 第15保全サイクル期間中(原子炉停止中)</p> <p>1.3. 蓄電池3Bセル取替</p> <p>○工事概要 蓄電池3Bの全60セルのうち1セルの取替えを実施する。 (使用前事業者検査対象)</p> <p>○予定時期 第15保全サイクル期間中(原子炉停止中)</p> <p>III 発電用原子炉施設の点検, 検査等(以下「点検等」という)の方法, 実施頻度及び時期</p> <p>1. 点検計画</p> <p>定期事業者検査期間中及びブランチ運転中の点検について, 予め保全方式を設定し, 点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を「伊方発電所施設管理内規」に従い策定した。点検計画のうち, 定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画に基づく点検計画を別紙-1に記載する。</p> <p>なお, 附帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は, 「伊方発電所施設管理内規」に規定している。</p> <p>点検計画を策定又は変更するにあたっては, 保全活動から得られた情報等から, 保全の有効性を評価し, 保全が有効に機能していることを確認すると共に, 継続的に改善につなげている。</p> <p>なお, 保全の有効性評価は, 以下の情報を適切に組み合わせて行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全活動管理指標の監視結果</li> <li>・保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</li> <li>・トラブルなどの運轉経験</li> <li>・高齢年化技術評価及び安全向上評価の結果</li> <li>・他ブランチのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</li> <li>・リスク情報, 科学的知見</li> </ul> <p>更に, 設備の保全方式及び点検間隔は, 以下の観点を考慮し, 信頼性向上を目指した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状態監視による異常兆候の早期把握</li> </ul> <p>2. 保全に関する実施体制</p> <p>第15保全サイクルにおける保全については, 「伊方発電所原子炉施設保安規定」第4条(保安に関する組織), 第5条(保安に関する職務)に基づく事業者管理体制により実施する。</p> <p>また, 第15保全サイクルの保全の実施にあたり, 協力事業者が役割を調達する場合には, 当該点検及び工事に関する作業経験等の技術的要件(力量)も考慮のうえ, 「伊方発電所原子炉施設保安規定」第119条(施設管理計画)に基づき調達要求事項等を定める「原子力部 設計/調達管理標準」及び「伊方発電所調達管理内規」の規定に従い調達する。</p> <p>なお, 第15保全サイクルにおいて, 協力事業者から役割を調達する予定の主要な工事等を以下に示す。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>保全サイクル中に新規発生した工事を追加</p> <p>保全サイクル中に新規発生した工事を追加</p> <p>調達予定の主要な工事を追加</p>

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前 (定期事業業者検査報告（最終報告：令和2年11月24日、原子力発第20337号）時の計画）	変更後	変更理由
<p>(編達予定の主要な工事等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉設備定期点検工事</li> <li>・タービン発電機定期点検工事</li> <li>・計装設備定期点検工事</li> <li>・非常用ガスタービン発電機設置工事</li> <li>・高エネルギーアーク損傷 (HEAF) 対策工事</li> <li>・4. 1 wt% ステップ2燃料導入</li> <li>・特定重大事故等対処施設設置工事</li> <li>・所内常設直流電源設備 (3系統目) 設置工事</li> <li>・非常用ディーゼル発電機に関する高エネルギーアーク損傷 (HEAF) 対策工事</li> <li>・安全保護系ロジック盤取替工事</li> <li>・1次系配管取替え工事</li> <li>・低圧タービン動機取替工事</li> <li>・187kV伊方南幹線保護リレー取替 (1, 2, 3号機共用)</li> </ul> <p>3. 特別な保全計画 第15保全サイクルにおいて、1年以上プラントの運転を停止するにあたり、以下のとおり特別な保全計画を策定した。</p>	<p>(編達予定の主要な工事等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉設備定期点検工事</li> <li>・タービン発電機定期点検工事</li> <li>・計装設備定期点検工事</li> <li>・非常用ガスタービン発電機設置工事</li> <li>・高エネルギーアーク損傷 (HEAF) 対策工事</li> <li>・4. 1 wt% ステップ2燃料導入</li> <li>・特定重大事故等対処施設設置工事</li> <li>・所内常設直流電源設備 (3系統目) 設置工事</li> <li>・非常用ディーゼル発電機に関する高エネルギーアーク損傷 (HEAF) 対策工事</li> <li>・1次系配管取替え工事</li> <li>・使用済燃料乾式貯蔵施設設置工事</li> <li>・低圧タービン動機取替工事</li> <li>・187kV伊方南幹線保護リレー取替 (1, 2, 3号機共用)</li> <li>・野外モニタ盤表示器取替</li> <li>・蓄電池3Bセル取替</li> </ul> <p>3. 特別な保全計画 第15保全サイクルにおいて、1年以上プラントの運転を停止するにあたり、以下のとおり、プラント長期停止中に構築物、系統及び機器に生じることが想定される劣化を評価し、第15保全サイクルの定期事業者検査（総合負荷性能検査）が終了するまでの期間で、現在の保全計画に追加することが必要な施設管理項目を、特別な保全計画として策定した。</p>	<p>特別な保全計画策定の詳細を追記</p>
<p>(1) 特別な保全計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント停止中の系統・機器については、通常の停止状態又は待機状態で保管対策を行い、必要なパラメータ監視、巡視等を行う。主要設備の保管対策を別紙-2に示す。</li> <li>・点検計画を考慮の上、保管状態、停止期間に応じた追加保全の検討を行い、必要な追加保全を実施する。</li> </ul> <p>(2) 特別な保全計画に係る実施体制 特別な保全計画に係る実施体制は、通常の保全と同様「2. 保全に関する実施体制」による。</p> <p>(3) 特別な保全計画に基づく点検等の結果の記録管理 特別な保全計画に基づく点検等の結果及び確認・評価の結果を記録する。当該記録の保存期間は発電用原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間とする。</p>	<p>(1) 特別な保全計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 点検計画に対して実施する保安規定第119条10.の保全の有効性評価とは別記、保安規定第19条6.3.の特別な保全計画の策定義務として、以下のとおり評価し、計画を策定した。             <ul style="list-style-type: none"> <li>a. プラント停止中の系統・機器については、通常の停止状態又は待機状態で保管対策を行い、必要なパラメータ監視、巡視等を行う。主要設備の保管対策を別紙-2に示す。</li> <li>b. 点検計画を考慮の上、保管状態、停止期間に応じた追加保全の検討を行い、必要な追加保全を実施する。なお、プラントの停止期間に依存しない、暦月管理する状態基準保全及び暦年管理する時間基準保全については、1.点検計画による。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>追加保全項目は、以下の評価方針に基づき抽出する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①プラント停止中の方がプラント運転中と比較して運転条件、使用環境が厳しい構築物、系統及び機器を抽出し、運転条件、使用環境に於いて必要となる保全項目を追加保全として計画する。</li> <li>②1.点検計画に示す点検等のうち、原子炉の運転期間を基準として実施頻度を定めており、第15保全サイクル開始時に、令和3年10月末までに点検等を計画していた各構築物、系統及び機器について、長期停止期間における劣化の有無を評価し、追加点検等を実施する必要のあるものを追加保全として計画する。</li> <li>これららの評価により抽出された主要設備の追加保全項目を別紙-3に示す。なお、①により抽出された追加保全項目はなかった。</li> <li>令和3年10月末以降の追加保全については、必要となった段階で評価し、計画する。</li> <li>c. 保管状態、停止期間に応じた再起動による追加的な健全性確認の検討を行い、必要な健全性確認を実施する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2) 特別な保全計画に係る実施体制 特別な保全計画に係る実施体制は、通常の保全と同様「2. 保全に関する実施体制」による。</li> <li>(3) 特別な保全計画に基づく点検等の結果の記録管理 特別な保全計画に基づく点検等の結果及び確認・評価の結果を記録する。当該記録の保存期間は発電用原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間とする。</li> </ul>	

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前	変更後	変更理由
<p>(定期事業者検査報告(最終報告:令和2年11月24日、原子力発第20337号)時の計画)</p> <p>IV 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 定期事業者検査停止時における、保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は、別図のとおり。</p>	<p>IV 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 定期事業者検査停止時における、保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は、別図のとおり。</p>	<p>本ページは変更なし</p>

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変 更 前 (定期事業者検査報告 (最終報告：令和2年11月24日、原子力発第20337号) 時の計画)	変 更 後	変更理由
<p>別紙-1</p> <p>伊方発電所第3号機 点検計画 (第15保全サイクル)</p>	<p>別紙-1</p> <p>伊方発電所第3号機 点検計画 (第15保全サイクル)</p>	<p>本ページは変更なし</p>

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前  
(定期事業者検査報告(最終報告:令和2年11月24日,原子力発第20337号)時の計画)

変更理由

機器又は系統名	実地機(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 【( )内は適用する設備診断技術】	
原子炉格納系配管施設 [原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを懸念する装置]	海入ポンプ3B電動機 海入ポンプ3C 海入ポンプ3C電動機 海入ポンプ3D 海入ポンプ3D電動機 原子炉格納系配管施設 [原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを懸念する装置] 原子炉格納系配管施設 [原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを懸念する装置]	機械・性能試験	G3	8C	121 2次系ポンプ機能検査	(振動診断:1M, 潤滑油診断:1C)	
		分解点検		104M			
		潤滑油入替		26M			
		機械・性能試験	G3	2C	121 2次系ポンプ機能検査	(振動診断:1M)	
		分解点検		26M	120 2次系ポンプ分解検査		
		機械・性能試験	G3	8C	121 2次系ポンプ機能検査	(振動診断:1M, 潤滑油診断:1C)	
		分解点検		104M			
		潤滑油入替		26M			
		機械・性能試験	G3	3C	121 2次系ポンプ機能検査	(振動診断:1M)	
		分解点検		26M	120 2次系ポンプ分解検査		
原子炉格納系配管施設 [原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを懸念する装置]	海入ポンプ3B電動機 海入ポンプ3C 海入ポンプ3C電動機 海入ポンプ3D 海入ポンプ3D電動機 原子炉格納系配管施設 [原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを懸念する装置] 原子炉格納系配管施設 [原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを懸念する装置]	機械・性能試験	G3	8C	121 2次系ポンプ機能検査	(振動診断:1M, 潤滑油診断:1C)	
		分解点検		104M			
		潤滑油入替		26M			
		機械・性能試験	G3	26M~195M	122 2次系弁検査		
		分解点検(他)		26M~156M		一部点検実施	
		機械・性能試験	G2	1C	78 格納容器サンプ水位上昇率測定装置 79 及び格納容器内凝縮液量測定装置 79 凝縮液量測定装置		
		分解点検(他)		G1	95 総合負荷性能試験 129 蒸気タービン性能試験(保安装置後)		
		機械・性能試験		4XP	128 蒸気タービン開放検査		
		分解点検		26M			
		部分点検					



3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変 更 後

変更理由

保全の有効性評価結果の反映

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式 又は頻度	検査名	備考 〔 〕内は適用する 設備診断箇所
	海水ポンプ3B電動機	機能・性能試験	G3	8C	121 2次系ポンプ機能検査	(振動診断:1M, 潤滑油診断:1C)
		分解点検		104M		
		潤滑油入替		26M		
	海水ポンプ3C	機能・性能試験	G3	2C	121 2次系ポンプ機能検査	(振動診断:1M)
		分解点検		26M		
		機能・性能試験		G3		
分解点検	104M					
	海水ポンプ3D	機能・性能試験	G3	3C	121 2次系ポンプ機能検査	(振動診断:1M)
		分解点検		26M		
		潤滑油入替		26M		
	海水ポンプ3D電動機	機能・性能試験	G3	8C	121 2次系ポンプ機能検査	(振動診断:1M, 潤滑油診断:1C)
		分解点検		104M		
		潤滑油入替		26M		
	原子炉冷却系統施設 〔原子炉機械油油圧機(備) その他の弁一式〕	分解点検 他	G3	26M~ 195M	122 2次系弁検査	一点点検実施
		分解点検 他		26M~ 156M		
		機能・性能試験		G2		
原子炉冷却系統施設 〔原子炉格納容器内の 一次冷却水の循環を 監視する装置〕	原子炉冷却系統施設 〔原子炉格納容器内の 一次冷却水の循環を 監視する装置〕	機能・性能試験	G1	1C	85 格納容器サンプ水位上昇警報装置 86 及び格納容器内凝縮液流量測定装置 備えい検出器機能検査	85 総合負荷性能検査 123 蒸気タービン検査(保安装置側) 128 蒸気タービン開放検査
		開放点検		39M		
		部分点検		26M		

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前  
(定期事業者検査報告(最終報告:令和2年11月24日,原子力発第20337号)時の計画)

変更理由

機器又は系統名	実施款(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 〔( )内は適用する 既備診断技術〕
原子炉冷却系施設 〔新燃料組立及び非燃料組立装置(以下「燃料組立装置」と略す)と主蒸気止め弁3A,3B,3C,3Dの間隔とされる主要弁〕	低圧第1クレーン	機能・性能試験	G1	IC	65 総合負荷性能検査	
		開放点検		4YP	128 蒸気カソード開放検査	
	低圧第2クレーン	部分点検	G1	26M	128 蒸気カソード開放検査	
		機能・性能試験		IC	65 総合負荷性能検査	
	主蒸気止め弁3A	開放点検	G3	4YP	128 蒸気カソード開放検査	
		部分点検		26M	128 蒸気カソード開放検査	
	主蒸気止め弁3B	機能・性能試験	G3	IC	129 蒸気カソード性能検査(保安装置換装)	
		開放点検		4YP	128 蒸気カソード開放検査	
	主蒸気止め弁3C	機能・性能試験	G3	IC	129 蒸気カソード性能検査(保安装置換装)	
		開放点検		4YP	128 蒸気カソード開放検査	
	主蒸気止め弁3D	機能・性能試験	G3	IC	129 蒸気カソード性能検査(保安装置換装)	
		開放点検		4YP	128 蒸気カソード開放検査	
蒸気加減弁 第1弁	機能・性能試験	G3	IC	129 蒸気カソード性能検査(保安装置換装)		
	開放点検		4YP	128 蒸気カソード開放検査		
蒸気加減弁 第2弁	機能・性能試験	G3	IC	129 蒸気カソード性能検査(保安装置換装)		
	開放点検		4YP	128 蒸気カソード開放検査		
蒸気加減弁 第3弁	機能・性能試験	G3	IC	129 蒸気カソード性能検査(保安装置換装)		
	開放点検		4YP	128 蒸気カソード開放検査		
蒸気加減弁 第4弁	機能・性能試験	G3	IC	129 蒸気カソード性能検査(保安装置換装)		
	開放点検		4YP	128 蒸気カソード開放検査		

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変 更 後

変更理由

保全の有効性評価結果の反映

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 〔( )内は適用する設備箇所〕
	配江第1号~7号	機能・性能試験	G1	IC	65 総合負荷性能検査	
		開放点検		39M	128 蒸気カービン開放検査	
	配江第2号~7号	部分点検	G1	26M	128 蒸気カービン開放検査	
		機能・性能試験		IC	65 総合負荷性能検査	
	主蒸気止め弁3A	開放点検	G3	39M	128 蒸気カービン開放検査	
		機能・性能試験		IC	129 蒸気カービン性能検査(保安装置換装)	
原子炉冷却系系統施設 (蒸気発生器及び非凝縮 液装置並びに関連装 置で構成される主要弁)	主蒸気止め弁3B	開放点検	G3	39M	128 蒸気カービン開放検査	
		機能・性能試験		IC	129 蒸気カービン性能検査(保安装置換装)	
	主蒸気止め弁3C	開放点検	G3	39M	128 蒸気カービン開放検査	
		機能・性能試験		IC	129 蒸気カービン性能検査(保安装置換装)	
	主蒸気止め弁3D	開放点検	G3	39M	128 蒸気カービン開放検査	
		機能・性能試験		IC	129 蒸気カービン性能検査(保安装置換装)	
蒸気加減弁 第1弁		開放点検	G3	39M	128 蒸気カービン開放検査	
		機能・性能試験		IC	129 蒸気カービン性能検査(保安装置換装)	
蒸気加減弁 第2弁		開放点検	G3	39M	128 蒸気カービン開放検査	
		機能・性能試験		IC	129 蒸気カービン性能検査(保安装置換装)	
蒸気加減弁 第3弁		開放点検	G3	39M	128 蒸気カービン開放検査	
		機能・性能試験		IC	129 蒸気カービン性能検査(保安装置換装)	
蒸気加減弁 第4弁		開放点検	G3	39M	128 蒸気カービン開放検査	
		機能・性能試験		IC	129 蒸気カービン性能検査(保安装置換装)	

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前  
(定期事業者検査報告(最終報告:令和2年11月24日,原子力発第20337号)時の計画)

変更理由

機器又は系統名	実施装置(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 〔( )内は適用する 既備診断法〕
	再熱蒸気止め弁3A	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	129 蒸気カベリン性能検査(保安装置検査) 128 蒸気カベリン開放検査	
	再熱蒸気止め弁3B	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	129 蒸気カベリン性能検査(保安装置検査) 128 蒸気カベリン開放検査	
	再熱蒸気止め弁3C	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	129 蒸気カベリン性能検査(保安装置検査) 128 蒸気カベリン開放検査	
	再熱蒸気止め弁3D	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	129 蒸気カベリン性能検査(保安装置検査) 128 蒸気カベリン開放検査	
	1号-7号1井3A	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	129 蒸気カベリン性能検査(保安装置検査) 128 蒸気カベリン開放検査	
	1号-7号1井3B	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	129 蒸気カベリン性能検査(保安装置検査) 128 蒸気カベリン開放検査	
	1号-7号1井3C	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	129 蒸気カベリン性能検査(保安装置検査) 128 蒸気カベリン開放検査	
	1号-7号1井3D	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	129 蒸気カベリン性能検査(保安装置検査) 128 蒸気カベリン開放検査	
原子炉停炉系統施設 蒸気カベリン 〔復水器〕	蒸気カベリン附属設備	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	129 蒸気カベリン性能検査(保安装置検査) 128 蒸気カベリン開放検査	
	復水器の1号1A	開放点検	G3	IC	142 蒸気カベリン附属設備機能検査	
	復水器の1号1B	開放点検	G3	IC	128 蒸気カベリン開放検査	
	復水器出入口水室3A	開放点検	G3	IC	128 蒸気カベリン開放検査	
	復水器出入口水室3B	開放点検	G3	IC	128 蒸気カベリン開放検査	
	復水器出入口水室3C	開放点検	G3	IC	128 蒸気カベリン開放検査	
	復水器出入口水室3D	開放点検	G3	IC	128 蒸気カベリン開放検査	

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変 更 後

変更理由

保全の有効性評価結果の反映

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式 又は頻度	検査名	備考 〔 〕内は適用する 設備箇所
原子炉格納箱系統施設 蒸気タービン 〔復水器〕	再熱蒸気止め弁3A	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 39M	129 蒸気タービン性能検査(保安装置側) 128 蒸気タービン開放検査	
	再熱蒸気止め弁3B	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 39M	129 蒸気タービン性能検査(保安装置側) 128 蒸気タービン開放検査	
	再熱蒸気止め弁3C	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 39M	129 蒸気タービン性能検査(保安装置側) 128 蒸気タービン開放検査	
	再熱蒸気止め弁3D	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 39M	129 蒸気タービン性能検査(保安装置側) 128 蒸気タービン開放検査	
	インターフェイス3A	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 39M	129 蒸気タービン性能検査(保安装置側) 128 蒸気タービン開放検査	
	インターフェイス3B	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 39M	129 蒸気タービン性能検査(保安装置側) 128 蒸気タービン開放検査	
	インターフェイス3C	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 39M	129 蒸気タービン性能検査(保安装置側) 128 蒸気タービン開放検査	
	インターフェイス3D	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 39M	129 蒸気タービン性能検査(保安装置側) 128 蒸気タービン開放検査	
	蒸気タービン附属設備	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 39M	129 蒸気タービン性能検査(保安装置側) 128 蒸気タービン開放検査	
	復水器側分弁3A	開放点検	G3	13M	128 蒸気タービン開放検査	
	復水器側分弁3B	開放点検	G3	13M	128 蒸気タービン開放検査	
	復水器出入口水室3A	開放点検	G3	13M	128 蒸気タービン開放検査	
復水器出入口水室3B	開放点検	G3	13M	128 蒸気タービン開放検査		
復水器出入口水室3C	開放点検	G3	13M	128 蒸気タービン開放検査		
復水器出入口水室3D	開放点検	G3	13M	128 蒸気タービン開放検査		

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前	変更後	変更理由
<p>(定期事業者検査報告(最終報告：令和2年11月24日、原子力発第20337号)時の計画)</p> <p>別図</p> <p>伊方発電所第3号機</p> <p>第15回定期事業者検査時の安全管理の計画</p>	<p>別図</p> <p>伊方発電所第3号機</p> <p>第15回定期事業者検査時の安全管理の計画</p>	<p>本ページは変更なし</p>
<p>記載例</p> <p><input type="checkbox"/> : 機能要求なし</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> : 機能要求あり</p> <p><input type="checkbox"/> : 機能要求あり(条件付)</p> <p>なお、上記においても要求除外となる場合がある。詳細は、伊方発電所原子力施設保安規定を参照。</p>		









3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

伊方発電所第3号機 第15回 施設定期検査時の安全管理の計画

項目	保安規程条文 (表64-14-3) 使用済燃料ピットに燃料 使用済燃料ピットに燃料 使用済燃料ピットに燃料 の使用	要求モード	主要工程															
			キャビティ・溜水 RCS汲水 シールド	RC3送水 RC3全プロ	図面設備													
要求モード			RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ
要求モード			RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ
要求モード			RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ
要求モード			RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ
要求モード			RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ
要求モード			RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ
要求モード			RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ
要求モード			RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ
要求モード			RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ
要求モード			RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ
要求モード			RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ
要求モード			RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ
要求モード			RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ
要求モード			RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ
要求モード			RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ
要求モード			RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ	RC3送水	RC3全プロ

記載の適正化  
(非常用ガスタービン発電機設置の反映)

変更理由

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前  
(定期事業者検査報告(最終報告:令和2年11月24日,原子力発第20337号)時の計画)

変更理由

伊方発電所第3号機 第15回 施設定期検査時の安全管理の計画

項目	保安規程条文 (※84-15-3) 新機 (※84-15-4) 可搬型電源車 (※84-15-5) 可搬型電源車 (※84-15-6) 可搬型電源車 (※84-15-7)	RCS水位	主要モード	要求内容	主要工程																			
					3CS降込	R/V開放	常圧取出	常圧閉止	R/V閉止	各種試験	出力上昇試験	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-3	6-4	5-1	4	5-1	4	3
重大事故等対応 設備	新機 (※84-15-3) 可搬型電源車 (※84-15-4) 可搬型電源車 (※84-15-5) 可搬型電源車 (※84-15-6) 可搬型電源車 (※84-15-7)	要求モード モード3, 4, 5, 6および 運用燃料ピットに燃料 を貯蔵している期間 運用燃料ピットに燃料を 貯蔵している期間	要求内容 モード3, 4, 5, 6および 運用燃料ピットに燃料を 貯蔵している期間	可搬型電源車(1系統)以上の動作可能であること 可搬型電源車(1系統)以上の動作可能であること 可搬型電源車(1系統)以上の動作可能であること 可搬型電源車(1系統)以上の動作可能であること	3CS降込	R/V開放	常圧取出	常圧閉止	R/V閉止	各種試験	出力上昇試験	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-3	6-4	5-1	4	5-1	4	3
新機 (※84-15-1) 計器設備	新機 (※84-15-1) 計器設備	モード3, 4, 5および 運用燃料ピットに燃料を 貯蔵している期間	モード3, 4, 5および 運用燃料ピットに燃料を 貯蔵している期間	可搬型電源車(1系統)以上の動作可能であること 可搬型電源車(1系統)以上の動作可能であること 可搬型電源車(1系統)以上の動作可能であること 可搬型電源車(1系統)以上の動作可能であること	3CS降込	R/V開放	常圧取出	常圧閉止	R/V閉止	各種試験	出力上昇試験	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-3	6-4	5-1	4	5-1	4	3
新機 (※84-15-1) 計器設備	新機 (※84-15-1) 計器設備	モード3, 4, 5および 運用燃料ピットに燃料を 貯蔵している期間	モード3, 4, 5および 運用燃料ピットに燃料を 貯蔵している期間	可搬型電源車(1系統)以上の動作可能であること 可搬型電源車(1系統)以上の動作可能であること 可搬型電源車(1系統)以上の動作可能であること 可搬型電源車(1系統)以上の動作可能であること	3CS降込	R/V開放	常圧取出	常圧閉止	R/V閉止	各種試験	出力上昇試験	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-3	6-4	5-1	4	5-1	4	3





3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

伊方発電所第3号機 第15回 施設定期検査時の安全管理の計画

記載の適正化  
(非常用ガスタービン発電機設置の反映)

変更理由

変更後

項目	保安規程本文 (第84-10-1) 計画設備	要求事項 モ-13, 4, 5および6	RCS水位	主要工程															
				キヤビ子、排水 ミットルロー RCS排水 ミットルロー RCS全フロ-	RCS全フロ-														
要求内容				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モ-1外	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2
重大事故対応 設備	(第84-10-1) 計画設備	モ-13, 4, 5および6	RCS水位	RCS全フロ-															
項目	保安規程本文 (第84-10-1) 計画設備	要求事項 モ-13, 4, 5および6	RCS水位	RCS全フロ-															
重大事故対応 設備	(第84-10-1) 計画設備	モ-13, 4, 5および6	RCS水位	RCS全フロ-															
保安規程本文 (第84-10-1) 計画設備	(第84-10-1) 計画設備	モ-13, 4, 5および6	RCS水位	RCS全フロ-															
保安規程本文 (第84-10-1) 計画設備	(第84-10-1) 計画設備	モ-13, 4, 5および6	RCS水位	RCS全フロ-															

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前	変更後	変更理由
<p>(定期事業者検査報告(最終報告:令和2年11月24日、原子力発第20337号)時の計画)</p> <p>参考資料-1</p> <p>計画期間中における点検の実施状況等</p> <p>「伊方発電所第3号機 点検計画(第15保全サイクル)」</p>	<p>参考資料-1</p> <p>計画期間中における点検の実施状況等</p> <p>「伊方発電所第3号機 点検計画(第15保全サイクル)」</p>	<p>本ページは変更なし</p>

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前  
(定期事業者検査報告(最終報告:令和2年11月24日,原子力発第20337号)時の計画)

変更理由

機器又は系統名	実地装置(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	年間の実施計画	初回実施時期(点検回数)	検査名	備考 ( )内は適用する 【設備診断法等】
	海水ポンプ3B電動機	機能・性能試験	G3	8C	-	13回	121 2次系ポンプ機能検査	(設備診断:1M, 潤滑油診断:1C)
		分解点検		104M	-	13回		
		潤滑油入替		26M	○	14回		
		機能・性能試験	G3	2C	○	14回	121 2次系ポンプ機能検査	(設備診断:1M)
	海水ポンプ3C電動機	分解点検	G3	26M	○	14回	120 2次系ポンプ分解検査	
		機能・性能試験	G3	8C	○	13回	121 2次系ポンプ機能検査	(設備診断:1M, 潤滑油診断:1C)
		分解点検		104M	○	13回		
		潤滑油入替		26M	○	14回		
	海水ポンプ3D	機能・性能試験	G3	2C	○	14回	121 2次系ポンプ機能検査	(設備診断:1M)
		分解点検		26M	○	14回	120 2次系ポンプ分解検査	
		機能・性能試験	G3	8C	-	13回	121 2次系ポンプ機能検査	(設備診断:1M, 潤滑油診断:1C)
		分解点検		104M	-	13回		
	海水ポンプ3E電動機	機能・性能試験	G3	26M	○	14回		
		分解点検		26M	○	14回		
		潤滑油入替		26M	○	14回		
		分解点検 他	G3	26M~195M	○	14回	122 2次系弁検査	
原子炉冷却系統施設 【原子炉格納容器内の一次冷却材の循環設備】 その他の非一式	原子炉冷却系統施設 【原子炉格納容器内の一次冷却材の循環設備】 その他機器(配管含む)一式	分解点検 他	G3	26M~195M	○	14回		一部点検実施
		機能・性能試験	G2	1C	○	14回	78 格納容器サンプ水位上昇率測定装置 重及び格納容器内凝縮液量測定装置 凝えい検出器機能検査	
		分解点検 他	G3	26M~195M	○	14回		
		機能・性能試験	G1	1C	○	14回	65 総合負荷性能検査 129 蒸気ドレン性能検査(保安装置後)	
原子炉冷却系統施設 【車室, 廊下, 開口, 翼, 車輪】	高圧タービン	開放点検		4XP	-	13回	128 蒸気ドレン開放検査	
		部分点検		26M	○	14回		



3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変 更 後

変更理由

保全の有効性評価結果の反映

機器又は系統名	実装機(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今年度の実施計画	前回点検時期(点検回数)	検査名	備考 〔( )内は適用する設備診断法所〕
	海水ポンプ3B電動機	機能・性能試験	G3	8C	-	13回	121 3次系ポンプ機能検査	(設備診断:1M, 潤滑油診断:1C)
		分解点検		104M	-	13回		
		潤滑油入替		26M	○	14回		
		機能・性能試験		2C	○	14回	121 3次系ポンプ機能検査	(設備診断:1M)
	海水ポンプ3C電動機	機能・性能試験	G3	26M	○	14回	120 2次系ポンプ分解検査	
		分解点検		8C	○	13回	121 3次系ポンプ機能検査	(設備診断:1M, 潤滑油診断:1C)
		分解点検		104M	○	13回		
		潤滑油入替		26M	○	14回		
	海水ポンプ3D	機能・性能試験	G3	2C	○	14回	121 3次系ポンプ機能検査	(設備診断:1M)
		分解点検		26M	○	14回	120 2次系ポンプ分解検査	
		分解点検		8C	○	13回	121 3次系ポンプ機能検査	(設備診断:1M, 潤滑油診断:1C)
		潤滑油入替		104M	-	13回		
	海水ポンプ3D電動機	機能・性能試験	G3	104M	-	13回		
		分解点検		26M	○	14回		
		潤滑油入替		26M	○	14回		
		分解点検 他		26M~195M	○	14回	122 2次系弁検査	
	原子炉冷却系統施設 〔原子炉補機冷却海水設備〕 その他の弁一式	機能・性能試験 他	G3	26M~156M	○	14回		一部点検実施
		分解点検 他		26M~156M	○	14回		
		分解点検 他		26M~156M	○	14回		
		機能・性能試験		1C	○	14回	78 格納容器サンプ水位上昇制御装置 重及び格納容器内凝縮液量測定装置 凝縮液排出器機能検査	
	原子炉冷却系統施設 〔原子炉格納容器内の一次冷却水の循環を監視する装置〕 蒸気タービン(軍艦, 四角, 筒形, 導口, 翼, 車輪)	機能・性能試験	G1	1C	○	14回	69 総合負荷性能検査 129 蒸気タービン性能検査(弁安裝前後)	
		分解点検		26M	-	13回	128 蒸気タービン開放検査	
		分解点検		26M	○	14回		
		部分点検						

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前  
(定期事業者検査報告(最終報告:令和2年11月24日,原子力発第20337号)時の計画)

変更理由

機器又は系統名	実施款(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	年間の実施計画	初回実施時期(年換)	検査名	備考 ( )内は適用する [ 設備診断法併用 ]
	低圧第1号1号	機能・性能試験	G1	IC	○	14回	58 総合負荷性能検査	
		開放点検		4YP	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
	低圧第2号1号	部分点検	G1	2BM	-	14回	128 蒸気タービン開放検査	
		機能・性能試験		IC	○	14回	58 総合負荷性能検査	
	開放点検	開放点検	G3	4YP	○	14回	128 蒸気タービン開放検査	
		部分点検		2BM	○	13回	128 蒸気タービン開放検査	
原子炉冷却系系統施設 (タービン)	主蒸気止め弁3A	機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	-	14回	128 蒸気タービン開放検査	
[ 新設設備及び非新設 設備(管)の信頼性 向上を図るため ]	主蒸気止め弁3B	機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
	主蒸気止め弁3C	機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
	主蒸気止め弁3D	機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	-	14回	128 蒸気タービン開放検査	
蒸気加減弁 第1弁		機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	-	14回	128 蒸気タービン開放検査	
蒸気加減弁 第2弁		機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
蒸気加減弁 第3弁		機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
蒸気加減弁 第4弁		機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	-	14回	128 蒸気タービン開放検査	

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変 更 後

変更理由

保全の有効性評価結果の反映

機器又は系統名	実地数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式 又は頻度	今年度の 稼働率	計画 回数	検査名	備考 〔( )内は適用する 設備移住箇所〕
既設第1号~2号		機能・性能試験	G1	IC	○	14回	58 総合負荷性能検査	
		開放点検		39M	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
既設第2号~3号		部分点検	G1	26M	-	14回	128 蒸気タービン開放検査	
		機能・性能試験		IC	○	14回	56 総合負荷性能検査	
既設第2号~3号		開放点検	G1	39M	○	14回	128 蒸気タービン開放検査	
		部分点検		26M	○	13回	128 蒸気タービン開放検査	
原子炉冷却系施設 蒸気発生器及び非凝縮 液装置並びに関連装 置で構成される主要弁	主蒸気止め弁3A	機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置後)	
		開放点検		39M	-	14回	128 蒸気タービン開放検査	
主蒸気止め弁3B		機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置後)	
		開放点検		39M	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
主蒸気止め弁3C		機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置後)	
		開放点検		39M	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
主蒸気止め弁3D		機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置後)	
		開放点検		39M	-	14回	128 蒸気タービン開放検査	
蒸気加減弁 第1弁		機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置後)	
		開放点検		39M	-	14回	128 蒸気タービン開放検査	
蒸気加減弁 第2弁		機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置後)	
		開放点検		39M	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
蒸気加減弁 第3弁		機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置後)	
		開放点検		39M	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
蒸気加減弁 第4弁		機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置後)	
		開放点検		39M	-	14回	128 蒸気タービン開放検査	

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前  
(定期事業者検査報告(最終報告:令和2年11月24日,原子力発第20337号)時の計画)

変更理由

機器又は系統名	実施装置(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式 又は頻度	年間の要 約計画	初回実施 時期(点検 回数)	検査名	備考 【( )内は適用する 設備診断法等】
	再熱蒸気止め弁3A	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	○ ○	14回 12回	123 蒸気タービン性能検査(保安装置点検) 128 蒸気タービン開放検査	
	再熱蒸気止め弁3B	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	○ ○	14回 12回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置点検) 128 蒸気タービン開放検査	
	再熱蒸気止め弁3C	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	○ -	14回 -	129 蒸気タービン性能検査(保安装置点検) 128 蒸気タービン開放検査	
	再熱蒸気止め弁3D	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	○ -	14回 -	129 蒸気タービン性能検査(保安装置点検) 128 蒸気タービン開放検査	
	1号タービン3A	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	○ ○	14回 12回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置点検) 128 蒸気タービン開放検査	
	1号タービン3B	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	○ ○	14回 12回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置点検) 128 蒸気タービン開放検査	
	1号タービン3C	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	○ -	14回 -	129 蒸気タービン性能検査(保安装置点検) 128 蒸気タービン開放検査	
	1号タービン3D	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	○ -	14回 -	129 蒸気タービン性能検査(保安装置点検) 128 蒸気タービン開放検査	
原子炉停炉系統施設 蒸気タービン 【復水器】	蒸気タービン附属設備	機能・性能試験 開放点検	G3	IC 4YP	○ -	14回 -	129 蒸気タービン性能検査(保安装置点検) 128 蒸気タービン開放検査	
	復水器内の弁3A	開放点検	G3	13M	○	14回	142 蒸気タービン附属設備機能点検	
	復水器内の弁3B	開放点検	G3	13M	○	14回	128 蒸気タービン開放検査	
	復水器出入口水室3A	開放点検	G3	13M	○	14回	128 蒸気タービン開放検査	
	復水器出入口水室3B	開放点検	G3	13M	○	14回	128 蒸気タービン開放検査	
	復水器出入口水室3C	開放点検	G3	13M	○	14回	128 蒸気タービン開放検査	
	復水器出入口水室3D	開放点検	G3	13M	○	14回	128 蒸気タービン開放検査	

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更後

変更理由

保全の有効性評価結果の反映

機器又は系統名	実態表(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式 又は頻度	今年度の 概計画	計画年度 開始年度 回数	検査名	備考 〔 〇 には適用する 設備修理工所〕
原子炉格納箱系施設 蒸気タービン 〔復水器〕	再熱蒸気止め弁3A	機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置置換後)	
		開放点検		39M	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
	再熱蒸気止め弁3B	機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置置換後)	
		開放点検		39M	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
	再熱蒸気止め弁3C	機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置置換後)	
		開放点検		39M	-	14回	128 蒸気タービン開放検査	
	再熱蒸気止め弁3D	機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置置換後)	
		開放点検		39M	-	14回	128 蒸気タービン開放検査	
	イオン交換弁3A	機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置置換後)	
		開放点検		39M	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
	イオン交換弁3B	機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置置換後)	
		開放点検		39M	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
イオン交換弁3C	機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置置換後)		
	開放点検		39M	-	14回	128 蒸気タービン開放検査		
イオン交換弁3D	機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置置換後)		
	開放点検		39M	-	14回	128 蒸気タービン開放検査		
復水器 〔復水器〕	蒸気タービン排汽設備	機能・性能試験	G3	IC	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置置換後)	
		開放点検		39M	-	14回	128 蒸気タービン開放検査	
	復水器の付e/a	開放点検	G3	13M	○	14回	128 蒸気タービン開放検査	
		開放点検	G3	13M	○	14回	128 蒸気タービン開放検査	
	復水器の付e/b	開放点検	G3	13M	○	14回	128 蒸気タービン開放検査	
		開放点検	G3	13M	○	14回	128 蒸気タービン開放検査	
復水器の付e/c	開放点検	G3	13M	○	14回	128 蒸気タービン開放検査		
	開放点検	G3	13M	○	14回	128 蒸気タービン開放検査		

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前  
(定期事業者検査報告(最終報告:令和2年11月24日,原子力発第20337号)時の計画)

変更理由

機器又は系統名	実地装置(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	年回の実施計画	初回実施時期(点検回数)	検査名	備考 【( )内は適用する設備修訂法術】
	補助蒸気排気ファンユニット3B	機能・性能試験	G4	18Y	-	2013年	771次系蒸気空調設備検査	771次系蒸気空調設備検査 771次系蒸気空調設備検査
	燃料線管理用蒸気ファンユニット3号	開放点検	G4	7Y	-	2014年		771次系蒸気空調設備検査
	燃料線管理用蒸気ファンユニット3A	機能・性能試験	G4	15Y	-	2011年	771次系蒸気空調設備検査	771次系蒸気空調設備検査
	燃料線管理用蒸気ファンユニット3B	機能・性能試験	G3	15Y	-	2011年	771次系蒸気空調設備検査	771次系蒸気空調設備検査
	ヘリ排気ファンユニット3号	機能・性能試験	G4	B	-	-	771次系蒸気空調設備検査	771次系蒸気空調設備検査 771次系蒸気空調設備検査
	廃棄物処理室排気ファンユニット3号(A・B・C号)	機能・性能試験	G4	15Y	-	2012年	771次系蒸気空調設備検査	771次系蒸気空調設備検査
	廃棄物処理室排気ファンユニット3号(B・C号)	機能・性能試験	G4	15Y	-	2012年	771次系蒸気空調設備検査	771次系蒸気空調設備検査
	格納容器空気浄化ファンユニット3号	機能・性能試験	G3	B	-	-	771次系蒸気空調設備検査	771次系蒸気空調設備検査 771次系蒸気空調設備検査
	格納容器減圧ファンユニット3号	機能・性能試験	G4	15C	-	3回	771次系蒸気空調設備検査	771次系蒸気空調設備検査
		開放点検		195M	-	3回		
	ミッド位置装置ファンユニット3A	機能・性能試験	G4	5Y	-	2015年	771次系蒸気空調設備検査	有効性評価No.33の反映
	ミッド位置装置ファンユニット3B	機能・性能試験	G4	5Y	-	2015年	771次系蒸気空調設備検査	有効性評価No.33の反映
	中央制御室	備えい家検	高	6Y	-	13回	139 中央制御室の居住性確認検査	
		外観点検(直通部)		1C	○	14回		
	ダクトファンユニット、防火ダクト、手動シャッター一式	機能・性能試験	G3,G4	13M~264M	○	14回	771次系蒸気空調設備検査	一部771次系蒸気空調設備検査 有効性評価 No.20,21,22,23,24,28の反映
	燃料線管理用施設 換気装置 その他弁一式	分解点検(他)	G3,G4	20M~195M	○	14回	881次系安全弁検査	一部771次系蒸気空調設備検査
	燃料線管理用施設 換気装置 その他AM弁一式	分解点検	G3	195M	-	3回		
	燃料線管理用施設 換気装置 その他機器一式	分解点検(他)	G2~G4	12M~300M	○	14回		一部771次系蒸気空調設備検査 有効性評価 No.25の反映

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更後

変更理由

中央制御室の漏えい試験追加を反映

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	年回の実施計画	前回点検時期(点検回数)	検査名	備考 〔( )内は適用する設備移注箇所〕
	補助送風機排気ファンユニット3B	機能・性能試験	G4	18Y	-	2013年	771次系排気空調設備検査	アライ運転中
	放射線管理装置排気ファンユニット3号	開放点検	G4	7Y	-	2014年		アライ運転中
	放射線管理装置排気ファンユニット3A	機能・性能試験	G4	15Y	-	2011年	771次系排気空調設備検査	アライ運転中
	放射線管理装置排気ファンユニット3B	機能・性能試験	G3	15Y	-	2011年	771次系排気空調設備検査	アライ運転中
	ヘリ排気ファンユニット3号	機能・性能試験	G4	B	-	-	771次系排気空調設備検査	771(CBM)の機能・性能試験に合わせ実施
	医薬物処理室排気ファンユニット3号(Aベンタ用)	機能・性能試験	G4	15Y	-	2012年	771次系排気空調設備検査	アライ運転中
	医薬物処理室排気ファンユニット3号(Bベンタ用)	機能・性能試験	G4	15Y	-	2012年	771次系排気空調設備検査	アライ運転中
	格納容器空気浄化ファンユニット3号	機能・性能試験	G3	B	-	-	771次系排気空調設備検査	771(CBM)の機能・性能試験に合わせ実施
	格納容器減圧排気ファンユニット3号	機能・性能試験	G4	15C	-	3回	771次系排気空調設備検査	
		開放点検		195M	-	3回		
	モノトロン装置排気ファンユニット3A	機能・性能試験	G4	5Y	-	2015年	771次系排気空調設備検査	有効性評価No.330の反映
	モノトロン装置排気ファンユニット3B	機能・性能試験	G4	5Y	-	2015年	771次系排気空調設備検査	有効性評価No.33の反映
	中央制御室	漏えい試験	高	6YP	○	13回	139 中央制御室の居住性確認検査	
		外観点検(直通部)		1C	○	14回		
	ダクトのオレインプレート、防火ダクト、手動シャッター(一式)	機能・性能試験	G3,G4	13M~264M	○	14回	771次系排気空調設備検査	一部アライ運転中 有効性評価 No.20,21,22,23,24,29の反映
	放射線管理施設 [換気設備] その他の弁 一式	分解点検(他)	G3,G4	20M~195M	○	14回	851次系弁検査	一部アライ運転中
	放射線管理施設 [換気設備] その他RAM弁 一式	分解点検	G3	195M	-	3回		
	放射線管理施設 [換気設備] その他機器 一式	分解点検(他)	G2~G4	12M~300M	○	14回		一部アライ運転中 有効性評価 No.35の反映

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前  
(定期事業者検査報告(最終報告:令和2年11月24日,原子力発第20337号)時の計画)

変更理由

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	年間の累計回	初回実施時期(年/月/日)	検査名	備考 〔 〕内は適用する設備修繕法
原子力炉格納容器 〔原子力炉格納容器〕	原子力炉格納容器 通常用エアログ	1回 閉えい率試験	G3	3C	-	13回	43 原子力炉格納容器本体漏えい率検査	
		閉えい率試験	G3	2C/3C	○	14回	44 原子力炉格納容器局部漏えい率検査	
		開放点検		130M	-	14回		
		部分点検		1C	○	14回		
	非常用エアログ	1回 閉えい率試験	G3	2C/3C	○	14回	44 原子力炉格納容器局部漏えい率検査	
		開放点検		130M	-	6回		
		部分点検		1C	○	14回		
	格納容器操縦器入口	1回 閉えい率試験	G3	2C/3C	○	14回	44 原子力炉格納容器局部漏えい率検査	
		開放点検		13M	○	14回		
	配管貫通部(弁閉式配管貫通部、貫通配管フランジ部)一式 電気絶縁用貫通部一式	閉えい率試験	G3	2C/3C	○	14回	44 原子力炉格納容器局部漏えい率検査	
		閉えい率試験	G3	2C/3C	○	14回	44 原子力炉格納容器局部漏えい率検査	
	配管貫通部(弁閉式配管貫通部、貫通配管フランジ部)及び電気絶縁用貫通部一式 原子力炉格納容器隔離弁一式	開放点検	G3	13M~104M	○	14回		
		閉えい率試験	G3	2C/3C	○	14回	44 原子力炉格納容器局部漏えい率検査	
	格納容器隔離(T-V番号及DT+V番号)C 上り隔離弁の弁	65回 機能・性能試験	G3	1C	○	14回	43 原子力炉格納容器隔離弁機能検査	
	格納容器隔離(P-V番号)により隔離される 弁	16回 機能・性能試験	G3	1C	○	14回	43 原子力炉格納容器隔離弁機能検査	
格納容器格納箱(1F)内ポンプ出口の1層 継手3号	3LCV-1000 分解点検(弁本体)	G3	130M	-	13回	46 原子力炉格納容器隔離弁分解検査		
	分解点検(駆動部)		52M	○	13回			
SG-3A3Aブリアク隔離弁	3V-BD-009A 分解点検(弁本体)	G3	78M	○	14回	46 原子力炉格納容器隔離弁分解検査		
	分解点検(駆動部)		78M	○	13回			
SG-3E3Eブリアク隔離弁	3V-BD-009B 分解点検(弁本体)	G3	78M	○	14回	46 原子力炉格納容器隔離弁分解検査		
	分解点検(駆動部)		78M	○	13回			
SG-3C3Cブリアク隔離弁	3V-BD-009C 分解点検(弁本体)	G3	78M	○	14回	46 原子力炉格納容器隔離弁分解検査		
	分解点検(駆動部)		78M	○	13回			



3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変 更 後

変更理由

原子炉格納容器局部漏えい率検査の中止を反映

機器又は系統名	実装機(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	床方式又は構造	今年度の定期計画	計画年度(回)	検査名	備考 〔( )内は適用する設備修理工所〕
原子炉格納施設 〔原子炉格納容器〕	原子炉格納容器	漏えい率試験	G3	3C	—	13回	43 原子炉格納容器全体漏えい率検査	
	通常用エアログ	1回 漏えい率試験	G3	2C/3C	—	14回	44 原子炉格納容器局部漏えい率検査	
		開放点検		130M	—	14回		
		部分点検		1C	○	14回		
	非常用エアログ	1回 漏えい率試験	G3	2C/3C	—	14回	44 原子炉格納容器局部漏えい率検査	
		開放点検		130M	—	6回		
		部分点検		1C	○	14回		
	格納容器機器搬入口	1回 漏えい率試験	G3	2C/3C	—	14回	44 原子炉格納容器局部漏えい率検査	
		開放点検		13M	○	14回		
	配管貫通部(有線試験)管貫通部、貫通配管 フック(機)一式	漏えい率試験	G3	2C/3C	—	14回	44 原子炉格納容器局部漏えい率検査	
	電気配線用貫通部 一式	漏えい率試験	G3	2C/3C	—	14回	44 原子炉格納容器局部漏えい率検査	
	配管貫通部(有線試験)管貫通部、貫通配管 フック(機)一式	開放点検	G3	13M~ 104M	○	14回		
	原子炉格納容器隔離弁 一式	漏えい率試験	G3	2C/3C	—	14回	44 原子炉格納容器局部漏えい率検査	
	格納容器隔離弁(V番号10F+UV番号)に 上り隔離される弁	65回 機能・性能試験	G3	1C	○	14回	45 原子炉格納容器隔離弁機能検査	
	格納容器隔離弁(V番号)により隔離される 弁	16回 機能・性能試験	G3	1C	○	14回	46 原子炉格納容器隔離弁機能検査	
	格納容器利用材(レボニア)出口パイプ第1層 継手3号	3LCV-1000 分解点検(弁本体) 分解点検(駆動部)	G3	130M	—	13回	46 原子炉格納容器隔離弁分解検査	
SG-3AYパイプ(リク)隔離弁	3V-BD-008A 分解点検(弁本体) 分解点検(駆動部)	G3	82M 78M	○ ○	13回 13回	46 原子炉格納容器隔離弁分解検査		
SG-3BFパイプ(リク)隔離弁	3V-BD-008B 分解点検(弁本体) 分解点検(駆動部)	G3	78M 78M	○ ○	14回 13回	46 原子炉格納容器隔離弁分解検査		
SG-3Cパイプ(リク)隔離弁	3V-BD-009C 分解点検(弁本体) 分解点検(駆動部)	G3	78M 78M	○ ○	14回 13回	46 原子炉格納容器隔離弁分解検査		

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前  
(定期事業者検査報告(最終報告:令和2年11月24日,原子力発第20337号)時の計画)

変更理由

機器又は系統名	実施機(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	年回の実施回数	初回実施時期(定検回数)	検査名	備考 【( )内は適用する設備(診断設備)】
その他発電用原子炉の附属施設(緊急時対策)	緊急時対策所(BL-32m)	外観点検	高	1Y	○	2018年		アクト運転中または定検停止中
		非破壊試験		5Y	-	2016年		アクト運転中または定検停止中
		漏えい試験		6YP	-	-	140 緊急時対策所の居住性確認検査	16回にて初回点検を計画
緊急時対策設備	補助給水ポンプ(防凍器)号	外観点検	G3	1C	○	14回		
		外観点検	G3	1C	○	14回		
		外観点検	G3	1C	○	14回		
		外観点検	G3	1C	○	14回		
		外観点検	G3	1C	○	14回		
土木建築設備	原子炉格納罐	外観点検	G3	1C	○	14回		
		外観点検	高低	1C	○	14回		一部アクト運転中
		非破壊試験		5Y	-	2018年		一部アクト運転中
		外観点検	高低	1Y	○	2018年		アクト運転中または定検停止中
アクト総合	原子炉及びその附属設備(非常用予備電源装置を除く)	外観点検	高低	5Y	-	2018年		アクト運転中または定検停止中
		非破壊試験		1Y	○	2018年		アクト運転中または定検停止中
		外観点検	高低	5Y	-	2018年		アクト運転中または定検停止中
		非破壊試験		1Y~5Y	○	2018年		アクト運転中または定検停止中
全般機器	化学消防自動車	外観点検 他	高低	1Y	○	2018年		アクト運転中または定検停止中
		総合性能試験	G3	1C	○	14回	IS 総合負荷性能検査	定検直前検査
		機能・性能試験	G3	1Y	○	2019年		アクト運転中または定検停止中
		機能・性能試験	G3	1Y	○	2019年		アクト運転中または定検停止中
海水取水用水中ポンプ	部機器	外観点検	G4	1Y	○	2019年		アクト運転中または定検停止中
		機能・性能試験 他	G4	1Y	○	2019年		アクト運転中または定検停止中

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変 更 後

変更理由

緊急時対策所 (EL 32m) の漏えい試験追加を反映

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今年度の実施計画	前回点検時期(点検回数)	検査名	備考 〔 ( )内は適用する設備移設箇所〕
その他発電用原子炉の附属施設(緊急時対策所)	緊急時対策所(EL=32m)	外観点検	高	1Y	○	2018年	アライ運転中または定検停止中	
		非破壊試験		5Y	—	2016年	アライ運転中または定検停止中	
		漏えい試験		6YP	○	—	140 緊急時対策所の居住性確認検査	
		外観点検	G3	1C	○	14回		
緊急時対策設備	補助給水のクックリ防護壁(防塵材)	外観点検	G3	1C	○	14回		
		外観点検	G3	1C	○	14回		
		外観点検	G3	1C	○	14回		
		外観点検	G3	1C	○	14回		
土木構築設備	原子炉格納罐	外観点検	高低	1C	○	14回	一部アライ運転中	
		非破壊試験		5Y	—	2018年	一部アライ運転中	
		外観点検	高低	1Y	○	2018年	アライ運転中または定検停止中	
		非破壊試験		5Y	—	2018年	アライ運転中または定検停止中	
原子炉補助設備	放射水設備 一式	外観点検	高低	1Y	○	2018年	アライ運転中または定検停止中	
		非破壊試験		5Y	—	2018年	アライ運転中または定検停止中	
		外観点検	高低	1Y	○	2018年	アライ運転中または定検停止中	
		非破壊試験		5Y	—	2018年	アライ運転中または定検停止中	
アライ総合	放水設備 一式	外観点検 他	高低	1Y~5Y	○	2018年	アライ運転中または定検停止中	
		総合性能試験	G3	1C	○	14回	定検点検後	
		構造・性能試験	G3	1Y	○	2019年	アライ運転中または定検停止中	
		構造・性能試験	G3	1Y	○	2019年	アライ運転中または定検停止中	
全廠機器	水質浄化用自動車	外観点検	G4	1Y	○	2019年	アライ運転中または定検停止中	
		構造・性能試験	G4	1Y	○	2019年	アライ運転中または定検停止中	
		外観点検	G4	1Y	○	2019年	アライ運転中または定検停止中	
		構造・性能試験	G4	1Y	○	2019年	アライ運転中または定検停止中	

変更前

別紙一-1

X線装置1台機器使用期間中検査10年計画

1. 原子炉装置 (1/2)

適用規格： 経時試験 JSME S NA1-2008 ※1

項目 番号 カテゴリ	検査対象箇所	検査 項目	検査 方法	検査 期間	検査 回数	伊方発電所3号機検査計画 (10年)				
						第3検査時期				
						13回 検査	14回 検査	15回 検査	16回 検査	17回 検査
30.111	3-B	上部積と下部積との間接継手 UJT	目視	5年	5回					
30.111	3-B	下部積と上部積との間接継手 UJT	目視	5年	5回					
30.111	3-B	下部積と上部積の裏面継手 UJT	目視	5年	5回					
30.109	3-C	上部積と上部積クランプとの UJT	目視	5年	5回					
30.109	3-C	上部積と下部積クランプとの UJT	目視	5年	5回					
30.106	3-C	上部積と上部積クランプとの UJT	目視	10年	1回	<15年>	<15年>			
30.106	3-C	下部積と上部積との間接継手 UJT	目視	10年	1回	<15年>	<15年>			
30.10	3-B	容器入口管と側との UJT	目視	100%	3箇所					
30.10	3-B	容器入口管内部の UJT	目視	100%	3箇所					
30.20	3-B	容器入口管外部の UJT	目視	100%	3箇所					
30.10	3-B	容器入口管とエレベータの 結合部	目視	100%	3箇所					
30.10	3-B	容器入口管とエレベータの 結合部	目視	100%	3箇所					
30.10	3-B	容器入口管とエレベータの 結合部	目視	100%	3箇所					
30.10	3-B	容器入口管とエレベータの 結合部	目視	100%	3箇所					
30.10	3-B	容器入口管とエレベータの 結合部	目視	100%	3箇所					
30.10	3-B	容器入口管とエレベータの 結合部	目視	100%	3箇所					
30.10	3-B	容器入口管とエレベータの 結合部	目視	100%	3箇所					

※1 12回以前はJSME S NA1-2008適用  
 ※2 10回以前はNISA書「実用電用予び及びその附属装置における継続を引き起こす異常の発生」(平成27年11月18日付け原子力委員  
 会決定)に添う  
 ※3 10回以前はNISA書「実用電用予び及びその附属装置における継続を引き起こす異常の発生」(平成27年11月18日付け原子力委員  
 会決定)に添う  
 ※4 経時試験IA-2010(2)の決定より、検査間隔延長を適用  
 ※5 経時試験IA-2010(2)の決定より、検査間隔延長を適用  
 ※6 ( )は日誌簿の検査項目を示す、

変更後

別紙一-1

X線装置1台機器使用期間中検査10年計画

1. 原子炉装置 (1/2)

適用規格： 経時試験 JSME S NA1-2008 ※1

項目 番号 カテゴリ	検査対象箇所	検査 項目	検査 方法	検査 期間	検査 回数	伊方発電所3号機検査計画 (10年)				
						第3検査時期				
						13回 検査	14回 検査	15回 検査	16回 検査	17回 検査
30.111	3-B	上部積と下部積との間接継手 UJT	目視	5年	5回					
30.111	3-B	下部積と上部積との間接継手 UJT	目視	5年	5回					
30.111	3-B	下部積と上部積の裏面継手 UJT	目視	5年	5回					
30.109	3-C	上部積と上部積クランプとの UJT	目視	5年	5回					
30.109	3-C	上部積と下部積クランプとの UJT	目視	5年	5回					
30.106	3-C	上部積と上部積クランプとの UJT	目視	10年	1回	<15年>	<15年>			
30.106	3-C	下部積と上部積との間接継手 UJT	目視	10年	1回	<15年>	<15年>			
30.10	3-B	容器入口管と側との UJT	目視	100%	3箇所					
30.10	3-B	容器入口管内部の UJT	目視	100%	3箇所					
30.20	3-B	容器入口管外部の UJT	目視	100%	3箇所					
30.10	3-B	容器入口管とエレベータの 結合部	目視	100%	3箇所					
30.10	3-B	容器入口管とエレベータの 結合部	目視	100%	3箇所					
30.10	3-B	容器入口管とエレベータの 結合部	目視	100%	3箇所					
30.10	3-B	容器入口管とエレベータの 結合部	目視	100%	3箇所					
30.10	3-B	容器入口管とエレベータの 結合部	目視	100%	3箇所					
30.10	3-B	容器入口管とエレベータの 結合部	目視	100%	3箇所					
30.10	3-B	容器入口管とエレベータの 結合部	目視	100%	3箇所					
30.10	3-B	容器入口管とエレベータの 結合部	目視	100%	3箇所					
30.10	3-B	容器入口管とエレベータの 結合部	目視	100%	3箇所					

※1 12回以前はJSME S NA1-2008適用  
 ※2 10回以前はNISA書「実用電用予び及びその附属装置における継続を引き起こす異常の発生」(平成27年11月18日付け原子力委員  
 会決定)に添う  
 ※3 10回以前はNISA書「実用電用予び及びその附属装置における継続を引き起こす異常の発生」(平成27年11月18日付け原子力委員  
 会決定)に添う  
 ※4 経時試験IA-2010(2)の決定より、検査間隔延長を適用  
 ※5 経時試験IA-2010(2)の決定より、検査間隔延長を適用  
 ※6 ( )は日誌簿の検査項目を示す、

変更理由

運転計画変更に伴う検査  
間隔延長の反映

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

添付書類：維持修繕 J S M I E S N A 1 - 2 0 0 8 第 1 号  
伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

項目 番号	検査 対象 箇所	検査 方法	検査 回数	検査 時期	第1検査時期		第2検査時期		第3検査時期	
					8回	9回	10回	11回	12回	13回
36.10	上蓋用プレート	目視	100%	WT-1	100%	8回	9回	10回	11回	12回
36.30	スクリーン	目視	100%	WT-1	100%	8回	9回	10回	11回	12回
36.40	上蓋用プレート	目視	100%	WT-1	100%	8回	9回	10回	11回	12回
36.50	上蓋用プレート	目視	100%	WT-1	100%	8回	9回	10回	11回	12回
37.10	1/2の下の下蓋用プレート	目視	25%	WT-1	25%	8回	9回	10回	11回	12回
38.10	別検修設備、ハブの内部の接続手	目視	25%	WT-1	25%	8回	9回	10回	11回	12回
38.20	別検修設備、ハブの内部の接続手	目視	25%	WT-1	25%	8回	9回	10回	11回	12回
38.30	別検修設備、ハブの内部の接続手	目視	25%	WT-1	25%	8回	9回	10回	11回	12回
38.40	スクリーン	目視	100%	WT-1	100%	8回	9回	10回	11回	12回
38.50	上蓋用プレート	目視	100%	WT-1	100%	8回	9回	10回	11回	12回
39.10	1/2の下の下蓋用プレート	目視	25%	WT-1	25%	8回	9回	10回	11回	12回
39.20	別検修設備、ハブの内部の接続手	目視	25%	WT-1	25%	8回	9回	10回	11回	12回
39.30	別検修設備、ハブの内部の接続手	目視	25%	WT-1	25%	8回	9回	10回	11回	12回
39.40	スクリーン	目視	100%	WT-1	100%	8回	9回	10回	11回	12回
39.50	上蓋用プレート	目視	100%	WT-1	100%	8回	9回	10回	11回	12回
40.10	原子炉格納容器	目視	2.0%	WT-3	2.0%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%
40.40	原子炉格納容器	目視	2.0%	WT-3	2.0%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%
40.50	原子炉格納容器	目視	2.0%	WT-3	2.0%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%
41.40	原子炉格納容器	目視	2.0%	WT-3	2.0%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%

(注) < > は日誌の検査記録を示す。  
 第1回は12回以内を適用  
 第2回は維持修繕 J S M I E S N A 1 - 2 0 0 8 第 1 号停止以降の検査記録を適用  
 第3回は維持修繕 J S M I E S N A 1 - 2 0 1 0 (D) の検査により、検査記録が 2020 (E) の検査により、各検査箇所から検査を実施  
 第4回は維持修繕 J S M I E S N A 1 - 2 0 1 0 (D) の検査により、検査記録が 2020 (E) の検査により、各検査箇所から検査を実施  
 第5回は維持修繕 J S M I E S N A 1 - 2 0 1 0 (D) の検査により、検査記録が 2020 (E) の検査により、各検査箇所から検査を実施

1. 原子炉格納容器 (2/2)

変更後

添付書類：維持修繕 J S M I E S N A 1 - 2 0 0 8 第 1 号  
伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

項目 番号	検査 対象 箇所	検査 方法	検査 回数	検査 時期	第1検査時期		第2検査時期		第3検査時期	
					8回	9回	10回	11回	12回	13回
36.10	上蓋用プレート	目視	100%	WT-1	100%	8回	9回	10回	11回	12回
36.30	スクリーン	目視	100%	WT-1	100%	8回	9回	10回	11回	12回
36.40	上蓋用プレート	目視	100%	WT-1	100%	8回	9回	10回	11回	12回
36.50	上蓋用プレート	目視	100%	WT-1	100%	8回	9回	10回	11回	12回
37.10	1/2の下の下蓋用プレート	目視	25%	WT-1	25%	8回	9回	10回	11回	12回
38.10	別検修設備、ハブの内部の接続手	目視	25%	WT-1	25%	8回	9回	10回	11回	12回
38.20	別検修設備、ハブの内部の接続手	目視	25%	WT-1	25%	8回	9回	10回	11回	12回
38.30	別検修設備、ハブの内部の接続手	目視	25%	WT-1	25%	8回	9回	10回	11回	12回
38.40	スクリーン	目視	100%	WT-1	100%	8回	9回	10回	11回	12回
38.50	上蓋用プレート	目視	100%	WT-1	100%	8回	9回	10回	11回	12回
39.10	1/2の下の下蓋用プレート	目視	25%	WT-1	25%	8回	9回	10回	11回	12回
39.20	別検修設備、ハブの内部の接続手	目視	25%	WT-1	25%	8回	9回	10回	11回	12回
39.30	別検修設備、ハブの内部の接続手	目視	25%	WT-1	25%	8回	9回	10回	11回	12回
39.40	スクリーン	目視	100%	WT-1	100%	8回	9回	10回	11回	12回
39.50	上蓋用プレート	目視	100%	WT-1	100%	8回	9回	10回	11回	12回
40.10	原子炉格納容器	目視	2.0%	WT-3	2.0%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%
40.40	原子炉格納容器	目視	2.0%	WT-3	2.0%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%
40.50	原子炉格納容器	目視	2.0%	WT-3	2.0%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%
41.40	原子炉格納容器	目視	2.0%	WT-3	2.0%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%	30 1/2%

(注) < > は日誌の検査記録を示す。  
 第1回は12回以内を適用  
 第2回は維持修繕 J S M I E S N A 1 - 2 0 0 8 第 1 号停止以降の検査記録を適用  
 第3回は維持修繕 J S M I E S N A 1 - 2 0 1 0 (D) の検査により、検査記録が 2020 (E) の検査により、各検査箇所から検査を実施  
 第4回は維持修繕 J S M I E S N A 1 - 2 0 1 0 (D) の検査により、検査記録が 2020 (E) の検査により、各検査箇所から検査を実施  
 第5回は維持修繕 J S M I E S N A 1 - 2 0 1 0 (D) の検査により、検査記録が 2020 (E) の検査により、各検査箇所から検査を実施

1. 原子炉格納容器 (2/2)

変更理由

運転計画変更に伴う検査  
間隔延長の反映

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

添付書類：種別別 1 S M E S N A 1 - 2 0 0 8 添 1  
伊方発電所第3号機検査計画（10年）

2. 加配器（1/2）

※1 12回以前は3S6E S NA1-2002を適用。  
※2 機種規格IA-2010(4)の長尺プレート停止に伴う検査間隔延長を適用  
※3 機種規格IA-2010(2)の規定により、検査間隔延長を適用

項目 コード	検査対象箇所	検査 方法	検査 期間	設備 数	検査 期間	検査 方法	検査 期間	検査 回数	備考	第2検査時期						第3検査時期											
										第1検査時期						第2検査時期						第3検査時期					
										5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月	
30.40	保安用番号 のみの 取付 取替	取替	1箇所	028X 1箇所	1箇所	取替	1箇所	1箇所	1箇所																		
30.30	保安用番号 のみの 取付 取替	取替	1箇所	028X 1箇所	1箇所	取替	1箇所	1箇所	1箇所																		
30.10	上頭継と下頭継との間継継手	設備	5X	1ヶ台	UT	5%																					
30.12	下頭継の長手継継手	設備	10X	2ヶ台	UT	10%																					
30.12	上頭継の長手継継手	設備	10X	2ヶ台	UT	10%																					
30.11	下頭継と下頭継との間継継手	設備	5X	1ヶ台	UT	5%																					
30.11	上頭継と上頭継との間継継手	設備	5X	1ヶ台	UT	5%																					

変更後

添付書類：種別別 1 S M E S N A 1 - 2 0 0 8 添 1  
伊方発電所第3号機検査計画（10年）

2. 加配器（1/2）

※1 12回以前は3S6E S NA1-2002を適用。  
※2 機種規格IA-2010(4)の長尺プレート停止に伴う検査間隔延長を適用  
※3 機種規格IA-2010(2)の規定により、検査間隔延長を適用

項目 コード	検査対象箇所	検査 方法	検査 期間	設備 数	検査 期間	検査 方法	検査 期間	検査 回数	備考	第2検査時期						第3検査時期											
										第1検査時期						第2検査時期						第3検査時期					
										5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月	
30.40	保安用番号 のみの 取付 取替	取替	1箇所	028X 1箇所	1箇所	取替	1箇所	1箇所	1箇所																		
30.30	保安用番号 のみの 取付 取替	取替	1箇所	028X 1箇所	1箇所	取替	1箇所	1箇所	1箇所																		
30.10	上頭継と下頭継との間継継手	設備	5X	1ヶ台	UT	5%																					
30.12	下頭継の長手継継手	設備	10X	2ヶ台	UT	10%																					
30.12	上頭継の長手継継手	設備	10X	2ヶ台	UT	10%																					
30.11	下頭継と下頭継との間継継手	設備	5X	1ヶ台	UT	5%																					
30.11	上頭継と上頭継との間継継手	設備	5X	1ヶ台	UT	5%																					

変更理由

運転計画変更に伴う検査  
間隔延長の反映

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

運用備考：制御機器 JSME S NA1-2008※1  
2. 加圧器 (2/2)

項目 番号	品名	検査対象箇所	検査 方法	検査 回数	設備 位置	検査 時期	検査 回数	検査 時期	検査 回数	検査 時期	検査 回数	検査 時期	検査 回数	検査 時期	検査 回数	検査 時期	検査 回数	検査 時期	検査 回数	検査 時期						
36.40	F-F	主制御盤の 各種機器の 点検及び 保守作業	制御盤内 の各種機器	目視	1箇所	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回			
			制御盤内 の各種機器	目視	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回		
			制御盤内 の各種機器	目視	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回
			制御盤内 の各種機器	目視	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回
36.20	F-A	各種機器	目視	1箇所	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回		
36.20	B-H	各種機器	目視	1箇所	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回		
36.41	F-A	各種機器	目視	1箇所	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回		

伊方発電所第3号機設置計画 (10号機)

変更後

運用備考：制御機器 JSME S NA1-2008※1  
2. 加圧器 (2/2)

項目 番号	品名	検査対象箇所	検査 方法	検査 回数	設備 位置	検査 時期	検査 回数	検査 時期	検査 回数	検査 時期	検査 回数	検査 時期	検査 回数	検査 時期	検査 回数	検査 時期	検査 回数	検査 時期	検査 回数	検査 時期	検査 回数	検査 時期	検査 回数	検査 時期		
36.40	F-F	主制御盤の 各種機器の 点検及び 保守作業	制御盤内 の各種機器	目視	1箇所	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	
			制御盤内 の各種機器	目視	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回
			制御盤内 の各種機器	目視	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回
			制御盤内 の各種機器	目視	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回
36.20	F-A	各種機器	目視	1箇所	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回		
36.20	B-H	各種機器	目視	1箇所	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回		
36.41	F-A	各種機器	目視	1箇所	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回	1箇所	1回		

伊方発電所第3号機設置計画 (10号機)

(注) 項目番号86.60、86.60 B-F/86.60、86.70、86.80 B-G-11については該当なし。  
 ※1 10回以内は「NSM文書」運用用電子点検における点検を引き起こす電線その他の点検の頻度(「運用点検」4886号(平成18年9月6日)電子点検業務(後記))に該当。  
 ※2 10回以内は「NSM文書」運用用電子点検における点検を引き起こす電線その他の点検の頻度(「運用点検」4886号(平成18年9月6日)電子点検業務(後記))に該当。  
 ※3 維持費はIA-2010(4)の点検に準じて、検査回数延長を適用。  
 ※4 維持費はIA-2010(2)の点検に準じて、検査回数延長を適用。

変更理由

運転計画変更に伴う検査  
間隔延長の反映

3. 4 添付書類 3 施設管理実施計画

変更前

添付書類：維持管理 JSME S NA1-2008表1 伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

3. 添付書類

※1 項目番号E20-B-9「伝導」については、緊急修繕標準システム(EAM)にて変更する。  
 ※2 12月以前は、NISA定「発電用原子力設備における経路における経路」に基づきその中の欠陥の検出について(内観)「平成21年12月28日付平成21-11-18第1号」に基づく。  
 ※3 第11回定期点検の検査範囲は、付録及び表の範囲(付録1号)とする。  
 ※4 維持管理(EA-2010)の長期メンテナンス停止に伴う検査範囲を適用  
 ※5 維持管理(EA-2010)の短期メンテナンス、検査期間延長を適用  
 ※6 維持管理(EA-2010)の検査により、検査期間延長を適用  
 ※7 12月以前は、NISA定「発電用原子力設備における経路」に基づきその中の欠陥の検出について(内観)「平成21年12月28日付平成21-11-18第1号」に基づく。

項目番号	検査対象箇所	検査頻度	検査項目	検査方法	検査標準	検査範囲	検査手段	検査回数	備考
項目番号	検査対象箇所	検査頻度	検査項目	検査方法	検査標準	検査範囲	検査手段	検査回数	備考
B-9	燃料出入口管内部の残存部分	毎検	付録1表 2.6.1.10 付録1表 2.6.1.11	目視	付録1表 2.6.1.10 付録1表 2.6.1.11	A		1回/15回	
B-8	燃料出入口管内部の残存部分	毎検	付録1表 2.6.1.10 付録1表 2.6.1.11	目視	付録1表 2.6.1.10 付録1表 2.6.1.11	A		1回/15回	
B-7	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-6	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-5	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-4	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-3	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-2	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-1	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-0	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-0	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-0	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-0	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-0	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	

変更後

添付書類：維持管理 JSME S NA1-2008表1 伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

3. 添付書類

※1 項目番号E20-B-9「伝導」については、緊急修繕標準システム(EAM)にて変更する。  
 ※2 12月以前は、NISA定「発電用原子力設備における経路」に基づきその中の欠陥の検出について(内観)「平成21年12月28日付平成21-11-18第1号」に基づく。  
 ※3 第11回定期点検の検査範囲は、付録及び表の範囲(付録1号)とする。  
 ※4 維持管理(EA-2010)の長期メンテナンス停止に伴う検査範囲を適用  
 ※5 維持管理(EA-2010)の短期メンテナンス、検査期間延長を適用  
 ※6 維持管理(EA-2010)の検査により、検査期間延長を適用  
 ※7 12月以前は、NISA定「発電用原子力設備における経路」に基づきその中の欠陥の検出について(内観)「平成21年12月28日付平成21-11-18第1号」に基づく。

項目番号	検査対象箇所	検査頻度	検査項目	検査方法	検査標準	検査範囲	検査手段	検査回数	備考
項目番号	検査対象箇所	検査頻度	検査項目	検査方法	検査標準	検査範囲	検査手段	検査回数	備考
B-9	燃料出入口管内部の残存部分	毎検	付録1表 2.6.1.10 付録1表 2.6.1.11	目視	付録1表 2.6.1.10 付録1表 2.6.1.11	A		1回/15回	
B-8	燃料出入口管内部の残存部分	毎検	付録1表 2.6.1.10 付録1表 2.6.1.11	目視	付録1表 2.6.1.10 付録1表 2.6.1.11	A		1回/15回	
B-7	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-6	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-5	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-4	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-3	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-2	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-1	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-0	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-0	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-0	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	
B-0	燃料出入口管とモータエントリの接続部	付録及び 付録1表 (2.6.2)	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	目視	付録1表 (2.6.2) 付録1表 (2.6.2)	A, B, C		1回/15回	

変更理由

運転計画変更に伴う検査  
間隔延長の反映



3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

運用種別：種別規格 J S M E S N A I - 2 0 0 8 改 1  
 伊予地区所第 3 号機検査計画 (10 #)

項目 番号 カテゴリ	検査 対象 箇所	検査 方法	検査 頻度	設備 数	検査 単位	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期						
						8回	9回	10回	11回	12回	1回	2回	3回	4回	5回	6回		
BT 50	3-C-2 圧力降用 一次母線 針束入り	WT-1	25%	6箇所	WT-1	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	一次母線																	
	加圧キープライン	検査	25%	7箇所	WT	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	加圧保安非ライン	検査	25%	27箇所	WT	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	加圧降圧ライン	検査	25%	7箇所	WT	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	加圧スプレッドライン	検査	25%	81箇所	WT	25%	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>
	後継去ブレイクダウンライン	検査	25%	19箇所	WT	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	圧入ライン	検査	25%	44箇所	WT	25%	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	常電機絶圧ライン	検査	25%	21箇所	WT	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	常電機絶圧ライン	検査	25%	29箇所	WT	25%	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	常電機絶圧ライン	検査	25%	19箇所	WT	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	常電機絶圧ライン	検査	25%	16箇所	WT	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(注) 東日番号: 120, BT 140, BT 150 B-F/98, 150, BA, 160, BA, 170 B-G-I/98, 12 B-J については該当なし。  
 ※1 12回以前は J S M E S N A I - 2 0 0 8 を適用。  
 (注) < > は設備の検査単体を示す。  
 ※2 種別規格 JA-2010 (2) の規定により、検査間隔延長を適用。  
 ※3 種別規格 JA-2010 (2) の規定により、検査間隔延長を適用。  
 ※4 第1回定検 1次母線・併結線工事および圧入ライン工事等において検査部位が増加したため、種別規格 JA-2010 (6) の規定により、追加箇所については次検査間隔から検査を実施する。

4. 記号 (1/5)

変更後

運用種別：種別規格 J S M E S N A I - 2 0 0 8 改 1  
 伊予地区所第 3 号機検査計画 (10 #)

項目 番号 カテゴリ	検査 対象 箇所	検査 方法	検査 頻度	設備 数	検査 単位	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期						
						8回	9回	10回	11回	12回	1回	2回	3回	4回	5回	6回		
BT 50	3-C-2 圧力降用 一次母線 針束入り	WT-1	25%	6箇所	WT-1	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	一次母線																	
	加圧キープライン	検査	25%	7箇所	WT	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	加圧保安非ライン	検査	25%	27箇所	WT	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	加圧降圧ライン	検査	25%	7箇所	WT	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	加圧スプレッドライン	検査	25%	81箇所	WT	25%	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>	<1箇所>
	後継去ブレイクダウンライン	検査	25%	19箇所	WT	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	圧入ライン	検査	25%	44箇所	WT	25%	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	常電機絶圧ライン	検査	25%	21箇所	WT	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	常電機絶圧ライン	検査	25%	29箇所	WT	25%	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	常電機絶圧ライン	検査	25%	19箇所	WT	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	常電機絶圧ライン	検査	25%	16箇所	WT	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(注) 東日番号: 120, BT 140, BT 150 B-F/98, 150, BA, 160, BA, 170 B-G-I/98, 12 B-J については該当なし。  
 ※1 12回以前は J S M E S N A I - 2 0 0 8 を適用。  
 (注) < > は設備の検査単体を示す。  
 ※2 種別規格 JA-2010 (2) の規定により、検査間隔延長を適用。  
 ※3 種別規格 JA-2010 (2) の規定により、検査間隔延長を適用。  
 ※4 第1回定検 1次母線・併結線工事および圧入ライン工事等において検査部位が増加したため、種別規格 JA-2010 (6) の規定により、追加箇所については次検査間隔から検査を実施する。

4. 記号 (1/5)

変更理由

運転計画変更に伴う検査  
間隔延長の反映

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

変更後

変更理由

運用番号：維持維持 J S M E S N A L - 2 0 0 3 ※ 1  
伊方発電所第3号機検査計画（10年）

項目 番号 コード	検査対象箇所	検査 方法	検査 期間	検査 回数	第1検査時期		第2検査時期		第3検査時期	
					検査 回数	検査 期間	検査 回数	検査 期間	検査 回数	検査 期間
30.21 B-1 30.31 30.32 30.40	一次冷却材管	視覚検査	2箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	加圧熱交換器(L)の冷却材管	視覚検査	10箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	加圧熱交換器(L)の冷却材管	視覚検査	18箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	加圧熱交換器(L)の冷却材管	視覚検査	20箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	8箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	14箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	8箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	12箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	14箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
30.31 30.32 30.40	一次冷却材管	視覚検査	14箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	20箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	18箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	12箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	8箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	14箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	8箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	12箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	14箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
30.31 30.32 30.40	一次冷却材管	視覚検査	14箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	20箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	18箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	12箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	8箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	14箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	8箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	12箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	14箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月

運用番号：維持維持 J S M E S N A L - 2 0 0 3 ※ 1  
伊方発電所第3号機検査計画（10年）

項目 番号 コード	検査対象箇所	検査 方法	検査 期間	検査 回数	第1検査時期		第2検査時期		第3検査時期	
					検査 回数	検査 期間	検査 回数	検査 期間	検査 回数	検査 期間
30.21 B-1 30.31 30.32 30.40	一次冷却材管	視覚検査	2箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	加圧熱交換器(L)の冷却材管	視覚検査	10箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	加圧熱交換器(L)の冷却材管	視覚検査	18箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	加圧熱交換器(L)の冷却材管	視覚検査	20箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	8箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	14箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	8箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	12箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	14箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
30.31 30.32 30.40	一次冷却材管	視覚検査	14箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	20箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	18箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	12箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	8箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	14箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	8箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	12箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	14箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
30.31 30.32 30.40	一次冷却材管	視覚検査	14箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	20箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	18箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	12箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	8箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	14箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	8箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	12箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月
	一次冷却材管	視覚検査	14箇所	25%	1回	11月	1回	12月	1回	12月

(注) 項目番号30.32、30.31については該当なし。  
 ※1 10回以内はJSM E S N A L - 2003を適用  
 ※2 維持維持IA-2010(4)の長寿命インポート停止に伴う検査間隔延長を適用  
 ※3 維持維持IA-2010(2)の規定により、検査間隔延長を適用  
 ※4 10回以内はJSM E S N A L - 2003を適用  
 ※5 10回以内はJSM E S N A L - 2003を適用

運転計画変更に伴う検査間隔延長の反映

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

4. 配管 (3/5)

運用種別： 特殊用途 1) S.M.L. S. N A 1 - 2 0 0 8 号 1

項目 番号 カテゴリ	B-1	検査対象箇所	検査 方法	検査 頻度	検査 回数	第1検査時期		第2検査時期		第3検査時期	
						1回	2回	1回	2回	1回	2回
30.40	B-1	一次母材検査 検査対象箇所	放射線 検査	20%	61箇所	PT	1回	11回	-	12回	13回 ※2
		高圧側圧入フランジ	検査	20%	10箇所	PT	1回	10回	-	11回	※2
		低圧側圧入フランジ	検査	20%	15箇所	PT	1回	10回	-	11回	※2
P1.10	F-4	加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
P1.10	F-4	加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2

(注) 項目番号99 (110、99、130、99、130 B-1/310 20 B-1/310 A-1)は該当なし。  
 ※1 2回以内は25% S.M.L.-2002を採用。  
 ※2 特殊規格IA-210(C)の長径フランジ停止に伴う検査間隔延長を採用。  
 ※3 特殊規格IA-210(C)の短径フランジ、検査間隔延長を採用。  
 (注) <>は日誌簿の検査記録を示す。

変更後

4. 配管 (3/5)

運用種別： 特殊用途 1) S.M.L. S. N A 1 - 2 0 0 8 号 1

項目 番号 カテゴリ	B-1	検査対象箇所	検査 方法	検査 頻度	検査 回数	第1検査時期		第2検査時期		第3検査時期	
						1回	2回	1回	2回	1回	2回
30.40	B-1	一次母材検査 検査対象箇所	放射線 検査	20%	61箇所	PT	1回	11回	-	12回	13回 ※2
		高圧側圧入フランジ	検査	20%	10箇所	PT	1回	10回	-	11回	※2
		低圧側圧入フランジ	検査	20%	15箇所	PT	1回	10回	-	11回	※2
P1.10	F-4	加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
P1.10	F-4	加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2
		加圧ポンプライン	目視	20%	9箇所	目視	1回	10回	-	11回	※2

(注) 項目番号99 (110、99、130、99、130 B-1/310 20 B-1/310 A-1)は該当なし。  
 ※1 2回以内は25% S.M.L.-2002を採用。  
 ※2 特殊規格IA-210(C)の長径フランジ停止に伴う検査間隔延長を採用。  
 ※3 特殊規格IA-210(C)の短径フランジ、検査間隔延長を採用。  
 (注) <>は日誌簿の検査記録を示す。

変更理由

運転計画変更に伴う検査  
間隔延長の反映

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

運用施設：津府病院 JSME S NA1-2008※1

4. 配管 (4/5)

※1 12回以前はJSME S NA1-2002を適用。  
 ※2 維持費IA-2010(4)の表をプリント停止に伴う検査間隔延長を適用。  
 ※3 維持費IA-2010(2)の規定により、検査間隔延長を適用。  
 (注) < >は旧設備の検査間隔を示す。

項目 番号	検査 対象箇所	検査 方法	検査 期間	設備		配管		検査		備考
				検査 回数	検査 単位	検査 回数	検査 単位	検査 回数	検査 単位	
F-A	弁室	VT-Q	25%	18回	1箇所	18回	1箇所	18回	1箇所	第1検査時期 8回 9回 10回 11回 12回 13回 14回 15回 16回 17回 18回
				14回	1箇所	14回	1箇所	14回	1箇所	
				10回	1箇所	10回	1箇所	10回	1箇所	
				6回	1箇所	6回	1箇所	6回	1箇所	
F-A	弁室	VT-Q	25%	18回	1箇所	18回	1箇所	18回	1箇所	第2検査時期 10回 11回 12回 13回 14回 15回 16回 17回 18回
				14回	1箇所	14回	1箇所	14回	1箇所	
				10回	1箇所	10回	1箇所	10回	1箇所	
				6回	1箇所	6回	1箇所	6回	1箇所	
F-A	弁室	VT-Q	25%	18回	1箇所	18回	1箇所	18回	1箇所	第3検査時期 10回 11回 12回 13回 14回 15回 16回 17回 18回
				14回	1箇所	14回	1箇所	14回	1箇所	
				10回	1箇所	10回	1箇所	10回	1箇所	
				6回	1箇所	6回	1箇所	6回	1箇所	
F-A	弁室	VT-Q	25%	18回	1箇所	18回	1箇所	18回	1箇所	第4検査時期 10回 11回 12回 13回 14回 15回 16回 17回 18回
				14回	1箇所	14回	1箇所	14回	1箇所	
				10回	1箇所	10回	1箇所	10回	1箇所	
				6回	1箇所	6回	1箇所	6回	1箇所	

伊方発電所3号機検査計画 (10年)

変更後

運用施設：津府病院 JSME S NA1-2008※1

4. 配管 (4/5)

※1 12回以前はJSME S NA1-2002を適用。  
 ※2 維持費IA-2010(4)の表をプリント停止に伴う検査間隔延長を適用。  
 ※3 維持費IA-2010(2)の規定により、検査間隔延長を適用。  
 (注) < >は旧設備の検査間隔を示す。

項目 番号	検査 対象箇所	検査 方法	検査 期間	設備		配管		検査		備考
				検査 回数	検査 単位	検査 回数	検査 単位	検査 回数	検査 単位	
F-A	弁室	VT-Q	25%	18回	1箇所	18回	1箇所	18回	1箇所	第1検査時期 8回 9回 10回 11回 12回 13回 14回 15回 16回 17回 18回
				14回	1箇所	14回	1箇所	14回	1箇所	
				10回	1箇所	10回	1箇所	10回	1箇所	
				6回	1箇所	6回	1箇所	6回	1箇所	
F-A	弁室	VT-Q	25%	18回	1箇所	18回	1箇所	18回	1箇所	第2検査時期 10回 11回 12回 13回 14回 15回 16回 17回 18回
				14回	1箇所	14回	1箇所	14回	1箇所	
				10回	1箇所	10回	1箇所	10回	1箇所	
				6回	1箇所	6回	1箇所	6回	1箇所	
F-A	弁室	VT-Q	25%	18回	1箇所	18回	1箇所	18回	1箇所	第3検査時期 10回 11回 12回 13回 14回 15回 16回 17回 18回
				14回	1箇所	14回	1箇所	14回	1箇所	
				10回	1箇所	10回	1箇所	10回	1箇所	
				6回	1箇所	6回	1箇所	6回	1箇所	
F-A	弁室	VT-Q	25%	18回	1箇所	18回	1箇所	18回	1箇所	第4検査時期 10回 11回 12回 13回 14回 15回 16回 17回 18回
				14回	1箇所	14回	1箇所	14回	1箇所	
				10回	1箇所	10回	1箇所	10回	1箇所	
				6回	1箇所	6回	1箇所	6回	1箇所	

伊方発電所3号機検査計画 (10年)

運転計画変更に伴う検査  
間隔延長の反映

変更理由

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

変更理由

運用形態：維持管理 J S M E S N A 1 - 2 0 0 2 ※ 1  
 伊方発電所第3号機検査計画（10年）

4. 配管（5/5）

(注) < >は日替りの検査頻度を示す。  
 ※1 10回以前はJ S M E S N A 1 - 2 0 0 2 を適用。  
 ※2 維持検査IA-2310(4)の長期メンテナンス停止に伴う検査間隔延長を適用。  
 ※3 維持検査IA-2310(2)の規定により、検査間隔延長を適用。

項目 番号 カテゴリ	検査対象箇所	検査 方法	検査 回数	年額32			年額30			年額28					
				1月	2月	3月	1月	2月	3月	1月	2月	3月			
備 考	高圧側配管注入ライン	VT-Q	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	第1検査時期 8回 9回 10回 11回 -	
				1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		第2検査時期 12回 ※2 -
				1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
	高圧側配管注入ライン	VT-Q	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	第1検査時期 8回 9回 10回 11回 -	
				1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		第2検査時期 12回 ※2 -
				1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
	低圧側配管注入ライン	VT-Q	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	第1検査時期 8回 9回 10回 11回 -	
				1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		第2検査時期 12回 ※2 -
				1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
	高圧側配管注入ライン	VT-Q	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	第1検査時期 8回 9回 10回 11回 -	
				1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		第2検査時期 12回 ※2 -
				1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
高圧側配管注入ライン	VT-Q	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	第1検査時期 8回 9回 10回 11回 -		
			1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		第2検査時期 12回 ※2 -	
			1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所			第3検査時期 14回 ※2 ※3
低圧側配管注入ライン	VT-Q	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	第1検査時期 8回 9回 10回 11回 -		
			1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		第2検査時期 12回 ※2 -	
			1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所			第3検査時期 14回 ※2 ※3

運用形態：維持管理 J S M E S N A 1 - 2 0 0 2 ※ 1  
 伊方発電所第3号機検査計画（10年）

4. 配管（5/5）

(注) < >は日替りの検査頻度を示す。  
 ※1 10回以前はJ S M E S N A 1 - 2 0 0 2 を適用。  
 ※2 維持検査IA-2310(4)の長期メンテナンス停止に伴う検査間隔延長を適用。  
 ※3 維持検査IA-2310(2)の規定により、検査間隔延長を適用。

項目 番号 カテゴリ	検査対象箇所	検査 方法	検査 回数	年額32			年額30			年額28				
				1月	2月	3月	1月	2月	3月	1月	2月	3月		
備 考	高圧側配管注入ライン	VT-Q	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	第1検査時期 8回 9回 10回 11回 -	
				1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		第2検査時期 12回 ※2 -
				1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
	高圧側配管注入ライン	VT-Q	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	第1検査時期 8回 9回 10回 11回 -	
				1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		第2検査時期 12回 ※2 -
				1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
	低圧側配管注入ライン	VT-Q	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	第1検査時期 8回 9回 10回 11回 -	
				1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		第2検査時期 12回 ※2 -
				1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
	高圧側配管注入ライン	VT-Q	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	第1検査時期 8回 9回 10回 11回 -	
				1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		第2検査時期 12回 ※2 -
				1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
低圧側配管注入ライン	VT-Q	25%	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	第1検査時期 8回 9回 10回 11回 -		
			1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		第2検査時期 12回 ※2 -	
			1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所			第3検査時期 14回 ※2 ※3

運転計画変更に伴う検査  
間隔延長の反映

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

5. 一次部材表①

運用情報：維持情報 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8 ①

注1 項目番号①: 60-B-6-2/B10-20-B-3/B12-10-B-1-12については設置なし  
 注2 12回以前はJSMES N A 1 - 2 0 0 8 適用  
 注3 維持情報IA-2010(2)の範囲により、検査間隔延長を適用

項目 番号 カテゴリ	検査対象箇所	検査 方法	検査 回数	検査 周期	第1検査時期		第2検査時期		第3検査時期	
					回数	年月	回数	年月	回数	年月
96.180	主フレームボルト	目視	2本/年 0.25%	1回	2年	A	2年	A	2年	A
96.190	主フレーム梁面(鋼材等)	目視	3台 0.25%	1回	10年	11回	10年	11回	12回	10年
96.200	主フレームトラス及びコネクタ	目視	24組/年 0.25%	3台	6回	6回	6回	6回	6回	6回
912.20	フレームの内装面	目視	3台 0.100%	1回	10年	10年	10年	10年	10年	10年
91.41	支持構造物	目視	2箇所/年 0.25%	1回	10年	10年	10年	10年	10年	10年

変更後

5. 一次部材表②

運用情報：維持情報 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8 ①

注1 項目番号②: 60-B-6-2/B10-20-B-3/B12-10-B-1-12については設置なし  
 注2 維持情報IA-2010(4)の範囲により、検査間隔延長を適用  
 注3 維持情報IA-2010(2)の範囲により、検査間隔延長を適用

項目 番号 カテゴリ	検査対象箇所	検査 方法	検査 回数	検査 周期	第1検査時期		第2検査時期		第3検査時期	
					回数	年月	回数	年月	回数	年月
96.180	主フレームボルト	目視	2本/年 0.25%	1回	2年	A	2年	A	2年	A
96.190	主フレーム梁面(鋼材等)	目視	3台 0.25%	1回	10年	11回	10年	11回	12回	10年
96.200	主フレームトラス及びコネクタ	目視	24組/年 0.25%	3台	6回	6回	6回	6回	6回	6回
912.20	フレームの内装面	目視	3台 0.100%	1回	10年	10年	10年	10年	10年	10年
91.41	支持構造物	目視	2箇所/年 0.25%	1回	10年	10年	10年	10年	10年	10年

変更理由  
 運転計画変更に伴う検査  
 間隔延長の反映

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

項目番号：特約保持 J S M E S N A 1 - 2 0 0 3 ※ 1

添付書類：12回以内はJSMES N A 1 - 2 0 0 3 を適用、  
※2 継続規格IA-2010(D)の規定により、特定期間延長を適用  
※3 継続規格IA-2010(D)の規定により、特定期間延長を適用  
(注) > (注)は目録簿の検査基準を示す。

項目 番号	検査 内容	検査 箇所	検査 回数		検査 方法	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果				
			検査 回数	検査 結果																		
3-0-2	追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査	追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回			
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回		
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回

変更後

項目番号：特約保持 J S M E S N A 1 - 2 0 0 3 ※ 1

添付書類：12回以内はJSMES N A 1 - 2 0 0 3 を適用、  
※2 継続規格IA-2010(D)の規定により、特定期間延長を適用  
※3 継続規格IA-2010(D)の規定により、特定期間延長を適用  
(注) > (注)は目録簿の検査基準を示す。

項目 番号	検査 内容	検査 箇所	検査 回数		検査 方法	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果	検査 結果				
			検査 回数	検査 結果																		
3-0-2	追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査	追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査 追加検査	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回			
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
			1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	

変更理由

運転計画変更に伴う検査  
間隔延長の反映

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

運用規格：維持規格「JSMK S NA1-2008※1  
伊方発電所第3号機検査計画（10年）」

(注) 項目番号B12.50-B-N-2はB-N-1に比べては異なる。 項目番号B12.50-B-N-1は2008※1を適用。 維持規格IA-2010(2)の規定により、検査間隔延長を適用。 維持規格IA-2010(4)の長期メンテナンス停止に伴う検査間隔延長を適用。

項目 番号 カテゴリ	検査対象箇所	検査 方法	検査 期間	設備 数	検査 回数		備考
					第1検査時期	第2検査時期	
B12.50 B-N-2	加圧釜劣化試験 設備劣化試験 減圧弁劣化試験 減圧弁劣化試験 減圧弁劣化試験 減圧弁劣化試験	WT-3 同- 1台	WT-3 同- 1台	3台	9回	12回	1台
		WT-3 同- 2台	WT-3 同- 2台	2台	9回	12回	1台
		WT-3 同- 2台	WT-3 同- 2台	2台	9回	12回	1台
		WT-3 同- 6台	WT-3 同- 6台	6台	9回	12回	1台
		WT-3 同- 4台	WT-3 同- 4台	4台	9回	12回	1台
		WT-3 同- 6台	WT-3 同- 6台	6台	9回	12回	1台
第3検査時期		第2検査時期		第1検査時期			

6. 年 (2/3)

変更後

運用規格：維持規格「JSMK S NA1-2008※1  
伊方発電所第3号機検査計画（10年）」

(注) 項目番号B12.50-B-N-2はB-N-1に比べては異なる。 項目番号B12.50-B-N-1は2008※1を適用。 維持規格IA-2010(2)の規定により、検査間隔延長を適用。 維持規格IA-2010(4)の長期メンテナンス停止に伴う検査間隔延長を適用。

項目 番号 カテゴリ	検査対象箇所	検査 方法	検査 期間	設備 数	検査 回数		備考
					第1検査時期	第2検査時期	
B12.50 B-N-2	加圧釜劣化試験 設備劣化試験 減圧弁劣化試験 減圧弁劣化試験 減圧弁劣化試験 減圧弁劣化試験	WT-3 同- 1台	WT-3 同- 1台	3台	9回	12回	1台
		WT-3 同- 2台	WT-3 同- 2台	2台	9回	12回	1台
		WT-3 同- 2台	WT-3 同- 2台	2台	9回	12回	1台
		WT-3 同- 6台	WT-3 同- 6台	6台	9回	12回	1台
		WT-3 同- 4台	WT-3 同- 4台	4台	9回	12回	1台
		WT-3 同- 6台	WT-3 同- 6台	6台	9回	12回	1台
第3検査時期		第2検査時期		第1検査時期			

運転計画変更に伴う検査  
間隔延長の反映

変更理由



3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

※1 計画以外は「SME S NA1-2008」を適用。  
 ※2 設備規格14-2010(2)の規格により、検査間隔延長を適用。  
 ※3 設備規格14-2010(4)の規格により、停止に伴う検査間隔延長を適用。

項目 番号	検査対象箇所	検査 頻度	検査 方法	検査 器具	検査 費用	伊方発電所第3号機検査計画 [1.0年]																	
						第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期			備考								
						8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
備 注	加圧蒸気ポンプ	1回/年	目視	目視	0円																		
	加圧蒸気シフト弁(1)	1回/年	目視	目視	0円																		
	加圧蒸気シフト弁(2)	1回/年	目視	目視	0円																		
	加圧蒸気シフト弁	1回/年	目視	目視	0円																		
	加圧蒸気ポンプ	1回/年	目視	目視	0円																		
	加圧蒸気ポンプ	1回/年	目視	目視	0円																		
検査項目	加圧蒸気ポンプ	1回/年	目視	目視	0円																		
検査項目	加圧蒸気シフト弁(1)	1回/年	目視	目視	0円																		
検査項目	加圧蒸気シフト弁(2)	1回/年	目視	目視	0円																		
検査項目	加圧蒸気シフト弁	1回/年	目視	目視	0円																		
検査項目	加圧蒸気ポンプ	1回/年	目視	目視	0円																		
検査項目	加圧蒸気ポンプ	1回/年	目視	目視	0円																		

6. 1 年 (3/3)

変更後

※1 計画以外は「SME S NA1-2008」を適用。  
 ※2 設備規格14-2010(2)の規格により、検査間隔延長を適用。  
 ※3 設備規格14-2010(4)の規格により、停止に伴う検査間隔延長を適用。

項目 番号	検査対象箇所	検査 頻度	検査 方法	検査 器具	検査 費用	伊方発電所第3号機検査計画 [1.0年]																	
						第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期			備考								
						8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
備 注	加圧蒸気ポンプ	1回/年	目視	目視	0円																		
	加圧蒸気シフト弁(1)	1回/年	目視	目視	0円																		
	加圧蒸気シフト弁(2)	1回/年	目視	目視	0円																		
	加圧蒸気シフト弁	1回/年	目視	目視	0円																		
	加圧蒸気ポンプ	1回/年	目視	目視	0円																		
	加圧蒸気ポンプ	1回/年	目視	目視	0円																		
検査項目	加圧蒸気ポンプ	1回/年	目視	目視	0円																		
検査項目	加圧蒸気シフト弁(1)	1回/年	目視	目視	0円																		
検査項目	加圧蒸気シフト弁(2)	1回/年	目視	目視	0円																		
検査項目	加圧蒸気シフト弁	1回/年	目視	目視	0円																		
検査項目	加圧蒸気ポンプ	1回/年	目視	目視	0円																		
検査項目	加圧蒸気ポンプ	1回/年	目視	目視	0円																		

6. 1 年 (3/3)

変更理由

運転計画変更に伴う検査  
間隔延長の反映

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

7. クラス1機器置たい検査

運用種別：維持種別「SMES NAI-2008」

伊丹発電所第3号機検査計画（10年）

項目 コード	検査対象箇所	検査 方法	検査 期間	設備 状態	検査 内容	第1検査時期												第2検査時期			第3検査時期																	
						8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																
B15.70	B-F 母 圧力検測器	圧力 検測器	13%	100%	健全 状態																																	
B15.60	B-F 一次油路材料ポンプ 圧力検測器	圧力 検測器	13%	100%	健全 状態																																	
B15.50	B-F 給湯 圧力検測器	圧力 検測器	13%	100%	健全 状態																																	
B15.30	B-F 電気缶蒸気 圧力検測器	圧力 検測器	13%	100%	健全 状態																																	
B15.20	B-F 炉圧器 圧力検測器	圧力 検測器	13%	100%	健全 状態																																	
B15.10	B-F 原子炉蒸気 圧力検測器	圧力 検測器	13%	100%	健全 状態																																	
備 考						第1検査時期												第2検査時期			第3検査時期																	
						15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回

※1 維持種別NAI-2010(6)の長期プログラム停止時の検査期間延長を適用  
 ※2 維持種別NAI-2010(2)の規定により、検査期間延長を適用

変更後

7. クラス1機器置たい検査

運用種別：維持種別「SMES NAI-2008」

伊丹発電所第3号機検査計画（10年）

項目 コード	検査対象箇所	検査 方法	検査 期間	設備 状態	検査 内容	第1検査時期												第2検査時期			第3検査時期																
						8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月															
B15.70	B-F 母 圧力検測器	圧力 検測器	13%	100%	健全 状態																																
B15.60	B-F 一次油路材料ポンプ 圧力検測器	圧力 検測器	13%	100%	健全 状態																																
B15.50	B-F 給湯 圧力検測器	圧力 検測器	13%	100%	健全 状態																																
B15.30	B-F 電気缶蒸気 圧力検測器	圧力 検測器	13%	100%	健全 状態																																
B15.20	B-F 炉圧器 圧力検測器	圧力 検測器	13%	100%	健全 状態																																
B15.10	B-F 原子炉蒸気 圧力検測器	圧力 検測器	13%	100%	健全 状態																																
備 考						第1検査時期												第2検査時期			第3検査時期																
						15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回

※1 維持種別NAI-2010(6)の長期プログラム停止時の検査期間延長を適用  
 ※2 維持種別NAI-2010(2)の規定により、検査期間延長を適用

変更理由  
 運転計画変更に伴う検査  
 間隔延長の反映

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変 更 前

1. 概要

クマシ1機器供用期間中検査10年計画（原子炉冷却材圧力バクシメトリ範囲の見直しに伴う検査計画）

運用情報：維持価格 J SME S MA1-2008 伊方発電所第3号機検査計画（10年）

項目 番号	項目 カテゴリー	検査対象箇所	検査 方法	検査 範囲	設備 数	検査 回数	第1検査時期												第2検査時期												第3検査時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

別紙-2

項目 番号	カチ 検査対象箇所	検査 箇所	検査 回数	検査 方法	設備		検査 結果	検査 内容	特 注	伊方発電所第3号機検査計画 (105年)				第3検査時期											
					設備 数	検査 箇所				第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期	第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期										
C1.18	C-A	傾斜ドラムの周縁継手	1回	目視	10-A/重 容積 7.5%	UT	7.5%																		
C1.20		傾斜ドラムの周縁継手	1回	目視	10-A/重 容積 7.5%	UT	7.5%	A																	
C2.21	C-B	等周出入口管台と管間との 保継手	2箇所/重 PT (1箇所)		容積 の7.5%	PT (1箇所)																			

注) 項目番号 C1.36 E-A/E.11, C2.22, C2.31, C2.32, C-3/C3.10 C-C/C4.10 C-D/R1.43 F-A/E-C/Eにて該当なし。  
 ※1 既定規程の長期化に伴う追加検査  
 ※2 定期検査後の長期化に伴う追加検査

クラス2機器供用期間中検査10年計画

1. 余熱除去冷却器

変更後

別紙-2

項目 番号	カチ 検査対象箇所	検査 箇所	検査 回数	検査 方法	設備		検査 結果	検査 内容	特 注	伊方発電所第3号機検査計画 (105年)				第3検査時期											
					設備 数	検査 箇所				第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期	第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期										
C1.18	C-A	傾斜ドラムの周縁継手	1回	目視	10-A/重 容積 7.5%	UT	7.5%																		
C1.20		傾斜ドラムの周縁継手	1回	目視	10-A/重 容積 7.5%	UT	7.5%	A																	
C2.21	C-B	等周出入口管台と管間との 保継手	2箇所/重 PT (1箇所)		容積 の7.5%	PT (1箇所)																			

注) 項目番号 C1.36 E-A/E.11, C2.22, C2.31, C2.32, C-3/C3.10 C-C/C4.10 C-D/R1.43 F-A/E-C/Eにて該当なし。  
 ※1 既定規程の長期化に伴う追加検査  
 ※2 定期検査後の長期化に伴う追加検査

クラス2機器供用期間中検査10年計画

1. 余熱除去冷却器

運転計画変更に伴う検査  
時期の変更

変更理由

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

2. 配置 (1/5)

運用規格：維持規格 J S M E S N A I - 2 0 0 8

項目番号	検査対象箇所	検査箇所	検査頻度	検査方法	検査結果	第1検査時期		第2検査時期		備考
						回数	回数			
CS.11	C-F	全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	【備考】 【備考】
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
CS.20	C-C	全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	【備考】 【備考】
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	

伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

【注】項目番号CS.20-C-Dに付いては該当なし  
【注】施設定期検査の長期に付く追加検査

変更後

2. 配置 (1/5)

運用規格：維持規格 J S M E S N A I - 2 0 0 8

項目番号	検査対象箇所	検査箇所	検査頻度	検査方法	検査結果	第1検査時期		第2検査時期		備考
						回数	回数			
CS.11	C-F	全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	【備考】 【備考】
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
CS.20	C-C	全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	【備考】 【備考】
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	
		全除去ボンプ	表面	4箇所	PT (1箇所)	1	-	-	-	

伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

【注】項目番号CS.20-C-Dに付いては該当なし  
【注】施設定期検査の長期に付く追加検査

変更理由

運転計画変更に伴う検査時期の変更

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

運用規格：維持規格 J S M E S N A I - 2 0 0 8 伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

項目 番号	検査 対象箇所	検査 方法	検査 回数	設備 数	検査 方法	検査 回数	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期		
							回	日	所	回	日	所	回	日	所
CS.12	配管の長手 部検査 1000mm 以内 配管 9.0mm厚 ステンレス 管 フランジ 部	配管の長手 部検査 1000mm 以内	7.9%	14箇所	PT	12箇所	1箇所	-	-	1箇所	-	-	1箇所	-	-
		フランジ 部	7.9%	10箇所	PT	11箇所	1箇所	-	-	1箇所	-	-	1箇所	-	-
CS.21	配管の肩部 部検査 1000mm 以下 フランジ 部 9.0mm厚 フランジ 部	配管の肩部 部検査 1000mm 以下	7.9%	49箇所	PT	48箇所	1箇所	-	-	1箇所	-	-	1箇所	-	-
		フランジ 部	7.9%	112箇所	PT	109箇所	3箇所	-	-	3箇所	-	-	3箇所	-	-
CS.30	配管の 検査 対象箇所	配管の肩部 部検査 1000mm 以下	7.9%	26箇所	PT	25箇所	1箇所	-	-	1箇所	-	-	1箇所	-	-
		配管の 検査 対象箇所	7.9%	20箇所	PT	19箇所	1箇所	-	-	1箇所	-	-	1箇所	-	-

(注) 項目番号CS.22、CS.41、CS.42、C-6に「-」は該当なし。  
※1 施設定期検査の基準化に伴う追加検査  
※2 定期事業検査の基準化に伴う追加検査

2. 附件 (2/5)

変更後

運用規格：維持規格 J S M E S N A I - 2 0 0 8 伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

項目 番号	検査 対象箇所	検査 方法	検査 回数	設備 数	検査 方法	検査 回数	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期		
							回	日	所	回	日	所	回	日	所
CS.12	配管の長手 部検査 1000mm 以内 配管 9.0mm厚 ステンレス 管 フランジ 部	配管の長手 部検査 1000mm 以内	7.9%	14箇所	PT	12箇所	1箇所	-	-	1箇所	-	-	1箇所	-	-
		フランジ 部	7.9%	10箇所	PT	11箇所	1箇所	-	-	1箇所	-	-	1箇所	-	-
CS.21	配管の肩部 部検査 1000mm 以下 フランジ 部 9.0mm厚 フランジ 部	配管の肩部 部検査 1000mm 以下	7.9%	49箇所	PT	48箇所	1箇所	-	-	1箇所	-	-	1箇所	-	-
		フランジ 部	7.9%	112箇所	PT	109箇所	3箇所	-	-	3箇所	-	-	3箇所	-	-
CS.30	配管の 検査 対象箇所	配管の肩部 部検査 1000mm 以下	7.9%	26箇所	PT	25箇所	1箇所	-	-	1箇所	-	-	1箇所	-	-
		配管の 検査 対象箇所	7.9%	20箇所	PT	19箇所	1箇所	-	-	1箇所	-	-	1箇所	-	-

(注) 項目番号CS.22、CS.41、CS.42、C-6に「-」は該当なし。  
※1 施設定期検査の基準化に伴う追加検査  
※2 定期事業検査の基準化に伴う追加検査

運転計画変更に伴う検査  
時期の変更

変更理由

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

運用規程：維持規程 J S M I S N A I - 2 0 0 8		項目番号 P-A		PL121		用途規程：維持規程 J S M I S N A I - 2 0 0 8	項目番号 P-A	PL121	用途規程：維持規程 J S M I S N A I - 2 0 0 8																			
備考	検査対象箇所	検査 回数	7.5%	VT-3	06 MS 09 RH	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所																			
										検査 回数	7.5%	VT-3	06 MS 09 RH	1箇所	1箇所	1箇所												
																	検査 回数	7.5%	VT-3	06 MS 09 RH	1箇所	1箇所						
																							検査 回数	7.5%	VT-3	06 MS 09 RH	1箇所	1箇所
検査 回数	7.5%	VT-3	06 MS 09 RH	1箇所	1箇所																							

変更後

運用規程：維持規程 J S M I S N A I - 2 0 0 8		項目番号 P-A		PL121		用途規程：維持規程 J S M I S N A I - 2 0 0 8	項目番号 P-A	PL121	用途規程：維持規程 J S M I S N A I - 2 0 0 8																		
備考	検査対象箇所	検査 回数	7.5%	VT-3	06 MS 09 RH	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所																		
										検査 回数	7.5%	VT-3	06 MS 09 RH	1箇所	1箇所												
																検査 回数	7.5%	VT-3	06 MS 09 RH	1箇所	1箇所						
																						検査 回数	7.5%	VT-3	06 MS 09 RH	1箇所	1箇所
検査 回数	7.5%	VT-3	06 MS 09 RH	1箇所	1箇所																						

2. 番付 (3/5)

2. 番付 (3/5)

変更理由

運転計画変更に伴う検査時期の変更

※1 施設定期検査の長期化に伴う追加検査

※2 定期事業検査の長期化に伴う追加検査

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

運用規格：維持規格 J S M E S N A I - 2 0 0 8

2. 配管 (4/5)

※1 施設定期検査の長期に伴う追加検査

項目 番号	項目 内容	年			月			日			備考
		2018	2019	2020	1	2	3	4	5	6	
検査対象箇所	高圧配電圧入ケーブル	検査									第1検査時期 - 1回 - 4回
		点検									
検査対象箇所	低圧配電圧入ケーブル	検査									第2検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	高圧配電圧入ケーブル	検査									第3検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	低圧配電圧入ケーブル	検査									第4検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	高圧配電圧入ケーブル	検査									第5検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	低圧配電圧入ケーブル	検査									第6検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	高圧配電圧入ケーブル	検査									第7検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	低圧配電圧入ケーブル	検査									第8検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	高圧配電圧入ケーブル	検査									第9検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	低圧配電圧入ケーブル	検査									第10検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	高圧配電圧入ケーブル	検査									第11検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	低圧配電圧入ケーブル	検査									第12検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	高圧配電圧入ケーブル	検査									第13検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	低圧配電圧入ケーブル	検査									第14検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	高圧配電圧入ケーブル	検査									第15検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	低圧配電圧入ケーブル	検査									第16検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	高圧配電圧入ケーブル	検査									第17検査時期 - 1回
		点検									

変更後

運用規格：維持規格 J S M E S N A I - 2 0 0 8

2. 配管 (4/5)

※1 施設定期検査の長期に伴う追加検査

項目 番号	項目 内容	年			月			日			備考
		2018	2019	2020	1	2	3	4	5	6	
検査対象箇所	高圧配電圧入ケーブル	検査									第1検査時期 - 1回 - 4回
		点検									
検査対象箇所	低圧配電圧入ケーブル	検査									第2検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	高圧配電圧入ケーブル	検査									第3検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	低圧配電圧入ケーブル	検査									第4検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	高圧配電圧入ケーブル	検査									第5検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	低圧配電圧入ケーブル	検査									第6検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	高圧配電圧入ケーブル	検査									第7検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	低圧配電圧入ケーブル	検査									第8検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	高圧配電圧入ケーブル	検査									第9検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	低圧配電圧入ケーブル	検査									第10検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	高圧配電圧入ケーブル	検査									第11検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	低圧配電圧入ケーブル	検査									第12検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	高圧配電圧入ケーブル	検査									第13検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	低圧配電圧入ケーブル	検査									第14検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	高圧配電圧入ケーブル	検査									第15検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	低圧配電圧入ケーブル	検査									第16検査時期 - 1回
		点検									
検査対象箇所	高圧配電圧入ケーブル	検査									第17検査時期 - 1回
		点検									

変更理由

運転計画変更に伴う検査時期の変更



3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

2. 配管 (5/5)

適用規格：維持規格 J S M E S N A I - 2 0 0 8

種別	検査対象箇所	検査回数		検査項目	検査方法	検査器具	検査時期	検査回数	検査項目	検査方法	検査器具	検査時期	検査回数	検査項目	検査方法	検査器具	検査時期	検査回数																																																																																																																																																																																																									
		第1検査時期	第2検査時期																第3検査時期	第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期																																																																																																																																																																																																					
管	伊方発電所第3号機検査計画 (10年)	17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																								
																				17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																					
																																							17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																		
																																																										17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																														
																																																																														17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																										
																																																																																																		17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																						
																																																																																																																						17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																		
																																																																																																																																										17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																														
																																																																																																																																																														17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																										
																																																																																																																																																																																		17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																						
																																																																																																																																																																																																						17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
																																																																																																																																																																																																																										17回	-
17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																								
																				17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																					
																																							17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																		

※1 既定定期検査の長期化に伴う追加検査

変更後

2. 配管 (5/5)

適用規格：維持規格 J S M E S N A I - 2 0 0 8

種別	検査対象箇所	検査回数		検査項目	検査方法	検査器具	検査時期	検査回数	検査項目	検査方法	検査器具	検査時期	検査回数	検査項目	検査方法	検査器具	検査時期	検査回数																																																																																																																																																																																																									
		第1検査時期	第2検査時期																第3検査時期	第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期																																																																																																																																																																																																					
管	伊方発電所第3号機検査計画 (10年)	17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																								
																				17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																					
																																							17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																		
																																																										17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																														
																																																																														17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																										
																																																																																																		17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																						
																																																																																																																						17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																		
																																																																																																																																										17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																														
																																																																																																																																																														17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																										
																																																																																																																																																																																		17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																						
																																																																																																																																																																																																						17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
																																																																																																																																																																																																																										17回	-
17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																								
																				17回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																					

※1 既定定期検査の長期化に伴う追加検査

※2 定期検査表の長期化に伴う追加検査

変更理由

運転計画変更に伴う検査時期の変更

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

3. 変更内容

適用規格：維持規格 J S M E S N A I - 2 0 0 8 伊方発電所第3号機検査計画（10年）

項目 番号 内容	検査 箇所	検査 項目	検査 回数	検査 費用	検査 費用	検査 費用	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期		
							13回 特481	13回	13回	14回	15回	15回	17回	15回	15回
C3.30	C-C	支持部材取付部検査手 検査対象箇所	検査 項目	1.5%	16箇所/ 台	PT	7.5%	1箇所	A	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
C4.30	C-D	ケーブルホルダ 検査対象箇所	検査 項目	16ヶ/台	UT	(2ヶ)	7.5%	1箇所	A2本	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
06.10	C-G	ボルトナット部の部検査手 検査対象箇所	検査 項目	2箇所/台	PT	7.5%	1箇所	A	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
F1.40	F-A	支持構造物 ボルト台座脚 検査対象箇所	検査 項目	1箇所/台	VT-3	7.5%	1箇所	A	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

※1 定期定期検査の長期化に伴う追加検査  
※2 定期定期検査の長期化に伴う追加検査

(注) 項目番号C3.30 C-C/C4.30 C-Dについて該当なし

変更後

3. 変更内容

適用規格：維持規格 J S M E S N A I - 2 0 0 8 伊方発電所第3号機検査計画（10年）

項目 番号 内容	検査 箇所	検査 項目	検査 回数	検査 費用	検査 費用	検査 費用	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期		
							13回 特481	13回	13回	14回	15回	15回	16回	15回	15回
C3.30	C-C	支持部材取付部検査手 検査対象箇所	検査 項目	1.5%	16箇所/ 台	PT	7.5%	1箇所	A	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
C4.30	C-D	ケーブルホルダ 検査対象箇所	検査 項目	16ヶ/台	UT	(2ヶ)	7.5%	1箇所	A2本	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
06.10	C-G	ボルトナット部の部検査手 検査対象箇所	検査 項目	2箇所/台	PT	7.5%	1箇所	A	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
F1.40	F-A	支持構造物 ボルト台座脚 検査対象箇所	検査 項目	1箇所/台	VT-3	7.5%	1箇所	A	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

※1 定期定期検査の長期化に伴う追加検査  
※2 定期定期検査の長期化に伴う追加検査

(注) 項目番号C3.30 C-C/C4.30 C-Dについて該当なし

変更理由

運転計画変更に伴う検査  
時期の変更

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

項目番号: 40 C-C/CL 40 C-D/CL 20 C-Gに「V」は該当なし。  
※1 施設定期検査の長期化に伴う追加検査

項目番号	検査対象箇所	検査項目	検査回数	検査方法	検査費用	備考
FL43	P-A	物	点検	車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	-
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
運用規格: 維持規格 J S M I S N A I - 2 0 0 8 伊方発電所第3号機検査計画 (10年)						
備考						
第1検査時期						
第2検査時期						
第3検査時期						

変更後

項目番号: 40 C-C/CL 40 C-D/CL 20 C-Gに「V」は該当なし。  
※1 施設定期検査の長期化に伴う追加検査

項目番号	検査対象箇所	検査項目	検査回数	検査方法	検査費用	備考
FL43	P-A	物	点検	車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	-
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				車庫入口の出入口	代装1台 07.5kV 1箇所	
				運用規格: 維持規格 J S M I S N A I - 2 0 0 8 伊方発電所第3号機検査計画 (10年)		
備考						
第1検査時期						
第2検査時期						
第3検査時期						

運転計画変更に伴う検査時期の変更

変更理由



3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

※1 選定定期検査の長期化に伴う追加検査  
 ※2 維持関係1A-2310(4)の長期メンテナンス枠上に申請検査期間延長を運用し、運転期間中に検査を実施した。

項目 番号	項目 名	系統名	検査対象箇所	検査 方法	検査 圧力	上記以外の9項目の定期検査実施回数				備考
						第1検査時期 13回	第2検査時期 14回	第3検査時期 15回	第4検査時期 17回	
01.76	高圧入弁73A、38 入口パイプ(1)	安全注入系統	検査対象箇所	視	圧力	○				伊方発電所第3号機検査計画(10年)
01.76	高圧入弁73A、38 入口パイプ(2)					○				
01.76	高圧入弁73A 出口パイプ(1)					○				
01.76	高圧入弁73B 出口パイプ(1)					○				
01.76	高圧入弁73B 出口パイプ(2)					○				
01.76	蓄圧タンク液面計パイプ					○				
01.76	蓄圧タンク液面検知パイプ					○				
01.76	蓄圧タンク異常検知パイプ					○				
01.76	燃料油専用パイプ 出口パイプ					○				
01.76	弁操作去排弁73A入口パイプ					○				
01.76	弁操作去排弁73B出口パイプ					○				
01.76	格納容器パイプ検査 出口パイプ(1)					○				
01.76	格納容器パイプ検査 出口パイプ(2)					○				

6. クラス2機器類の検査 (2/5)

変更後

※1 選定定期検査の長期化に伴う追加検査  
 ※2 維持関係1A-2310(4)の長期メンテナンス枠上に申請検査期間延長を運用し、運転期間中に検査を実施した。

項目 番号	項目 名	系統名	検査対象箇所	検査 方法	検査 圧力	上記以外の9項目の定期検査実施回数				備考
						第1検査時期 13回	第2検査時期 14回	第3検査時期 15回	第4検査時期 16回	
01.76	高圧入弁73A、38 入口パイプ(1)	安全注入系統	検査対象箇所	視	圧力	○				伊方発電所第3号機検査計画(10年)
01.76	高圧入弁73A、38 入口パイプ(2)					○				
01.76	高圧入弁73A 出口パイプ(1)					○				
01.76	高圧入弁73B 出口パイプ(1)					○				
01.76	高圧入弁73B 出口パイプ(2)					○				
01.76	蓄圧タンク液面計パイプ					○				
01.76	蓄圧タンク液面検知パイプ					○				
01.76	蓄圧タンク異常検知パイプ					○				
01.76	燃料油専用パイプ 出口パイプ					○				
01.76	弁操作去排弁73A入口パイプ					○				
01.76	弁操作去排弁73B出口パイプ					○				
01.76	格納容器パイプ検査 出口パイプ(1)					○				
01.76	格納容器パイプ検査 出口パイプ(2)					○				

6. クラス2機器類の検査 (2/5)

変更理由

運転計画変更に伴う検査  
時期の変更

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

表1 施設定期検査の長期化に伴う追加検査  
表2 維持関係IA-2310(4)の長期化に伴う検査間隔延長を適用し、運転再開時に検査を実施した。

項目番号	系統名	検査対象箇所	検査方法	検査圧力	上記圧力の検査実施回数			
					第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期	第4検査時期
0101	C-H	格納容器スプレッド系統	格納容器スプレッド(1)	YT-2	-	-	14回	-
0102			格納容器スプレッド(2)	YT-2	-	-	14回	-
0103			上3除去蒸気クワ及び出口クワ	YT-2	○	-	-	-
0104			上3除去蒸気クワ出口クワ	YT-2	○	-	-	-
0105			圧縮機冷却水クワ及び出口クワ	YT-2	○	-	-	-
0106			圧縮機冷却水クワ出口クワ	YT-2	○	-	-	-
0107			一次冷却水クワ	YT-2	○	-	-	-
0108			一次冷却水クワ出口クワ	YT-2	○	-	-	-
0109			二次冷却水クワ	YT-2	○	-	-	-
0110			二次冷却水クワ出口クワ	YT-2	○	-	-	-
0111			三次冷却水クワ	YT-2	○	-	-	-
0112			三次冷却水クワ出口クワ	YT-2	○	-	-	-
適用規格：維持関係 J S M E S N A I - 2 0 0 8					第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期	第4検査時期
伊方発電所第3号機検査計画 (10年)					13回	14回	15回	17回

6. クラス2機器類への検査 (3/5)

変更後

表1 施設定期検査の長期化に伴う追加検査  
表2 維持関係IA-2310(4)の長期化に伴う検査間隔延長を適用し、運転再開時に検査を実施した。

項目番号	系統名	検査対象箇所	検査方法	検査圧力	上記圧力の検査実施回数			
					第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期	第4検査時期
0101	C-H	格納容器スプレッド系統	格納容器スプレッド(1)	YT-2	-	-	14回	-
0102			格納容器スプレッド(2)	YT-2	-	-	14回	-
0103			上3除去蒸気クワ及び出口クワ	YT-2	○	-	-	-
0104			上3除去蒸気クワ出口クワ	YT-2	○	-	-	-
0105			圧縮機冷却水クワ及び出口クワ	YT-2	○	-	-	-
0106			圧縮機冷却水クワ出口クワ	YT-2	○	-	-	-
0107			一次冷却水クワ	YT-2	○	-	-	-
0108			一次冷却水クワ出口クワ	YT-2	○	-	-	-
0109			二次冷却水クワ	YT-2	○	-	-	-
0110			二次冷却水クワ出口クワ	YT-2	○	-	-	-
0111			三次冷却水クワ	YT-2	○	-	-	-
0112			三次冷却水クワ出口クワ	YT-2	○	-	-	-
適用規格：維持関係 J S M E S N A I - 2 0 0 8					第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期	第4検査時期
伊方発電所第3号機検査計画 (10年)					13回	14回	15回	16回

6. クラス2機器類への検査 (3/5)

変更理由

運転計画変更に伴う検査時期の変更

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

項目番号	力率	系統名	検査対象箇所	検査方法	検査実施期間																			
					第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期	特別1			特別2			特別3										
01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70		
				測定																				
				方圧																				
				上方																				
				検査																				
				検査																				
				検査																				
				検査																				
				検査																				
				検査																				
				検査																				
				検査																				

※1 運搬定期検査の長期に伴う追加検査 (4/5)

変更後

伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

項目番号	力率	系統名	検査対象箇所	検査方法	検査実施期間																				
					第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期	特別1			特別2			特別3											
01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70	01.70		
				測定																					
				方圧																					
				上方																					
				検査																					
				検査																					
				検査																					
				検査																					
				検査																					
				検査																					
				検査																					
				検査																					
				検査																					
				検査																					
				検査																					
				検査																					

※1 運搬定期検査の長期に伴う追加検査 (4/5)

変更理由

運転計画変更に伴う検査時期の変更

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

項目 番号 記号	系統名	検査対象箇所	検査 方法	検査 圧力	上気圧の異なる検査対象設備の点検計画																					
					第1検査時期 10月1日	第2検査時期 10月15日	第3検査時期 10月29日	第4検査時期 11月12日	第5検査時期 11月26日	第6検査時期 12月10日	第7検査時期 12月24日	第8検査時期 1月7日	第9検査時期 1月21日	第10検査時期 2月4日	第11検査時期 2月18日											
CI.70	空調用冷却水循環系統	冷却塔配管、風切り =1:冷却塔、風切り	VT-2	○																						
CI.30	依従薬物処理系統	依従薬物処理ポンプ 出口ライン	VT-2	○																						
CI.30	燃料取替用水系統	原子炉ヤード浄化 入口ライン	VT-2																							
CI.70	燃料取替用水系統	原子炉ヤード浄化 出口ライン	VT-2																							
CI.30	原子炉補給水系統	原子炉補給ライン	VT-2																							
CI.70	冷却水循環系統	冷却水ライン	VT-2																							
CI.30	制御用空気系統	制御用空気3A供給ライン	VT-2																							
CI.70	制御用空気系統	制御用空気3B供給ライン	VT-2																							
CI.70	所内空気系統	所内空気ライン	VT-2																							
CI.70	安全種燃焼ガス	安全種燃焼ガス SA・3B出入口管	VT-2																							
CI.70	安全種燃焼ガス	安全種燃焼ガス エントリライン管	VT-2																							

6. クラス2機器類の検査 (5/5)

注1 選定定期検査の長期化に伴う追加検査

変更後

項目 番号 記号	系統名	検査対象箇所	検査 方法	検査 圧力	上気圧の異なる検査対象設備の点検計画																					
					第1検査時期 10月1日	第2検査時期 10月15日	第3検査時期 10月29日	第4検査時期 11月12日	第5検査時期 11月26日	第6検査時期 12月10日	第7検査時期 12月24日	第8検査時期 1月7日	第9検査時期 1月21日	第10検査時期 2月4日	第11検査時期 2月18日											
CI.70	空調用冷却水循環系統	冷却塔配管、風切り =1:冷却塔、風切り	VT-2	○																						
CI.30	依従薬物処理系統	依従薬物処理ポンプ 出口ライン	VT-2	○																						
CI.30	燃料取替用水系統	原子炉ヤード浄化 入口ライン	VT-2																							
CI.70	燃料取替用水系統	原子炉ヤード浄化 出口ライン	VT-2																							
CI.30	原子炉補給水系統	原子炉補給ライン	VT-2																							
CI.70	冷却水循環系統	冷却水ライン	VT-2																							
CI.30	制御用空気系統	制御用空気3A供給ライン	VT-2																							
CI.70	制御用空気系統	制御用空気3B供給ライン	VT-2																							
CI.70	所内空気系統	所内空気ライン	VT-2																							
CI.70	安全種燃焼ガス	安全種燃焼ガス SA・3B出入口管	VT-2																							
CI.70	安全種燃焼ガス	安全種燃焼ガス エントリライン管	VT-2																							

6. クラス2機器類の検査 (5/5)

注1 選定定期検査の長期化に伴う追加検査

変更理由  
運転計画変更に伴う検査  
時期の変更



3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

1. 4 アス3 機器供用期間中検査10年計画

※1 装置定期検査の長期化に伴う追加検査  
※2 定期重要検査の長期化に伴う追加検査

運用規格：維持規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8		伊方発電所第3号機検査計画（10年）		伊方発電所第3号機検査計画（10年）	
機器名	項目	内容	検査頻度	検査回数	検査時期
本機除去用検査 (前期)	D1.10	D-A	鏡と当接面の腐蝕手	2箇所/基	1箇所
		F-A	支持脚	2箇所/基	1箇所
原子炉格納容器検査 (前期)	D1.10	D-A	鏡と当接面の腐蝕手	3箇所/基	1箇所
		F-A	支持脚	3箇所/基	1箇所
格納容器(前期)	D1.10	D-A	鏡と当接面の腐蝕手	2箇所/基	1箇所
		F-A	支持脚	2箇所/基	1箇所
原水タンク(前期)	D1.10	D-A	鏡と当接面の腐蝕手	1箇所/基	1箇所
		F-A	支持脚	1箇所/基	1箇所
鏡水注入線 (前期)	D1.10	D-A	鏡と当接面の腐蝕手	2箇所/基	1箇所
		F-A	取付脚	2箇所/基	1箇所
鏡水非注線 (前期)	D1.10	D-A	鏡と当接面の腐蝕手	2箇所/基	1箇所
		F-A	取付脚	2箇所/基	1箇所
鏡水非注線 (後期)	D1.10	D-A	鏡と当接面の腐蝕手	2箇所/基	1箇所
		F-A	取付脚	2箇所/基	1箇所
鏡水非注線 (後期)	D1.10	D-A	鏡と当接面の腐蝕手	2箇所/基	1箇所
		F-A	取付脚	2箇所/基	1箇所

別紙-3

変更前

変更後

※1 装置定期検査の長期化に伴う追加検査  
※2 定期重要検査の長期化に伴う追加検査

運用規格：維持規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8		伊方発電所第3号機検査計画（10年）		伊方発電所第3号機検査計画（10年）	
機器名	項目	内容	検査頻度	検査回数	検査時期
本機除去用検査 (前期)	D1.10	D-A	鏡と当接面の腐蝕手	2箇所/基	1箇所
		F-A	支持脚	2箇所/基	1箇所
原子炉格納容器検査 (前期)	D1.10	D-A	鏡と当接面の腐蝕手	3箇所/基	1箇所
		F-A	支持脚	3箇所/基	1箇所
格納容器(前期)	D1.10	D-A	鏡と当接面の腐蝕手	2箇所/基	1箇所
		F-A	支持脚	2箇所/基	1箇所
原水タンク(前期)	D1.10	D-A	鏡と当接面の腐蝕手	1箇所/基	1箇所
		F-A	支持脚	1箇所/基	1箇所
鏡水注入線 (前期)	D1.10	D-A	鏡と当接面の腐蝕手	2箇所/基	1箇所
		F-A	取付脚	2箇所/基	1箇所
鏡水非注線 (前期)	D1.10	D-A	鏡と当接面の腐蝕手	2箇所/基	1箇所
		F-A	取付脚	2箇所/基	1箇所
鏡水非注線 (後期)	D1.10	D-A	鏡と当接面の腐蝕手	2箇所/基	1箇所
		F-A	取付脚	2箇所/基	1箇所
鏡水非注線 (後期)	D1.10	D-A	鏡と当接面の腐蝕手	2箇所/基	1箇所
		F-A	取付脚	2箇所/基	1箇所

別紙-3

運転計画変更に伴う検査時期の変更

変更理由

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

2. 配管 (1/2)

運用規格： 維持規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8  
 伊方発電所第3号機検査計画 (1.0年)

項目 番号 記号	検査 箇所	検査 回数	検査 回数	検査 回数	電気の配管		中性線保護線		備考
					A. 3.入ロケブ C. 3.入ロケブ	A. 3.出ロケブ C. 3.出ロケブ	A. 3.入ロケブ C. 3.出ロケブ	A. 3.出ロケブ C. 3.出ロケブ	
D-A	原子炉補修加木ボイラ	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	1箇所
	原子炉補修加木ボイラ	9箇所	7.5%	9箇所	7.5%	9箇所	7.5%	9箇所	1箇所
	原子炉補修加木ボイラ	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	1箇所
	原子炉補修加木ボイラ	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	1箇所
	原子炉補修加木ボイラ	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	1箇所
	原子炉補修加木ボイラ	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	1箇所
	原子炉補修加木ボイラ	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	1箇所
	原子炉補修加木ボイラ	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	1箇所
	原子炉補修加木ボイラ	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	1箇所
	原子炉補修加木ボイラ	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	1箇所
第1検査時期		13回	13回	13回	13回	13回	13回	13回	
第2検査時期		14回	14回	14回	14回	14回	14回	14回	
第3検査時期		15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	
第4検査時期		16回	16回	16回	16回	16回	16回	16回	
第5検査時期		17回	17回	17回	17回	17回	17回	17回	

※1 施設定期検査の長期化に伴う追加検査  
 ※2 定期検査検査の長期化に伴う追加検査

変更後

2. 配管 (1/2)

運用規格： 維持規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8  
 伊方発電所第3号機検査計画 (1.0年)

項目 番号 記号	検査 箇所	検査 回数	検査 回数	検査 回数	電気の配管		中性線保護線		備考
					A. 3.入ロケブ C. 3.入ロケブ	A. 3.出ロケブ C. 3.出ロケブ	A. 3.入ロケブ C. 3.出ロケブ	A. 3.出ロケブ C. 3.出ロケブ	
D-A	原子炉補修加木ボイラ	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	1箇所
	原子炉補修加木ボイラ	9箇所	7.5%	9箇所	7.5%	9箇所	7.5%	9箇所	1箇所
	原子炉補修加木ボイラ	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	1箇所
	原子炉補修加木ボイラ	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	1箇所
	原子炉補修加木ボイラ	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	1箇所
	原子炉補修加木ボイラ	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	1箇所
	原子炉補修加木ボイラ	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	1箇所
	原子炉補修加木ボイラ	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	1箇所
	原子炉補修加木ボイラ	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	1箇所
	原子炉補修加木ボイラ	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	7.5%	15箇所	1箇所
第1検査時期		13回	13回	13回	13回	13回	13回	13回	
第2検査時期		14回	14回	14回	14回	14回	14回	14回	
第3検査時期		15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	
第4検査時期		16回	16回	16回	16回	16回	16回	16回	
第5検査時期		17回	17回	17回	17回	17回	17回	17回	

※1 施設定期検査の長期化に伴う追加検査  
 ※2 定期検査検査の長期化に伴う追加検査

変更理由

運転計画変更に伴う検査  
 時期の変更

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

2. 配管 (2/2)

運用規格：維持規格 J S M E S N A I - 2 0 0 8

伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

項目 番号 カテゴリ	検査対象箇所	検査 方法	検査 回数	検査 期間	検査 回数	検査 方法	検査 結果		備考	
							第1検査時期	第2検査時期		
F-A	検査対象箇所	A. 3入ロケイン	1回	2箇所	1箇所	1箇所	1箇所	2箇所	1箇所	
							1箇所	1箇所		
		C. 3入ロケイン	1回	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
								1箇所	1箇所	
		A. 3出ロケイン	2箇所	2箇所	2箇所	1箇所	1箇所	2箇所	1箇所	2箇所
								1箇所	1箇所	
		C. 3出ロケイン	2箇所	2箇所	2箇所	1箇所	1箇所	2箇所	1箇所	1箇所
								1箇所	1箇所	
		原子炉補修冷却水ポンプ	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
								1箇所	1箇所	
		原子炉補修冷却水ポンプ	2箇所	2箇所	2箇所	1箇所	1箇所	2箇所	1箇所	2箇所
								1箇所	1箇所	
		原子炉補修冷却水ポンプ	2箇所	2箇所	2箇所	1箇所	1箇所	2箇所	1箇所	2箇所
								1箇所	1箇所	
原子炉補修冷却水ポンプ	2箇所	2箇所	2箇所	1箇所	1箇所	2箇所	1箇所	2箇所		
						1箇所	1箇所			
海水ポンプA, 3出ロケイン	2箇所	2箇所	2箇所	1箇所	1箇所	2箇所	1箇所	2箇所		
						1箇所	1箇所			
海水ポンプC, 3出ロケイン	2箇所	2箇所	2箇所	1箇所	1箇所	2箇所	1箇所	2箇所		
						1箇所	1箇所			
原子炉補修冷却水ポンプA	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
						1箇所	1箇所			
原子炉補修冷却水ポンプA	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
						1箇所	1箇所			
原子炉補修冷却水ポンプA	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
						1箇所	1箇所			
原子炉補修冷却水ポンプA	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
						1箇所	1箇所			

※1 施設定期検査の長期化に伴う追加検査

変更後

2. 配管 (2/2)

運用規格：維持規格 J S M E S N A I - 2 0 0 8

伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

項目 番号 カテゴリ	検査対象箇所	検査 方法	検査 回数	検査 期間	検査 回数	検査 方法	検査 結果		備考	
							第1検査時期	第2検査時期		
F-A	検査対象箇所	A. 3入ロケイン	1回	2箇所	1箇所	1箇所	2箇所	1箇所		
						1箇所	1箇所			
		C. 3入ロケイン	1回	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
								1箇所	1箇所	
		A. 3出ロケイン	2箇所	2箇所	2箇所	1箇所	1箇所	2箇所	1箇所	2箇所
								1箇所	1箇所	
		C. 3出ロケイン	2箇所	2箇所	2箇所	1箇所	1箇所	2箇所	1箇所	2箇所
								1箇所	1箇所	
		原子炉補修冷却水ポンプ	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
								1箇所	1箇所	
		原子炉補修冷却水ポンプ	2箇所	2箇所	2箇所	1箇所	1箇所	2箇所	1箇所	2箇所
								1箇所	1箇所	
		原子炉補修冷却水ポンプ	2箇所	2箇所	2箇所	1箇所	1箇所	2箇所	1箇所	2箇所
								1箇所	1箇所	
海水ポンプA, 3出ロケイン	2箇所	2箇所	2箇所	1箇所	1箇所	2箇所	1箇所	2箇所		
						1箇所	1箇所			
海水ポンプC, 3出ロケイン	2箇所	2箇所	2箇所	1箇所	1箇所	2箇所	1箇所	2箇所		
						1箇所	1箇所			
原子炉補修冷却水ポンプA	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
						1箇所	1箇所			
原子炉補修冷却水ポンプA	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
						1箇所	1箇所			
原子炉補修冷却水ポンプA	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
						1箇所	1箇所			
原子炉補修冷却水ポンプA	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
						1箇所	1箇所			

※1 施設定期検査の長期化に伴う追加検査

運転計画変更に伴う検査  
時期の変更

変更理由



3. 4 添付書類 3 施設管理実施計画

変更前

別紙-4

1 原子炉機器

1.1 KVA文書「運用監視用原子炉及びその附属機器」に於ける設備引き起こし業務の計画（調整経路表(4/28/2019年)平成30年8月6日 原子炉制御設備管理規定（最終改正）最終経路表(1/20/2019年)平成30年8月6日 原子炉設備管理規定（最終改正）最終経路表(1/18/2019年)平成30年8月6日）

※1 18回以内、※2 NVA文書「運用監視用原子炉及びその附属機器」に於ける設備引き起こし業務の計画（調整経路表(4/28/2019年)平成30年8月6日 原子炉制御設備管理規定（最終改正）最終経路表(1/20/2019年)平成30年8月6日 原子炉設備管理規定（最終改正）最終経路表(1/18/2019年)平成30年8月6日）

※3 最終経路表(1/20/2019)の範囲より、作業開始後を適用

※4 最終経路表(1/18/2019)の範囲より、作業開始後を適用

項目 番号 カテゴリ	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	検査計画		検査 回数	検査 計画	検査 回数	検査 計画
							第1検査時期	第2検査時期				
検査 回数 15回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	10回	11回	12回
							100%	100%	100%			
検査 回数 14回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	9回	10回	11回
							100%	100%	100%			
検査 回数 13回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	8回	9回	10回
							100%	100%	100%			
検査 回数 12回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	7回	8回	9回
							100%	100%	100%			
検査 回数 11回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	6回	7回	8回
							100%	100%	100%			
検査 回数 10回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	5回	6回	7回
							100%	100%	100%			
検査 回数 9回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	4回	5回	6回
							100%	100%	100%			
検査 回数 8回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	3回	4回	5回
							100%	100%	100%			
検査 回数 7回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	2回	3回	4回
							100%	100%	100%			
検査 回数 6回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	1回	2回	3回
							100%	100%	100%			
検査 回数 5回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	0回	1回	2回
							100%	100%	100%			
検査 回数 4回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	0回	0回	1回
							100%	100%	100%			
検査 回数 3回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	0回	0回	0回
							100%	100%	100%			
検査 回数 2回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	0回	0回	0回
							100%	100%	100%			
検査 回数 1回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	0回	0回	0回
							100%	100%	100%			
検査 回数 0回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	0回	0回	0回
							100%	100%	100%			

変更後

別紙-4

1 原子炉機器

1.1 KVA文書「運用監視用原子炉及びその附属機器」に於ける設備引き起こし業務の計画（調整経路表(4/28/2019年)平成30年8月6日 原子炉制御設備管理規定（最終改正）最終経路表(1/20/2019年)平成30年8月6日 原子炉設備管理規定（最終改正）最終経路表(1/18/2019年)平成30年8月6日）

※1 18回以内、※2 NVA文書「運用監視用原子炉及びその附属機器」に於ける設備引き起こし業務の計画（調整経路表(4/28/2019年)平成30年8月6日 原子炉制御設備管理規定（最終改正）最終経路表(1/20/2019年)平成30年8月6日 原子炉設備管理規定（最終改正）最終経路表(1/18/2019年)平成30年8月6日）

※3 最終経路表(1/20/2019)の範囲より、作業開始後を適用

※4 最終経路表(1/18/2019)の範囲より、作業開始後を適用

項目 番号 カテゴリ	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	検査計画		検査 回数	検査 計画	検査 回数	検査 計画
							第1検査時期	第2検査時期				
検査 回数 15回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	10回	11回	12回
							100%	100%	100%			
検査 回数 14回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	9回	10回	11回
							100%	100%	100%			
検査 回数 13回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	8回	9回	10回
							100%	100%	100%			
検査 回数 12回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	7回	8回	9回
							100%	100%	100%			
検査 回数 11回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	6回	7回	8回
							100%	100%	100%			
検査 回数 10回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	5回	6回	7回
							100%	100%	100%			
検査 回数 9回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	4回	5回	6回
							100%	100%	100%			
検査 回数 8回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	3回	4回	5回
							100%	100%	100%			
検査 回数 7回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	2回	3回	4回
							100%	100%	100%			
検査 回数 6回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	1回	2回	3回
							100%	100%	100%			
検査 回数 5回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	0回	1回	2回
							100%	100%	100%			
検査 回数 4回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	0回	0回	1回
							100%	100%	100%			
検査 回数 3回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	0回	0回	0回
							100%	100%	100%			
検査 回数 2回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	0回	0回	0回
							100%	100%	100%			
検査 回数 1回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	0回	0回	0回
							100%	100%	100%			
検査 回数 0回	検査対象箇所	検査 種類	検査 頻度	検査 回数	検査 期間	検査 計画	A	B	C	0回	0回	0回
							100%	100%	100%			

運転計画変更に伴う検査  
間隔延長の反映

変更理由

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

運用文書： N R A 文書 (※1)

伊方発電所第3号機修繕計画 (1.0.7年)

項目 番号 カテゴリ	検査対象箇所	検査 範囲	検査 期間	検査 回数	第1検査時期		第2検査時期		備考
					回	日	回	日	
1 2 3 4	炉内 監視 カメラ	1箇所	100%/5年	1箇所	8回	9日	10日	11日	(電気設備の点検)
	炉内 監視 カメラ	1箇所	100%/5年	1箇所	8回	9日	10日	11日	
	炉内 監視 カメラ	1箇所	100%/5年	1箇所	8回	9日	10日	11日	
	炉内 監視 カメラ	1箇所	100%/5年	1箇所	8回	9日	10日	11日	
5	炉内 監視 カメラ	1箇所	100%/5年	1箇所	8回	9日	10日	11日	(電気設備の点検)
6	炉内 監視 カメラ	1箇所	100%/5年	1箇所	8回	9日	10日	11日	
7	炉内 監視 カメラ	1箇所	100%/5年	1箇所	8回	9日	10日	11日	
8	炉内 監視 カメラ	1箇所	100%/5年	1箇所	8回	9日	10日	11日	

※1 N R A 文書「緊急発電用炉子及びその附属機器における点検を引継ぎする点検その後の点検の概要」(平成25年8月6日 原子力規制委員会発) 最終改正：平成25年12月15日 原子力規制委員会発(第1)に照す。  
 ※2 1301001は、N R A 文書「緊急発電用炉子及びその附属機器における点検を引継ぎする点検その後の点検の概要」(平成25年12月15日付)平成25-11-18(第1号)に照す。  
 ※3 機修修14-2310(2)の規定により、検査間隔延長を適用

変更後

運用文書： N R A 文書 (※1)

伊方発電所第3号機修繕計画 (1.0.7年)

項目 番号 カテゴリ	検査対象箇所	検査 範囲	検査 期間	検査 回数	第1検査時期		第2検査時期		備考
					回	日	回	日	
1 2 3 4	炉内 監視 カメラ	1箇所	100%/5年	1箇所	8回	9日	10日	11日	(電気設備の点検)
	炉内 監視 カメラ	1箇所	100%/5年	1箇所	8回	9日	10日	11日	
	炉内 監視 カメラ	1箇所	100%/5年	1箇所	8回	9日	10日	11日	
	炉内 監視 カメラ	1箇所	100%/5年	1箇所	8回	9日	10日	11日	
5	炉内 監視 カメラ	1箇所	100%/5年	1箇所	8回	9日	10日	11日	(電気設備の点検)
6	炉内 監視 カメラ	1箇所	100%/5年	1箇所	8回	9日	10日	11日	
7	炉内 監視 カメラ	1箇所	100%/5年	1箇所	8回	9日	10日	11日	
8	炉内 監視 カメラ	1箇所	100%/5年	1箇所	8回	9日	10日	11日	

※1 N R A 文書「緊急発電用炉子及びその附属機器における点検を引継ぎする点検その後の点検の概要」(平成25年8月6日 原子力規制委員会発) 最終改正：平成25年12月15日 原子力規制委員会発(第1)に照す。  
 ※2 1301001は、N R A 文書「緊急発電用炉子及びその附属機器における点検を引継ぎする点検その後の点検の概要」(平成25年12月15日付)平成25-11-18(第1号)に照す。  
 ※3 機修修14-2310(2)の規定により、検査間隔延長を適用

変更理由

運転計画変更に伴う検査  
間隔延長の反映

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

項目 番号	内容	単位	回数	備考											
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
3 蒸気発生器	適用文書：NKA文書（※1） 伊方発電所第3号機検査計画（10年）	検査対象箇所	検査回数	1											
				2											
				3											
				4											
		検査対象箇所	検査回数	1											
				2											
		検査回数	検査回数	1											
				2											
		検査回数	検査回数	1											
				2											
		検査回数	検査回数	1											
				2											
		検査回数	検査回数	1											
				2											

変更後

項目 番号	内容	単位	回数	備考											
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
3 蒸気発生器	適用文書：NKA文書（※1） 伊方発電所第3号機検査計画（10年）	検査対象箇所	検査回数	1											
				2											
				3											
				4											
		検査対象箇所	検査回数	1											
				2											
		検査回数	検査回数	1											
				2											
		検査回数	検査回数	1											
				2											
		検査回数	検査回数	1											
				2											
		検査回数	検査回数	1											
				2											

変更理由  
運転計画変更に伴う検査  
間隔延長の反映

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更理由	変更後	変更前
<p>運転計画変更に伴う検査 間隔延長の反映</p>	<p>別紙-5</p>	<p>別紙-5</p>

1. 概要  
クラス2管（原子炉格納容器内）特別検査10年計画

適用文書：NRA文書（※1）  
伊方発電所第3号機械室計画（10年）

項目 番号 カテゴリ	検査対象箇所	検査 方法	検査 回数	設備 数	検査 位置	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期			
						12回	13回 ※2	14回 ※2	10回	10回	17回	10回	10回	17回	
-	-	-	-	-	-	検査	2回	1回	1回	2回	2回	2回	2回	2回	2回
						検査	2回	1回	1回	2回	2回	2回	2回	2回	2回
						検査	2回	1回	1回	2回	2回	2回	2回	2回	2回

※1 NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における設備を引き起こす電圧その他の危険の解除」（原研長発第140902号）平成28年9月6日 原子力規制委員会決定）最終改正：原研長発第190021号（令和元年6月8日 原子力規制委員会決定）  
 ※2 13回以降は、NRA文書「発電用原子炉格納容器における設備を引き起こす電圧その他の危険の解除について（付録）」（平成21年12月25日付け平成21-18-原研第1号）に記す。  
 ※3 細神機第14-2010(4)の更新プログラム停止に伴う検査間隔延長を適用

1. 概要  
クラス2管（原子炉格納容器内）特別検査10年計画

適用文書：NRA文書（※1）  
伊方発電所第3号機械室計画（10年）

項目 番号 カテゴリ	検査対象箇所	検査 方法	検査 回数	設備 数	検査 位置	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期		
						12回	13回 ※2	14回 ※2	10回	10回	17回	10回	10回	17回
-	-	-	-	-	-	検査	2回	1回	1回	2回	2回	2回	2回	2回
						検査	2回	1回	1回	2回	2回	2回	2回	2回
						検査	2回	1回	1回	2回	2回	2回	2回	2回

※1 NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における設備を引き起こす電圧その他の危険の解除」（原研長発第140902号）平成28年9月6日 原子力規制委員会決定）最終改正：原研長発第190021号（令和元年6月8日 原子力規制委員会決定）  
 ※2 13回以降は、NRA文書「発電用原子炉格納容器における設備を引き起こす電圧その他の危険の解除について（付録）」（平成21年12月25日付け平成21-18-原研第1号）に記す。  
 ※3 細神機第14-2010(4)の更新プログラム停止に伴う検査間隔延長を適用



3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更理由	変更後	変更前																																																																																																																																																																								
<p>運転計画変更に伴う検査時期の変更</p>	<p>別紙-6</p> <p>原子炉格納容器 伊方発電所第3号機検査計画（10年）</p> <p>適用規格：維持規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8</p> <table border="1"> <tr> <td>項目番号</td> <td>E-6</td> <td>圧力保持ボルト締め付回数</td> <td>VT-4</td> <td>25%</td> <td>1箇所 (72組)</td> <td>25%</td> <td>VT-4 (18組)</td> <td>25%</td> <td>1箇所 (18組)</td> <td>25%</td> <td>1箇所 (18組)</td> <td>25%</td> <td>1箇所 (18組)</td> </tr> <tr> <td>検査対象箇所</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> </tr> <tr> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> </tr> <tr> <td>検査回数</td> <td>検査回数</td> <td>検査回数</td> <td>検査回数</td> <td>検査回数</td> <td>検査回数</td> <td>検査回数</td> <td>検査回数</td> <td>検査回数</td> <td>検査回数</td> <td>検査回数</td> <td>検査回数</td> <td>検査回数</td> <td>検査回数</td> </tr> <tr> <td>検査時期</td> <td>検査時期</td> <td>検査時期</td> <td>検査時期</td> <td>検査時期</td> <td>検査時期</td> <td>検査時期</td> <td>検査時期</td> <td>検査時期</td> <td>検査時期</td> <td>検査時期</td> <td>検査時期</td> <td>検査時期</td> <td>検査時期</td> </tr> <tr> <td>検査回数</td> <td>15回</td> <td>15回</td> <td>15回</td> <td>15回</td> <td>15回</td> <td>15回</td> <td>15回</td> <td>15回</td> <td>15回</td> <td>15回</td> <td>15回</td> <td>15回</td> <td>15回</td> </tr> <tr> <td>検査時期</td> <td>第1検査時期</td> <td>第2検査時期</td> <td>第3検査時期</td> <td>第4検査時期</td> <td>第5検査時期</td> <td>第6検査時期</td> <td>第7検査時期</td> <td>第8検査時期</td> <td>第9検査時期</td> <td>第10検査時期</td> <td>第11検査時期</td> <td>第12検査時期</td> <td>第13検査時期</td> </tr> </table> <p>注1 施設定期検査の長期化に伴う追加検査 項目番号 E9.10, E9.20, E9.30, E9.40 E-F/PL42 F-Aについて、全停入い、中試験又は高圧過入い中試験にて別途実施。 注2 定期事後検査の長期化に伴う追加検査</p>	項目番号	E-6	圧力保持ボルト締め付回数	VT-4	25%	1箇所 (72組)	25%	VT-4 (18組)	25%	1箇所 (18組)	25%	1箇所 (18組)	25%	1箇所 (18組)	検査対象箇所	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査回数	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	検査時期	第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期	第4検査時期	第5検査時期	第6検査時期	第7検査時期	第8検査時期	第9検査時期	第10検査時期	第11検査時期	第12検査時期	第13検査時期	<p>別紙-6</p> <p>原子炉格納容器 伊方発電所第3号機検査計画（10年）</p> <p>適用規格：維持規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8</p> <table border="1"> <tr> <td>項目番号</td> <td>E-6</td> <td>圧力保持ボルト締め付回数</td> <td>VT-4</td> <td>25%</td> <td>1箇所 (72組)</td> <td>25%</td> <td>VT-4 (18組)</td> <td>25%</td> <td>1箇所 (18組)</td> <td>25%</td> <td>1箇所 (18組)</td> <td>25%</td> <td>1箇所 (18組)</td> </tr> <tr> <td>検査対象箇所</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> <td>検査範囲</td> </tr> <tr> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> <td>検査方法</td> </tr> <tr> <td>検査回数</td> <td>17回</td> <td>17回</td> <td>17回</td> <td>17回</td> <td>17回</td> <td>17回</td> <td>17回</td> <td>17回</td> <td>17回</td> <td>17回</td> <td>17回</td> <td>17回</td> <td>17回</td> </tr> <tr> <td>検査時期</td> <td>第1検査時期</td> <td>第2検査時期</td> <td>第3検査時期</td> <td>第4検査時期</td> <td>第5検査時期</td> <td>第6検査時期</td> <td>第7検査時期</td> <td>第8検査時期</td> <td>第9検査時期</td> <td>第10検査時期</td> <td>第11検査時期</td> <td>第12検査時期</td> <td>第13検査時期</td> </tr> </table> <p>注1 施設定期検査の長期化に伴う追加検査 項目番号 E9.10, E9.20, E9.30, E9.40 E-F/PL42 F-Aについて、全停入い、中試験又は高圧過入い中試験にて別途実施。 注2 定期事後検査の長期化に伴う追加検査</p>	項目番号	E-6	圧力保持ボルト締め付回数	VT-4	25%	1箇所 (72組)	25%	VT-4 (18組)	25%	1箇所 (18組)	25%	1箇所 (18組)	25%	1箇所 (18組)	検査対象箇所	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査回数	17回	17回	17回	17回	17回	17回	17回	17回	17回	17回	17回	17回	17回	検査時期	第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期	第4検査時期	第5検査時期	第6検査時期	第7検査時期	第8検査時期	第9検査時期	第10検査時期	第11検査時期	第12検査時期	第13検査時期
項目番号	E-6	圧力保持ボルト締め付回数	VT-4	25%	1箇所 (72組)	25%	VT-4 (18組)	25%	1箇所 (18組)	25%	1箇所 (18組)	25%	1箇所 (18組)																																																																																																																																																													
検査対象箇所	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲																																																																																																																																																													
検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法																																																																																																																																																													
検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数	検査回数																																																																																																																																																													
検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期	検査時期																																																																																																																																																													
検査回数	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回	15回																																																																																																																																																													
検査時期	第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期	第4検査時期	第5検査時期	第6検査時期	第7検査時期	第8検査時期	第9検査時期	第10検査時期	第11検査時期	第12検査時期	第13検査時期																																																																																																																																																													
項目番号	E-6	圧力保持ボルト締め付回数	VT-4	25%	1箇所 (72組)	25%	VT-4 (18組)	25%	1箇所 (18組)	25%	1箇所 (18組)	25%	1箇所 (18組)																																																																																																																																																													
検査対象箇所	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲	検査範囲																																																																																																																																																													
検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法	検査方法																																																																																																																																																													
検査回数	17回	17回	17回	17回	17回	17回	17回	17回	17回	17回	17回	17回	17回																																																																																																																																																													
検査時期	第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期	第4検査時期	第5検査時期	第6検査時期	第7検査時期	第8検査時期	第9検査時期	第10検査時期	第11検査時期	第12検査時期	第13検査時期																																																																																																																																																													







3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

運用規格：維持規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8

伊方発電所第3号機検査計画（10年）

項目番号	検査対象箇所	検査方法	検査範囲	検査回数			検査範囲	検査方法	設備数	検査範囲	検査方法	検査範囲	検査方法	検査範囲	検査方法	検査範囲	検査方法																																																																																																																							
				第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期																																																																																																																																		
C3.20	配電 の付 穴板 穴板 穴板 穴板 穴板 穴板 穴板 穴板 穴板	表面	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																							
																		C3.20	配電	表面	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																						
																																			穴板	表面	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																					
																																																				穴板	表面	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																				
																																																																					穴板	表面	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																			
																																																																																						穴板	表面	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																		
																																																																																																							穴板	表面	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																	
																																																																																																																								穴板	表面	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
穴板	表面	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																								
																	穴板	表面	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																							

※1 施設定期検査の異種化に伴う追加検査

8. 配管 (1/6)

変更後

運用規格：維持規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8

伊方発電所第3号機検査計画（10年）

項目番号	検査対象箇所	検査方法	検査範囲	検査回数			検査範囲	検査方法	設備数	検査範囲	検査方法	検査範囲	検査方法	検査範囲	検査方法	検査範囲	検査方法																																																																																																																							
				第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期																																																																																																																																		
C3.20	配電 の付 穴板 穴板 穴板 穴板 穴板 穴板 穴板 穴板	表面	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																							
																		C3.20	配電	表面	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																						
																																			穴板	表面	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																					
																																																				穴板	表面	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																				
																																																																					穴板	表面	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																			
																																																																																						穴板	表面	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																		
																																																																																																							穴板	表面	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																	
																																																																																																																								穴板	表面	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
穴板	表面	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																								

※1 施設定期検査の異種化に伴う追加検査

8. 配管 (1/6)

変更理由  
運転計画変更に伴う検査時期の変更



3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

運用規格：維持規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8

伊予発電所第3号機検査計画（10年）

項目番号	検査対象箇所	検査方法	検査範囲	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期			
				検査回数	検査方法	検査範囲	検査回数	検査方法	検査範囲	検査回数	検査方法	検査範囲	
F1.21	F-A	機	架	材料取用ホック	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				出口パイプ	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				移動器昇降ホック	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				出口パイプ	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				移動器昇降ホック	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				出口パイプ	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
機	架	架	架	移動器昇降ホック	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				出口パイプ	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				移動器昇降ホック	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				出口パイプ	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				移動器昇降ホック	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				出口パイプ	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				移動器昇降ホック	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				出口パイプ	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				移動器昇降ホック	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				出口パイプ	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				移動器昇降ホック	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				出口パイプ	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所

※1 取扱定規検査の長期化に伴う追加検査

8. 配管 (5/6)

変更後

運用規格：維持規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8

伊予発電所第3号機検査計画（10年）

項目番号	検査対象箇所	検査方法	検査範囲	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期			
				検査回数	検査方法	検査範囲	検査回数	検査方法	検査範囲	検査回数	検査方法	検査範囲	
F1.21	F-A	機	架	材料取用ホック	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				出口パイプ	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				移動器昇降ホック	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				出口パイプ	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				移動器昇降ホック	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				出口パイプ	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
機	架	架	架	移動器昇降ホック	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				出口パイプ	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				移動器昇降ホック	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				出口パイプ	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				移動器昇降ホック	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				出口パイプ	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				移動器昇降ホック	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				出口パイプ	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				移動器昇降ホック	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				出口パイプ	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				移動器昇降ホック	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所
				出口パイプ	7.5%	1回	-	15回	-	17回	-	17回	1箇所

※1 取扱定規検査の長期化に伴う追加検査

8. 配管 (5/6)

変更理由

運転計画変更に伴う検査時期の変更

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

運用規格：維持規格 JSMES NA1-2008

伊方発電所第3号機検査計画（10年）

項目 番号 記号	検査 箇所	検査 方法	検査 回数	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期		
				回	年	月	回	年	月	回	年	月
F-A P1.21	大 機 構 部	格納容器スプレッドベド 入口パイプ	7.5%	11	9	15						
		格納容器スプレッドベド 出口パイプ	7.5%	11	10	15						
		格納容器スプレッドベド 入口パイプ	7.5%	3	3	15						
		格納容器スプレッドベド 出口パイプ	7.5%	32	32	15						
		格納容器スプレッドベド 入口パイプ	7.5%	3	3	15						
		格納容器スプレッドベド 出口パイプ	7.5%	32	32	15						
		格納容器スプレッドベド 入口パイプ	7.5%	3	3	15						
		格納容器スプレッドベド 出口パイプ	7.5%	32	32	15						
		格納容器スプレッドベド 入口パイプ	7.5%	3	3	15						
		格納容器スプレッドベド 出口パイプ	7.5%	32	32	15						
		格納容器スプレッドベド 入口パイプ	7.5%	3	3	15						
主配管圧力パイプ	7.5%	6	6	15								

8. 配管 (6/6)

変更後

運用規格：維持規格 JSMES NA1-2008

伊方発電所第3号機検査計画（10年）

項目 番号 記号	検査 箇所	検査 方法	検査 回数	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期		
				回	年	月	回	年	月	回	年	月
F-A P1.21	大 機 構 部	格納容器スプレッドベド 入口パイプ	7.5%	11	9	15						
		格納容器スプレッドベド 出口パイプ	7.5%	11	10	15						
		格納容器スプレッドベド 入口パイプ	7.5%	3	3	15						
		格納容器スプレッドベド 出口パイプ	7.5%	32	32	15						
		格納容器スプレッドベド 入口パイプ	7.5%	3	3	15						
		格納容器スプレッドベド 出口パイプ	7.5%	32	32	15						
		格納容器スプレッドベド 入口パイプ	7.5%	3	3	15						
		格納容器スプレッドベド 出口パイプ	7.5%	32	32	15						
		格納容器スプレッドベド 入口パイプ	7.5%	3	3	15						
		格納容器スプレッドベド 出口パイプ	7.5%	32	32	15						
		格納容器スプレッドベド 入口パイプ	7.5%	3	3	15						
主配管圧力パイプ	7.5%	6	6	15								

※1 施設定規検査の長期化に伴う追加検査

変更理由

運転計画変更に伴う検査  
時期の変更



3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

運用規格：維持規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8

※1 施設事後検査の長期に付し追加検査  
 ※2 項目番号2.49 C-C/49 C-B/08.20 C-C/27-17-17は該当なし

項目番号	検査対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査回数			備考	
					第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期		
7.1.49	美 注	検査対象箇所	方法	範囲	検査回数	1回	-	-	1箇所
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	

伊予発電所第3号機検査計画 (10年)

変更後

運用規格：維持規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8

※1 施設事後検査の長期に付し追加検査  
 ※2 項目番号2.49 C-C/49 C-B/08.20 C-C/27-17-17は該当なし

項目番号	検査対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査回数			備考	
					第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期		
7.1.49	美 注	検査対象箇所	方法	範囲	検査回数	1回	-	-	1箇所
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	
						1回	-	-	

伊予発電所第3号機検査計画 (10年)

変更理由

運転計画変更に伴う検査時期の変更

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

10. 重大事故等クマス2機器備えい検査 (1/6)

適用規格： 維持規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8  
 伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

項目 番号 内容	系統名	検査対象箇所	検査 方法	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期				
				開始	終了	回数	開始	終了	回数	開始	終了	回数		
0730	C-H	検閲記録ブック及び 出入口	-	0730	0730	1回	-	0730	0730	1回	-	0730	0730	1回
0735		検入	0735	0735	1回	-	0735	0735	1回	-	0735	0735	1回	
0740		検出	0740	0740	1回	-	0740	0740	1回	-	0740	0740	1回	
0745		検入	0745	0745	1回	-	0745	0745	1回	-	0745	0745	1回	
0750		検出	0750	0750	1回	-	0750	0750	1回	-	0750	0750	1回	
0755		検入	0755	0755	1回	-	0755	0755	1回	-	0755	0755	1回	
0760		検出	0760	0760	1回	-	0760	0760	1回	-	0760	0760	1回	
0765		検入	0765	0765	1回	-	0765	0765	1回	-	0765	0765	1回	
0770		検出	0770	0770	1回	-	0770	0770	1回	-	0770	0770	1回	
0775		検入	0775	0775	1回	-	0775	0775	1回	-	0775	0775	1回	
0780		検出	0780	0780	1回	-	0780	0780	1回	-	0780	0780	1回	
0785		検入	0785	0785	1回	-	0785	0785	1回	-	0785	0785	1回	
0790		検出	0790	0790	1回	-	0790	0790	1回	-	0790	0790	1回	
0795		検入	0795	0795	1回	-	0795	0795	1回	-	0795	0795	1回	
0800		検出	0800	0800	1回	-	0800	0800	1回	-	0800	0800	1回	

※1 監視定期検査の長期化に伴う追加検査  
 ※2 維持規格JA-2010(4)の長期テスト停止に伴う長期検査を適用し、運転再開に検査を戻す  
 ※3 定期検査全体の長期化に伴う追加検査

変更後

10. 重大事故等クマス2機器備えい検査 (1/6)

適用規格： 維持規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8  
 伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

項目 番号 内容	系統名	検査対象箇所	検査 方法	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期				
				開始	終了	回数	開始	終了	回数	開始	終了	回数		
0730	C-H	検閲記録ブック及び 出入口	-	0730	0730	1回	-	0730	0730	1回	-	0730	0730	1回
0735		検入	0735	0735	1回	-	0735	0735	1回	-	0735	0735	1回	
0740		検出	0740	0740	1回	-	0740	0740	1回	-	0740	0740	1回	
0745		検入	0745	0745	1回	-	0745	0745	1回	-	0745	0745	1回	
0750		検出	0750	0750	1回	-	0750	0750	1回	-	0750	0750	1回	
0755		検入	0755	0755	1回	-	0755	0755	1回	-	0755	0755	1回	
0760		検出	0760	0760	1回	-	0760	0760	1回	-	0760	0760	1回	
0765		検入	0765	0765	1回	-	0765	0765	1回	-	0765	0765	1回	
0770		検出	0770	0770	1回	-	0770	0770	1回	-	0770	0770	1回	
0775		検入	0775	0775	1回	-	0775	0775	1回	-	0775	0775	1回	
0780		検出	0780	0780	1回	-	0780	0780	1回	-	0780	0780	1回	
0785		検入	0785	0785	1回	-	0785	0785	1回	-	0785	0785	1回	
0790		検出	0790	0790	1回	-	0790	0790	1回	-	0790	0790	1回	
0795		検入	0795	0795	1回	-	0795	0795	1回	-	0795	0795	1回	
0800		検出	0800	0800	1回	-	0800	0800	1回	-	0800	0800	1回	

※1 監視定期検査の長期化に伴う追加検査  
 ※2 維持規格JA-2010(4)の長期テスト停止に伴う長期検査を適用し、運転再開に検査を戻す  
 ※3 定期検査全体の長期化に伴う追加検査

変更理由

運転計画変更に伴う検査  
 間隔延長の反映および検  
 査時期の変更



3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

10. 重大事故等クマシ2機器類の検査 (3/6)

適用規格： 維持規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8  
 伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

項目 番号 カ リ	系統名	検査対象箇所	検査 方法	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期			
				13回	14回	15回	13回	14回	15回	13回	14回	15回	
0108 0109 0110 0111	C-B	格納容器スレインシステム 出口パイプ(1)	VT-2										
0112 0113 0114		格納容器スレインシステム 出口パイプ(2)	VT-3										
0115 0116 0117		格納容器スレインシステム 代替格納容器スレイン 出口パイプ	VT-3										
0118 0119 0120		主要気系統	気発生器3A気出口パイプ	VT-2									
0121 0122 0123			気発生器3B気出口パイプ	VT-3									
0124 0125 0126			気発生器3B給水入口パイプ	VT-3									
0127 0128 0129	主給水系統	気発生器3B給水入口パイプ	VT-2										
0130 0131 0132		気発生器3B給水入口パイプ	VT-2										
0133 0134 0135		気発生器3B給水入口パイプ	VT-2										

※1 監視定規検査の長期化に伴う追加検査

変更後

10. 重大事故等クマシ2機器類の検査 (3/6)

適用規格： 維持規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8  
 伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

項目 番号 カ リ	系統名	検査対象箇所	検査 方法	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期			
				13回	14回	15回	13回	14回	15回	13回	14回	15回	
0108 0109 0110 0111	C-B	格納容器スレインシステム 出口パイプ(1)	VT-2										
0112 0113 0114		格納容器スレインシステム 出口パイプ(2)	VT-3										
0115 0116 0117		格納容器スレインシステム 代替格納容器スレイン 出口パイプ	VT-3										
0118 0119 0120		主要気系統	気発生器3A気出口パイプ	VT-2									
0121 0122 0123			気発生器3B気出口パイプ	VT-3									
0124 0125 0126			気発生器3B給水入口パイプ	VT-3									
0127 0128 0129	主給水系統	気発生器3B給水入口パイプ	VT-2										
0130 0131 0132		気発生器3B給水入口パイプ	VT-2										
0133 0134 0135		気発生器3B給水入口パイプ	VT-2										

※1 監視定規検査の長期化に伴う追加検査

変更理由

運転計画変更に伴う検査  
時期の変更

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

10. 重大事故等クマス2機器類の検査 (4/6)

運用形態：維持形態 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8

伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

項目 番号 及び 記号	系統名	検査対象箇所	検査 方法	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期																					
				回	月	日	回	月	日	回	月	日																			
C-B	原子炉系統	タービン駆動給水ポンプ	Y1-2																												
		電気入口ポンプ	Y1-2																												
		補助給水の7#給配用配管(原子炉側)	Y1-2																												
		補助給水の7#給配用配管(原子炉側)	Y1-2																												
		電機補助給水の7#3A入口ポンプ	Y1-2																												
		電機補助給水の7#3A出口ポンプ	Y1-2																												
		3#電機給水ポンプ出口ポンプ	Y1-2																												
		3#電機給水ポンプ入口ポンプ	Y1-2																												
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																												
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																												
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																												
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																												
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																												
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																												
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																												
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																												
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																												
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																												
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																												
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																												
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																												
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																												

※1 施設定期検査の長期化に伴う追加検査

変更後

10. 重大事故等クマス2機器類の検査 (4/6)

運用形態：維持形態 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8

伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

項目 番号 及び 記号	系統名	検査対象箇所	検査 方法	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期																						
				回	月	日	回	月	日	回	月	日																				
C-B	原子炉系統	タービン駆動給水ポンプ	Y1-2																													
		電気入口ポンプ	Y1-2																													
		補助給水の7#給配用配管(原子炉側)	Y1-2																													
		補助給水の7#給配用配管(原子炉側)	Y1-2																													
		電機補助給水の7#3A入口ポンプ	Y1-2																													
		電機補助給水の7#3A出口ポンプ	Y1-2																													
		3#電機給水ポンプ出口ポンプ	Y1-2																													
		3#電機給水ポンプ入口ポンプ	Y1-2																													
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																													
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																													
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																													
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																													
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																													
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																													
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																													
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																													
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																													
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																													
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																													
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																													
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																													
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																													
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																													
		燃料貯蔵無償コンテナ	Y1-2																													

※1 施設定期検査の長期化に伴う追加検査

変更理由

運転計画変更に伴う検査時期の変更

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

10. 重大事故等クマシ2機器備えい検査 (5/6)

適用規格： 維持規格 JSMES NA1-2008  
 伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

※1 新設定期検査の長期化に伴う追加検査

項目 番号	系統名	検査対象箇所	検査 方法	第1検査時期		第2検査時期		第3検査時期	
				13日	14日	13日	14日	13日	14日
0710	C-II	原子炉設備 炉内水系統	原子炉設備炉内水 システム検査クマシ						
0711			検査クマシ						
0712			核種検査用空気システム 小排出口クマシ						
0713			核種検査用空気システム 炉内排出口クマシ						
0714			炉内排出口クマシ(1)						
0715			炉内排出口クマシ						
0716			核種検査用コンクリート3A座 水抜クマシ						
0717			核種検査用コンクリート3B座 水抜クマシ						
0718			圧入ポンプ3日已済却 検査クマシ(2)						
0719			圧入ポンプ3日已済却 検査クマシ(2)						
0720			炉内水系統	爐水レベルA, B出口クマシ					
0721				爐水レベルC, B出口クマシ					
0722			制御空気供給システム	制御空気供給クマシ					
0723				制御空気供給クマシ					
0724				制御空気供給クマシ(1)					
0725				制御空気供給クマシ(2)					
0726				圧入ポンプ空気供給クマシ					
0727				圧入ポンプ空気供給クマシ					

変更後

10. 重大事故等クマシ2機器備えい検査 (5/6)

適用規格： 維持規格 JSMES NA1-2008  
 伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

※1 新設定期検査の長期化に伴う追加検査

項目 番号	系統名	検査対象箇所	検査 方法	第1検査時期		第2検査時期		第3検査時期	
				13日	14日	13日	14日	13日	14日
0710	C-II	原子炉設備 炉内水系統	原子炉設備炉内水 システム検査クマシ						
0711			検査クマシ						
0712			核種検査用空気システム 小排出口クマシ						
0713			核種検査用空気システム 炉内排出口クマシ						
0714			炉内排出口クマシ(1)						
0715			炉内排出口クマシ						
0716			核種検査用コンクリート3A座 3日出口クマシ						
0717			核種検査用コンクリート3A座 水抜クマシ						
0718			核種検査用コンクリート3B座 水抜クマシ						
0719			圧入ポンプ3日已済却 検査クマシ(2)						
0720			圧入ポンプ3日已済却 検査クマシ(2)						
0721			炉内水系統	爐水レベルA, B出口クマシ					
0722				爐水レベルC, B出口クマシ					
0723			制御空気供給システム	制御空気供給クマシ					
0724				制御空気供給クマシ					
0725				制御空気供給クマシ(1)					
0726				制御空気供給クマシ(2)					
0727				圧入ポンプ空気供給クマシ					
0728				圧入ポンプ空気供給クマシ					

変更理由

運転計画変更に伴う検査  
時期の変更

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

10. 重大事故等クマシ2機器類の検査 (6/6)

適用規格： 検針規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8  
 伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

項目 番号	系統名	検査対象箇所	検査 方法	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期		
				13日	14日	15日	13日	14日	15日	13日	14日	15日
0710	C-H	制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	

※1 検針定規検査の長期化に伴う追加検査  
 ※2 採用適用原子炉及びその附属設備の経済性に係る項目は58条第2項に記載の「他の方法」により外観点検を実施

変更後

10. 重大事故等クマシ2機器類の検査 (6/6)

適用規格： 検針規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8  
 伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

項目 番号	系統名	検査対象箇所	検査 方法	第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期		
				13日	14日	15日	13日	14日	15日	13日	14日	15日
0710	C-H	制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	
0710		制御空気圧縮機系統	制御空気圧縮機出口パイプ	0	0	0	0	0	0	0	0	

※1 検針定規検査の長期化に伴う追加検査  
 ※2 採用適用原子炉及びその附属設備の経済性に係る項目は58条第2項に記載の「他の方法」により外観点検を実施

変更理由

運転計画変更に伴う検査時期の変更

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更理由	変更後	変更前																																																																																														
<p>運転計画変更に伴う検査時期の変更</p>	<p>重大事故等シナシタ機器供用期間中検査10年計画（原子炉格納容器供用期間中検査範囲）</p> <p>原子炉格納容器</p> <p>運用規格：維持規格 J-SME S NA1-2008</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">項目 番号</td> <td rowspan="3">検査対象箇所</td> <td>検査 箇所</td> <td>WT-4 25%</td> <td>1箇所 (25%)</td> <td rowspan="3">検査 回数</td> <td rowspan="3">検査 方法</td> <td rowspan="3">検査 回数</td> <td rowspan="3">検査 方法</td> <td rowspan="3">検査 回数</td> <td rowspan="3">検査 方法</td> <td rowspan="3">検査 回数</td> <td>第3検査時期</td> <td>15回</td> <td>15%</td> <td>15回</td> <td>15%</td> <td>15回</td> <td>15%</td> <td>15回</td> <td>15%</td> <td>15回</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>検査 箇所</td> <td>WT-4 25%</td> <td>1箇所 (25%)</td> <td>第1検査時期</td> <td>13回</td> <td>13%</td> <td>13回</td> <td>13%</td> <td>13回</td> <td>13%</td> <td>13回</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>検査 箇所</td> <td>WT-4 25%</td> <td>1箇所 (25%)</td> <td>第2検査時期</td> <td>14回</td> <td>14%</td> <td>14回</td> <td>14%</td> <td>14回</td> <td>14%</td> <td>14回</td> <td>14%</td> </tr> </table> <p>伊丹発電所第3号機検査計画（10年）</p> <p>(注) 項目番号 E1.10 E-A/E3.11, E3.12, E3.13 E-B/E1.42 F-Aに付いては、本体側より半試験又は同量以上の半試験にて別途実施。 項目番号 E3.10, E3.20, E3.30, E3.40 E-F/E1.42 F-Aに付いては、本体側より半試験又は同量以上の半試験にて別途実施。 ※1 施設定期検査の長期化に伴う追加検査 ※2 定期重要検査の長期化に伴う追加検査</p>	項目 番号	検査対象箇所	検査 箇所	WT-4 25%	1箇所 (25%)	検査 回数	検査 方法	検査 回数	検査 方法	検査 回数	検査 方法	検査 回数	第3検査時期	15回	15%	15回	15%	15回	15%	15回	15%	15回	15%	検査 箇所	WT-4 25%	1箇所 (25%)	第1検査時期	13回	13%	13回	13%	13回	13%	13回	13%	検査 箇所	WT-4 25%	1箇所 (25%)	第2検査時期	14回	14%	14回	14%	14回	14%	14回	14%	<p>重大事故等シナシタ機器供用期間中検査10年計画（原子炉格納容器供用期間中検査範囲）</p> <p>原子炉格納容器</p> <p>運用規格：維持規格 J-SME S NA1-2008</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">項目 番号</td> <td rowspan="3">検査対象箇所</td> <td>検査 箇所</td> <td>WT-4 25%</td> <td>1箇所 (25%)</td> <td rowspan="3">検査 回数</td> <td rowspan="3">検査 方法</td> <td rowspan="3">検査 回数</td> <td rowspan="3">検査 方法</td> <td rowspan="3">検査 回数</td> <td rowspan="3">検査 方法</td> <td rowspan="3">検査 回数</td> <td>第3検査時期</td> <td>16回</td> <td>17%</td> <td>16回</td> <td>17%</td> <td>16回</td> <td>17%</td> <td>16回</td> <td>17%</td> <td>16回</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>検査 箇所</td> <td>WT-4 25%</td> <td>1箇所 (25%)</td> <td>第1検査時期</td> <td>13回</td> <td>13%</td> <td>13回</td> <td>13%</td> <td>13回</td> <td>13%</td> <td>13回</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>検査 箇所</td> <td>WT-4 25%</td> <td>1箇所 (25%)</td> <td>第2検査時期</td> <td>14回</td> <td>14%</td> <td>14回</td> <td>14%</td> <td>14回</td> <td>14%</td> <td>14回</td> <td>14%</td> </tr> </table> <p>伊丹発電所第3号機検査計画（10年）</p> <p>(注) 項目番号 E1.10 E-A/E3.11, E3.12, E3.13 E-B/E1.42 F-Aに付いては、本体側より半試験又は同量以上の半試験にて別途実施。 項目番号 E3.10, E3.20, E3.30, E3.40 E-F/E1.42 F-Aに付いては、本体側より半試験又は同量以上の半試験にて別途実施。 ※1 施設定期検査の長期化に伴う追加検査</p>	項目 番号	検査対象箇所	検査 箇所	WT-4 25%	1箇所 (25%)	検査 回数	検査 方法	検査 回数	検査 方法	検査 回数	検査 方法	検査 回数	第3検査時期	16回	17%	16回	17%	16回	17%	16回	17%	16回	17%	検査 箇所	WT-4 25%	1箇所 (25%)	第1検査時期	13回	13%	13回	13%	13回	13%	13回	13%	検査 箇所	WT-4 25%	1箇所 (25%)	第2検査時期	14回	14%	14回	14%	14回	14%	14回	14%
項目 番号	検査対象箇所			検査 箇所	WT-4 25%	1箇所 (25%)								検査 回数	検査 方法	検査 回数	検査 方法	検査 回数	検査 方法	検査 回数	第3検査時期	15回	15%	15回	15%	15回	15%	15回	15%	15回	15%																																																																	
				検査 箇所	WT-4 25%	1箇所 (25%)															第1検査時期	13回	13%	13回	13%	13回	13%	13回	13%																																																																			
		検査 箇所	WT-4 25%	1箇所 (25%)	第2検査時期	14回	14%	14回	14%	14回	14%	14回	14%																																																																																			
項目 番号	検査対象箇所	検査 箇所	WT-4 25%	1箇所 (25%)	検査 回数	検査 方法	検査 回数	検査 方法	検査 回数	検査 方法	検査 回数	第3検査時期	16回	17%	16回	17%	16回	17%	16回	17%	16回	17%																																																																										
		検査 箇所	WT-4 25%	1箇所 (25%)								第1検査時期	13回	13%	13回	13%	13回	13%	13回	13%																																																																												
		検査 箇所	WT-4 25%	1箇所 (25%)								第2検査時期	14回	14%	14回	14%	14回	14%	14回	14%																																																																												



3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

別紙-8

重大事故等クラス3機器供用期間中検査10年計画

1. 重大事故等クラス3機器耐えい検査(1/5)

運用規格： 運用規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8

項目 番号 カテゴリ	検査対象箇所	検査 方法	検査 氏名	検査回数				備考	
				設備数	第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期		
02.10	D-8	上記の用いる機器類を以下に示す圧着箇所	300kVA電源車検料ケツク	WT-2	3	○	○	○	3台を2定後に分けて実施
			25kVA電源車検料ケツク	WT-2	3	○	○	○	3台を2定後に分けて実施
			大型ボツク車検料ケツク(大型ボツク車)	WT-2	1		○		
			大型ボツク車検料ケツク(大型ボツク車(低圧合機付))	WT-2	1		○		
			加圧ボツク車検料ケツク	WT-2	3	○	○	○	
			中型ボツク車検料ケツク	WT-2	7	○	○	○	
			緊急時対応用加圧装置	WT-2	447		○		
			緊急時対応用発電機検料ケツク	WT-2	6	○	○	○	6台を2定後に分けて実施
			モニター	WT-2	5		○		
			蓄電池用(アニオン鉛電池)駆動車用)	WT-2	2		○		
			蓄電池用(加圧器送水用)	WT-2	3		○		
			蓄電池用(待機用ボツク車)	WT-2	3		○		
蓄電池用(電子印機給水用)	WT-2	3		○					

変更後

別紙-8

重大事故等クラス3機器供用期間中検査10年計画

1. 重大事故等クラス3機器耐えい検査(1/5)

運用規格： 運用規格 J S M E S N A 1 - 2 0 0 8

項目 番号 カテゴリ	検査対象箇所	検査 方法	検査 氏名	検査回数				備考	
				設備数	第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期		
02.10	D-8	上記の用いる機器類を以下に示す圧着箇所	300kVA電源車検料ケツク	WT-2	3	○	○	○	3台を2定後に分けて実施
			25kVA電源車検料ケツク	WT-2	3	○	○	○	3台を2定後に分けて実施
			大型ボツク車検料ケツク(大型ボツク車)	WT-2	1		○		
			大型ボツク車検料ケツク(大型ボツク車(低圧合機付))	WT-2	1		○		
			加圧ボツク車検料ケツク	WT-2	3	○	○	○	
			中型ボツク車検料ケツク	WT-2	7	○	○	○	
			緊急時対応用加圧装置	WT-2	447		○		
			緊急時対応用発電機検料ケツク	WT-2	6	○	○	○	6台を2定後に分けて実施
			モニター	WT-2	5		○		
			蓄電池用(アニオン鉛電池)駆動車用)	WT-2	2		○		
			蓄電池用(加圧器送水用)	WT-2	3		○		
			蓄電池用(待機用ボツク車)	WT-2	3		○		
蓄電池用(電子印機給水用)	WT-2	3		○					

変更理由

運転計画変更に伴う検査時期の変更

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

1. 東大井放等27マ3機器類えい検査(2/3)

通用規格：維持規格 JMS S NA1-208

項目番号	項目	検査対象箇所	検査方法	上記以外の検査対象機器類検査項目以上以外の所産種																					
				13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回	20回	21回	22回	23回	24回										
D-8	大型鉄水廻	大型鉄水廻	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	小型鉄水廻	小型鉄水廻	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	可搬型タナ	可搬型タナ(緊急時対策用空気浄化装置)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	可搬型タナ	可搬型タナ(緊急時対策用空気浄化装置)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	可搬型タナ	可搬型タナ(緊急時対策用空気浄化装置)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	可搬型タナ	可搬型タナ(緊急時対策用空気浄化装置)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	可搬型タナ	可搬型タナ(緊急時対策用空気浄化装置)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	集合配管	集合配管(減圧ユニット)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	集合配管	集合配管(減圧ユニット)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	可搬型タナ	可搬型タナ(緊急時対策用空気浄化装置)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	可搬型タナ	可搬型タナ(緊急時対策用空気浄化装置)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	可搬型タナ	可搬型タナ(緊急時対策用空気浄化装置)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	可搬型タナ	可搬型タナ(緊急時対策用空気浄化装置)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

備考

伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

第1検査時期 第2検査時期 第3検査時期

変更後

1. 東大井放等27マ3機器類えい検査(2/3)

通用規格：維持規格 JMS S NA1-208

項目番号	項目	検査対象箇所	検査方法	上記以外の検査対象機器類検査項目以上以外の所産種																					
				13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回	20回	21回	22回	23回	24回										
D-8	大型鉄水廻	大型鉄水廻	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	小型鉄水廻	小型鉄水廻	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	可搬型タナ	可搬型タナ(緊急時対策用空気浄化装置)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	可搬型タナ	可搬型タナ(緊急時対策用空気浄化装置)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	可搬型タナ	可搬型タナ(緊急時対策用空気浄化装置)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	可搬型タナ	可搬型タナ(緊急時対策用空気浄化装置)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	可搬型タナ	可搬型タナ(緊急時対策用空気浄化装置)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	集合配管	集合配管(減圧ユニット)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	集合配管	集合配管(減圧ユニット)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	可搬型タナ	可搬型タナ(緊急時対策用空気浄化装置)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	可搬型タナ	可搬型タナ(緊急時対策用空気浄化装置)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	可搬型タナ	可搬型タナ(緊急時対策用空気浄化装置)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	可搬型タナ	可搬型タナ(緊急時対策用空気浄化装置)	13回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

備考

伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

第1検査時期 第2検査時期 第3検査時期

運転計画変更に伴う検査時期の変更

変更理由

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

1. 東大井放等27ス3機器類えい検査(3/3)

適用規格： 維持規格 JMS S NA1-208

項目番号	項目	検査対象箇所	検査方法	圧力	上記の用ひの毎検査要項を並べた上で行う検査																			
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10										
02-30	D-8	可溶性伝導率測定用標準用500 7キツルホース	WT-2	○																				
		特殊溶媒スリットドリフト シフトホース	WT-2	○																				
		気体分解装置供給用6007キ シフトホース	WT-2	○																				
		特殊溶媒スリットドリフト検知 器付母管外放出用217キツルホース	WT-2	○																				
		特殊溶媒スリットドリフト検知 器付母管外放出用217キツルホース	WT-2	○																				
		特殊溶媒スリットドリフト検知 器付母管外放出用217キツルホース	WT-2	○																				
		特殊溶媒スリットドリフト検知 器付母管外放出用217キツルホース	WT-2	○																				
		特殊溶媒スリットドリフト検知 器付母管外放出用217キツルホース	WT-2	○																				
		特殊溶媒スリットドリフト検知 器付母管外放出用217キツルホース	WT-2	○																				
		特殊溶媒スリットドリフト検知 器付母管外放出用217キツルホース	WT-2	○																				

検査回数  
 第1検査時期 13回  
 第2検査時期 14回  
 第3検査時期 15回  
 第4検査時期 16回  
 第5検査時期 17回  
 第6検査時期 18回  
 第7検査時期 19回

備考

変更後

1. 東大井放等27ス3機器類えい検査(3/3)

適用規格： 維持規格 JMS S NA1-208

項目番号	項目	検査対象箇所	検査方法	圧力	上記の用ひの毎検査要項を並べた上で行う検査																			
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10										
02-30	D-8	可溶性伝導率測定用標準用500 7キツルホース	WT-2	○																				
		特殊溶媒スリットドリフト シフトホース	WT-2	○																				
		気体分解装置供給用6007キ シフトホース	WT-2	○																				
		特殊溶媒スリットドリフト検知 器付母管外放出用217キツルホース	WT-2	○																				
		特殊溶媒スリットドリフト検知 器付母管外放出用217キツルホース	WT-2	○																				
		特殊溶媒スリットドリフト検知 器付母管外放出用217キツルホース	WT-2	○																				
		特殊溶媒スリットドリフト検知 器付母管外放出用217キツルホース	WT-2	○																				
		特殊溶媒スリットドリフト検知 器付母管外放出用217キツルホース	WT-2	○																				
		特殊溶媒スリットドリフト検知 器付母管外放出用217キツルホース	WT-2	○																				
		特殊溶媒スリットドリフト検知 器付母管外放出用217キツルホース	WT-2	○																				

検査回数  
 第1検査時期 13回  
 第2検査時期 14回  
 第3検査時期 15回  
 第4検査時期 16回  
 第5検査時期 17回  
 第6検査時期 18回  
 第7検査時期 19回

備考

運転計画変更に伴う検査時期の変更

変更理由

3.4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

項目番号	品名	検査対象箇所	検査方法	設置数	上記の圧の増減回数確認は下記を圧差値																					
					8	6	24	2	5	5m:2 10m:11 50m:37	5m:5 10m:7 20m:3	19m:5 20m:29	10m:17 20m:21 50m:63	VT-2	VT-2	VT-2	VT-2									
運用規格： 維持規格 J S M E S N A 1-2 0 0 8	D-8	検査対象箇所	検査方法	設置数	13回																					
					14回	○	○	○	○	○																
					15回																					
					16回																					
					17回																					
					18回																					
伊方発電所第3号機検査計画 (10年)	D-8	検査対象箇所	検査方法	設置数	13回																					
					14回	○	○	○	○	○																
					15回																					
					16回																					
					17回																					
					18回																					

1. 重大事故等クワズ3機器漏えい検査(4/3)

変更後

項目番号	品名	検査対象箇所	検査方法	設置数	上記の圧の増減回数確認は下記を圧差値																						
					8	6	24	2	5	5m:2 10m:11 50m:37	5m:5 10m:7 20m:3	19m:5 20m:29	10m:17 20m:21 50m:63	VT-2	VT-2	VT-2	VT-2										
運用規格： 維持規格 J S M E S N A 1-2 0 0 8	D-8	検査対象箇所	検査方法	設置数	13回																						
					14回	○	○	○	○	○																	
					15回																						
					16回																						
					17回																						
					18回																						
伊方発電所第3号機検査計画 (10年)	D-8	検査対象箇所	検査方法	設置数	13回																						
					14回	○	○	○	○	○																	
					15回																						
					16回																						
					17回																						
					18回																						

1. 重大事故等クワズ3機器漏えい検査(4/3)

変更理由

運転計画変更に伴う検査時期の変更

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前

1. 重大事故等27又3機器消えい検査(5/5)

適用規格：維持規格 JSMES NAI-2008

項目番号	項目名	検査対象箇所	検査方法	検査圧力	上記圧力の検査回数又は上記圧力の検査回数					
					設備数	第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期	第4検査時期	
D-8	D-8	圧入(緊急時対策所加圧設置用低圧ホース) 300kVA電源車用封水ボンプ 75kVA電源車用封水ボンプ 大型ボンプ車 加圧ボンプ車 中型ボンプ車 可搬型代替用封水ボンプ 緊急時対策所用建機用封水ボンプ	WT-2	WT-2	6	○				
					3	○	○			
					3	○	○			
					1	○				
					1	○				
					3	○	○			
					7	○	○			
					2			□		
					6					

備考

伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

第1検査時期 13回  
第2検査時期 14回  
第3検査時期 15回  
第4検査時期 16回  
第5検査時期 17回  
第6検査時期 18回

6台を2回後に分けて実施  
3台を2回後に分けて実施  
3台を2回後に分けて実施

変更後

1. 重大事故等27又3機器消えい検査(5/5)

適用規格：維持規格 JSMES NAI-2008

項目番号	項目名	検査対象箇所	検査方法	検査圧力	上記圧力の検査回数又は上記圧力の検査回数					
					設備数	第1検査時期	第2検査時期	第3検査時期	第4検査時期	
D-8	D-8	圧入(緊急時対策所加圧設置用低圧ホース) 300kVA電源車用封水ボンプ 75kVA電源車用封水ボンプ 大型ボンプ車 加圧ボンプ車 中型ボンプ車 可搬型代替用封水ボンプ 緊急時対策所用建機用封水ボンプ	WT-2	WT-2	6	○				
					3	○	○			
					3	○	○			
					1	○				
					1	○				
					3	○	○			
					7	○	○			
					2			□		
					6					

備考

伊方発電所第3号機検査計画 (10年)

第1検査時期 13回  
第2検査時期 14回  
第3検査時期 15回  
第4検査時期 16回  
第5検査時期 17回  
第6検査時期 18回

6台を2回後に分けて実施  
3台を2回後に分けて実施  
3台を2回後に分けて実施

※1 定期検査検査の長期化に伴う追加検査

運転計画変更に伴う検査時期の変更

変更理由

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

変更前 (定期事業者検査報告(最終報告:令和2年11月24日、原子力発第20337号)時の計画)	変更後	変更理由
<p>参考資料-2</p> <p>保全に関する実施体制</p>	<p>参考資料-2</p> <p>保全に関する実施体制</p>	<p>本ページは変更なし</p>

3. 4 添付書類三 施設管理実施計画

<p>(定期事業者検査報告(最終報告:令和2年11月24日、原子力発第20337号)時の計画)</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>
<p>変更前</p> <p>保安に関する実施体制</p> <p>1. 事業者の施設管理体制</p> <p>事業者の第15保安サイトにおける施設管理体制を下図に示す。</p>	<p>変更後</p> <p>保安に関する実施体制</p> <p>1. 事業者の施設管理体制</p> <p>事業者の第15保安サイトにおける施設管理体制を下図に示す。</p>	<p>記載の適正化 (組織整備の反映)</p>